

監査結果に基づく措置または対応状況

(令和6年度実施分)

四日市市監査委員

目 次

令和6年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要	1
監査結果の区分基準等	4
監査結果に基づく措置状況等の公表について	5
監査結果に基づく部門別の措置または対応状況	
1 定期監査	
危機管理統括部	6
危機管理課	
政策推進部	12
政策推進課 広報マーケティング課 秘書国際課 東京事務所	
議会事務局	25
議事課	
商工農水部	29
商業労政課 工業振興課 農水振興課 けいりん事業課	
農業委員会事務局	44
会計管理課	47
上下水道局	50
(管理部) 総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課	
(技術部) 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課 下水維持課	
市民生活部	71
地区市民センター (4センター)	
こども未来部	76
保育園 (2園) 幼稚園 (1園) こども園 (1園)	
教育委員会	81
小学校 (4校) 中学校 (2校)	
健康福祉部	90
福祉総務課 保護課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課	
保険年金課 健康づくり課 保健企画課 保健予防課 衛生指導課	
食品衛生検査所	

2 出資団体監査	
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 (シティプロモーション部文化課)	1 2 4
3 財政援助団体監査	
学校法人八郷学園 エンゼル幼稚園 (こども未来部保育幼稚園課)	1 2 7
〔四日市市私立幼稚園等運営費補助金〕	
四日市市職員共済会 (総務部人事課)	1 2 9
〔四日市市職員共済会事業補助金〕	
4 公の施設の指定管理者監査	
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 (市民生活部市民生活課)	1 3 1
〔四日市市市民交流会館〕	
公益財団法人四日市市文化まちづくり財団 (シティプロモーション部文化課)	1 3 5
〔四日市市文化会館・四日市市茶室・四日市市三浜文化会館〕	
5 随時監査 (工事監査)	
都市整備部道路建設課	1 3 9
(西町菊水園線ほか1線北楠駅前交通安全施設整備工事 (その2))	
上下水道局技術部水道建設課	1 4 1
(霞一丁目ほか300耗配水本管耐震化工事)	
6 行政監査	
市単独補助金の交付を受けている団体のうち、四日市市に事務所が設置 されている団体における、事務局の事務執行について	1 4 3
(シティプロモーション部観光交流課)	
令和5年度 定期監査の結果 (指摘) に基づく措置状況等	1 4 6
※監査結果公表1年後の時点で「措置済」以外であった指摘事項について	

令和6年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

1 公表の内容

令和6年度定期監査、出資団体監査、財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査、随時監査（工事監査）及び行政監査の結果に基づいて、各部署が取り組んだ状況（講じた措置または対応状況）について公表する。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき令和6年度に実施した監査の結果、同条第9項及び第10項の規定により提出した監査結果報告に基づき、各部署において講じた措置または対応状況が監査委員に通知されたので、同条第14項の規定に基づき公表するものである。

3 取り組みの状況

【報告を受けて】

措置状況等の報告によると、指摘に対しては「措置済」が84.8%（28件）、「継続努力」が15.2%（5件）となった。「継続努力」となった主な事項は、職員のワーク・ライフ・バランスに関するものであった。意見に対しては「措置済」が78.1%（300件）、「継続努力」が21.9%（84件）となった。

全ての指摘及び意見に対し「措置済」または「継続努力」のいずれかの報告がなされ、各部署が監査結果に基づいて取り組んだことがうかがえる。

今後において、「措置済」はその状態を継続し、「継続努力」は報告時点から一層の改善や向上が図られるよう要望する。とりわけ指摘に対して「継続努力」となっている事項にあっては、更なる改善の取り組みを実践し、早急に「措置済」となることを強く要望する。

また、市職員として、常に改善への意識を持ち、市民の信頼につなげるための具体的な取り組みに努められたい。

報告の中には、多くの所属において共通した課題となっているものがある。これらを参考とし、それぞれの所属においても改善点を見出し、自発的な取り組みに生かすよう要望する。

（1）定期監査に係るもの

監査委員の指摘23件のうち、「措置済」が78.3%（18件）、「継続努力」が21.7%（5件）となっている。

また、監査委員の意見335件のうち、「措置済」が76.4%（256件）、「継続努力」が23.6%（79件）となっている。

各部署における取り組みの状況は、次のとおりである。

定期監査の結果に基づく対応状況の部局別件数及び比率

令和6年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

(令和7年8月31日現在の対応状況)

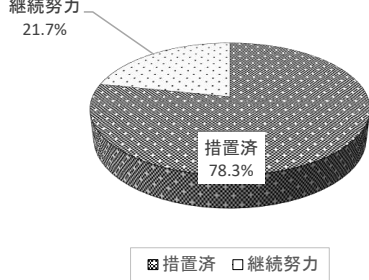
監査対象		監査実施時期	区分	監査結果 件数	措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数				件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
危機管理統括部	1	R6. 5. 8	指摘	4	2	50.0%	2	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	14	10	71.4%	4	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
政策推進部	4	R6. 5. 2、R6. 5. 7	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	51	48	94.1%	3	5.9%	0	0.0%	0	0.0%
議会事務局	1	R6. 5. 1	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	9	6	66.7%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
商工農水部	4	R6. 5. 29～R6. 6. 4	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	49	38	77.6%	11	22.4%	0	0.0%	0	0.0%
農業委員会事務局	1	R6. 5. 29	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	7	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%

(令和8年1月31日現在の対応状況)

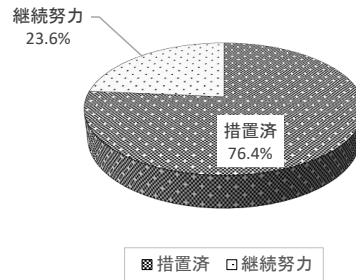
監査対象		監査実施時期	区分	監査結果 件数	措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数				件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
会計管理課	1	R6. 10. 21	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	6	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
上下水道局	9	R6. 10. 22	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
			意見	56	28	50.0%	28	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
地区市民センター	4	R6. 11. 7、R6. 11. 8	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	14	11	78.6%	3	21.4%	0	0.0%	0	0.0%
保育園・幼稚園 ・こども園	4	R6. 10. 31、R6. 11. 1	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	16	15	93.8%	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%
小学校・中学校	6	R6. 10. 28～R6. 10. 30	指摘	1	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	25	14	56.0%	11	44.0%	0	0.0%	0	0.0%
健康福祉部	11	R6. 11. 11～R6. 11. 25	指摘	9	7	77.8%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	88	75	85.2%	13	14.8%	0	0.0%	0	0.0%
指摘合計				23	18	78.3%	5	21.7%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計				335	256	76.4%	79	23.6%	0	0.0%	0	0.0%

※ 比率(%)は、各係数の小数点第2位を四捨五入した。従って、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。

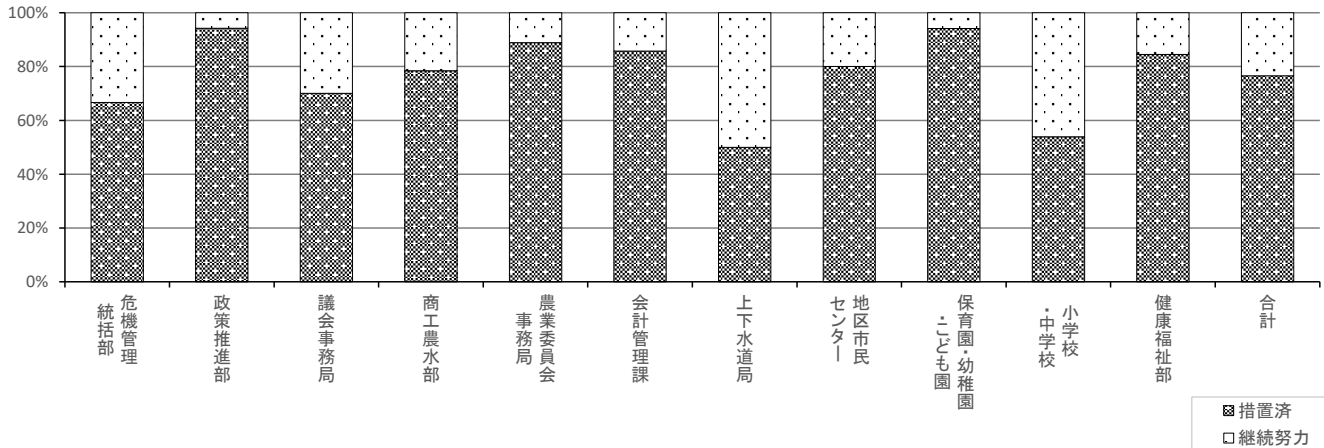
指摘に基づく対応状況



意見に基づく対応状況



指摘・意見に基づく対応状況の部局別構成比率



(2) 出資団体監査に係るもの

(令和8年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団 (シティプロモーション部 文化課)	R7.1.8	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(3) 財政援助団体監査に係るもの

(令和8年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
学校法人八郷学園 エンゼル幼稚園 (こども未来部 保育幼稚園課)	R6.11.26	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	2	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
四日市市職員共済会 (総務部人事課)	R6.11.26	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	7	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%

(4) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

(令和8年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市市民交流会館 (公益財団法人四日市市文化 まちづくり財団・市民生活部 市民生活課)	R7.1.10	指摘	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	7	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
四日市市文化会館及び四日市市茶 室、四日市市三浜文化会館 (公益財団法人四日市市文化まちづ くり財団・シティプロモーション部 文化課)	R7.1.10	指摘	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	9	7	77.8%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	16	12	75.0%	4	25.0%	0	0.0%	0	0.0%

(5) 随時監査(工事監査)に係るもの

(令和8年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
西町菊水園線ほか1線北橋駅前交通 安全施設整備工事(その2) (都市整備部道路建設課)	R7.1.22	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
霞一丁目ほか300号配水管耐震 化工事 (上下水道局技術部水道建設課)	R7.1.22	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見合計	10	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(6) 行政監査(市単独補助金の交付を受けている団体のうち、四日市市に事務所が設置されている団体における、事務局の事務執行について)
に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
シティプロモーション部 観光交流課	R6.6.5	指摘	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	2	2	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※(1)～(6)合計

指摘合計	33	28	84.8%	5	15.2%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計	384	300	78.1%	84	21.9%	0	0.0%	0	0.0%

監査結果の区分基準（令和6年度実施の監査にかかる基準）

項目	監査結果の区分
勧告	次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの ア 法令、条例、規則に違反しているもので、市の行財政運営や市民生活に重大な影響を及ぼすもの イ その他故意または重大な過失により著しく適性を欠く事項で、特に措置を講じる必要があると認められるもの ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの
指摘	次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正、改善の措置を講じるべき事項として指摘するもの ア 法令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反していると認められるもの（ただし、事前調査等における事務処理の誤りなど、速やかに是正される軽微なものを除く） イ 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、直ちに改善を要するもの ウ 前回の監査で是正、改善を求められたものについて、必要な措置が行われていないと認められるもの エ その他適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	ア 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、SDGsの観点から、改善方法の検討などを促し、又は注意する必要があると認められるもの イ その他監査委員が特に要望する必要があると認められるもの

措置を講じたときの報告及び公表の基準（令和6年度実施の監査にかかる基準）

項目	勧告	指摘	意見
措置報告の有無	必要	必要	必要
措置報告の時期	措置を講じた後速やかに（対応に時間を要する場合は監査結果通知から3か月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類し）その対応状況を報告する。	監査結果通知から6か月後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告する。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後3か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後6か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告、再報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告及び再報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

監査結果公表 第7号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づいて講じた措置等の通知があったので、その通知に係る事項について別添のとおり公表する。

令和8年5月12日

四日市市監査委員	樋口孝
同	嶋田宜浩
同	小林博次
同	山口智也

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 危機管理統括部 危機管理課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月8日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年能登半島地震への災害対応による時間外勤務の増があったが、各グループの業務執行状況を確認するとともに、一部の職員に業務が偏ることのないように、業務分担の見直しや業務の効率化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスの向上などの働き方改革への取り組みを進める。</p> <p>また、令和6年度においては、8月に日向灘沖での地震発生による南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表や8月29日から9月2日にかけての台風10号への災害対応による時間外勤務の増があり、一部の職員で80時間を超える時間外勤務があった。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>新年度から、グループ間の担当業務の入れ替えを行うなど対応を行ってきたが、育休職員の発生や当初想定していなかった全地区での説明会を必要とする業務の発生などがあり、明確な効果が発現できていないが、今後も効率的で片寄りのない業務分担を実現するとともに、デジタル技術を活用するなど、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康の維持に努めていく。</p>
<p>(3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないリスク</p> <p>所属で所管する公有財産・備品について、1年間における具体的な確認数量や、全体を対象とする確認の完了目標などを明確にした実査計画を作成し、確実に実査を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>防災備蓄品については、種類や数量、期限など管理項目が多岐にわたることから、備蓄品の状況や更新時期の把握など平時の管理の効率化を図るとともに、災害時に拠点防災倉庫の荷捌き及び避難所への配送を円滑に行えるよう、防災倉庫管理システムの導入を検討することとしており、その中で精度の高い備品実査を実現していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>防災備蓄品管理システムの構築に向け、先進地視察など情報収集を現在行っている。これは実効性のある管理体制確立の重要ステップである。情報収集を通じ、現状把握から更新時期管理、災害時運用まで、平時・有事両面での管理効率化と実査精度向上を目指す。システム導入と並行し、具体的な確認数量や完了目標を明確化した実査計画を策定し、確実に実査を進める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 事務処理誤りの再発防止について【法規性の視点】</p> <p>事務処理誤りの件数が多く、過去の監査から同様の傾向が見受けられる。根拠法令を確認するなど十分に検証を行い、再発防止策を確立すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月30日</p> <p>日常業務の点検と適正な事務の執行について、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」での確認を行うとともに、「会計事務の手引き」等のマニュアルに基づいて書類の作成を行うよう課内研修を行うなど、定められたルールに基づいた事務執行の意識の定着に努めた。</p> <p>また、作成した書類については、内部事務管理のため上位職を含めた複数の職員で確認を行うこととしているが、複数の職員で十分な確認を行うためには時間が必要であることから、決裁・回覧等は余裕を持って作成するよう周知を図った。</p> <p>適正な事務の執行について引き続き注意喚起していく。</p>
<p>② 補助制度の変更について【法規性の視点】</p> <p>地区防災組織活動補助金制度の変更は、全市的に影響も大きいことから、変更の根拠について説明責任を果たすとともに効果的な活用に資するよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 28日</p> <p>交付算定指標の変更および資機材等整備事業の補助率を3分の2へ変更するにあたり、四日市市地区防災組織連絡協議会や各地区ブロック会議などで各地区防災組織に説明を行った。今後も大きな変更を行う際には、地域への丁寧な説明を継続していく。</p> <p>また、補助金を活用した訓練や防災資機材の整備については、実施により生じる効果を確認し、事前に事業内容を把握している。今後も引き続き、補助金の適正な執行を確保するため、各地区防災組織への指導・監督を行い、問い合わせの多い共通課題については四日市市地区防災組織連絡協議会を通じて周知を行っていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の心身の健康管理について、所属長はサポートを心がけ、コミュニケーションを取るなど、十分配慮すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>働き方改革アクションプランの目標を「三ム(ムリ、ムラ、ムダ)削減」と設定し、職員の健康管理に配慮した取り組みとして所属内で共有を図った。</p> <p>今後も時間外勤務の削減に向けて定期的に業務の進捗確認を実施するなど事務の効率化や業務分担の平準化に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>職員の健康管理の指摘に対し、所属長はコミュニケーションを通じて健康状態に配慮し、業務効率化や適正な業務分担の見直しを図っている。時間外勤務については、週単位での確認や個別面談を実施し、その抑制に努めている。</p> <p>所属長は、引き続ききめ細やかな配慮とサポートを心がけ、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた職場環境の改善に、一層努力を重ねていく。</p>

<p>(3) 公有財産や備品の管理が適切に行われないうリスク</p> <p>災害時に適切な備品が配備されている状態を確保するため、精度の高い備品実査を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>防災備蓄品については、種類や数量、期限など管理項目が多岐にわたることから、備蓄品の状況や更新時期の把握など平時の管理の効率化を図るとともに、災害時に拠点防災倉庫の荷捌き及び避難所への配送を円滑に行えるよう、防災倉庫管理システムの導入を検討することとしており、その中で精度の高い備品実査を実現していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>防災倉庫管理システムの導入を具体的に検討しており、先進地視察や複数企業からの情報収集を精力的に実施している。システム導入により、個別管理とデジタル照合が可能となり、実査の負担軽減と精度向上が期待される。導入後には、具体的な実査計画に基づき、定期的な確認と更新を行い、災害時における備品の確実な提供体制を確立する。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月30日</p> <p>日常業務の点検と適正な事務の執行について、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」での確認を行うとともに、「会計事務の手引き」等のマニュアルに基づいて書類の作成を行うよう課内研修を行うなど、定められたルールに基づいた事務執行の意識の定着に努めた。</p> <p>また、作成した書類については、内部事務管理のため上位職を含めた複数の職員で確認を行うこととしているが、複数の職員で十分な確認を行うためには時間が必要であることから、決裁・回覧等は余裕を持って作成するよう周知を図った。</p> <p>適正な事務の執行について引き続き注意喚起していく。</p>
<p>② 災害を意識した人員配置について【有効性の視点】</p> <p>大規模災害発生時には、あらゆる課題を想定し、知識・経験に基づき各部局への指揮命令の発動が必要である。技師のみならず、消防・自衛隊等多岐にわたる人材を擁しつつ、地区の実情を把握して緊急対応に当たる必要があることから、所属職員のみならず部長についても、一定の在任期間の確保が可能となるよう、必要に応じて人事当局に働きかけること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>災害対応において、知識・経験に基づき各部局への指揮命令を行うため、技師、消防、自衛隊等多岐にわたる人材や地区の実情を把握して緊急対応に当たることのできる人材を確保できるよう人事当局に働きかけた。</p>

<p>③ グループ制導入の効果について【効率性の視点】</p> <p>令和4年度よりグループ制を導入している。導入の効果として、グループごとの業務分担が明確になり、業務の効率化に加え、住民ニーズの把握も充実したとのことである。大規模災害時においても危機管理課が有効に機能するよう、グループ間の連携を含め、今後も継続して組織のあり方について検討していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>平時には、業務執行状況の確認などのため、グループ内の情報共有に重点を置いて進める一方で、課全体の協力体制構築のため、グループ間の情報共有にも意識的に取り組んでいる。</p> <p>このような連携体制は、大規模災害時において危機管理課が有効に機能するために必要なものであり、今後も引き続き取り組むとともに、継続して組織のあり方について検討していく。</p>
<p>④ 業務継続計画（BCP）の有効性について【有効性の視点】</p> <p>業務継続計画（BCP）について、令和5年度に実施した図上訓練の内容を反映するとともに、非常時優先業務の内容等について、訓練等を実施しながら継続的に改訂していく予定とのことである。改訂にあたっては、全部局の非常時優先業務の内容やその有効性を十分検証するとともに、四日市市災害時受援計画とも十分に整合を取り、実効性の高い計画とすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>業務継続計画（BCP）について、図上訓練等を通じて各部局における非常時優先業務の内容・対応人員等を整理し、訓練の内容を計画やマニュアルに反映することで業務要領の確立に取り組んでいる。</p> <p>また、計画の改訂にあたっては、災害時受援計画とも十分に整合を取り、実効性の高い計画となるよう、引き続き取り組みを行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>業務継続計画（BCP）について、図上訓練等を通じて、各部局における非常時優先業務の内容・対応人員等を整理するなど、業務要領の確立に、引き続き取り組んでいる。</p> <p>また、計画の改訂にあたっては、被害想定の見直しなどを踏まえ、災害時受援計画と整合を図るなど、実効性の高い計画となるよう、引き続き取り組みを行っていく。</p>
<p>⑤ 能登半島地震における本市職員派遣結果の検証について【有効性の視点】</p> <p>令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、本市は、医師、消防職員等の専門知識・技術を有する職員、さらに避難所運営等のため一般職員等の短期派遣（令和6年6月まで）を行った。本市が被災した場合に備え、今回の派遣の結果について、三重県からの報告も参考に十分に検証を行うとともに、検証結果の四日市市災害時受援計画への反映も検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>受援計画に盛り込む内容について能登半島地震の報告書等を参考にしつつ検討していく。</p> <p>【措置済】 令和 7年 5月27日</p> <p>能登半島地震への本市からの派遣職員の多くは、避難所運営支援に関わっており、改めて地域コミュニティの重要性を認識する意見が多くみられた。また、国、県、自衛隊、警察、他の自治体への物的・人的支援の要請や受け入れには、情報の共有や連携が重要であり、本市が被災した場合に、業務が円滑に進められるよう、業務継続計画（BCP）において、どのような業務に物的・人的支援が必要となるかを整理しておくことも継続的な取り組みとして必要であることが再認識された。</p> <p>これを受け、図上訓練において、より実効性を高められるよう、内容の検証などを実施した。</p> <p>今後は、南海トラフ地震の被害想定の見直しも検討されており、状況に応じ、四日市市災害時受援計画への反映も検討していく。</p>

<p>⑥ 災害対策における設備・システムの整備について【有効性の視点】 ア 組み立て式の給水タンクの整備を令和5年度から3年間で計画しているが、全市に災害が及ぶ可能性がある喫緊の課題であるため、早急な整備を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>組み立て式給水タンクについては、令和5年度から整備を開始し、令和7年度に完了予定である。予算の平準化を考慮し3箇年の整備計画としているが、南海トラフ地震などの災害対応を想定し、内陸部(R5)⇒沿岸部(R6)⇒山間部(R7)と優先度をつけた整備としている。</p>
<p>イ 危機予測情報システムについて、先進他都市の事例も研究し、導入について検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 他都市の事例の調査研究を行っていく。</p>
	<p>【措置済】 令和 7年 7月25日</p> <p>国の管理する鈴鹿川は、流域面積が大きく氾濫の予測が可能となるため、水位予測システムの導入が行われている。しかし、流域面積が小さく、降雨の影響が短時間で水位に反映される鹿化川、十四川、米洗川などは、住民の避難行動のリードタイムを確保することが難しい点がある。そのため、予測システムの導入ではなく、監視カメラの設置により、迅速な避難情報発令かつ市民の適切な避難行動につながるような情報の発信を行っていく。今回、監視カメラを設置する業務に着手した。</p>
<p>⑦ 事前防災の統括について【有効性の視点】 頻発する浸水災害に対して、一度にハード整備による対策は困難であるため、現状の施設等の能力を最大限に有効活用を図ると共にソフト事業の充実をはかる必要があることから全庁的取り組みのリーダーシップを図ること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 全庁的な協力体制の構築を意識し、各部局が連携して迅速かつ効率的に対応できるように、より一層努める。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月23日 国、県、市など河川の流域に関わる関係者が協力し、流域全体で水害を軽減するため、鈴鹿川流域治水協議会が設立されており、本市の窓口を危機管理統括部とし、都市整備部、商工農水部、健康福祉部、上下水道局などと連携し、ハード面やソフト面における総合的な治水対策に取り組んでおり、関係部局とともに協議会に参加し、情報共有を図った。</p>
<p>⑧ 災害防止策の協議の場設置について【有効性の視点】 一定規模の宅地開発等について雨水貯留槽の設置を必須にするなど、災害の未然防止につながる策を関係部局と協議の場の設置を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月29日</p> <p>雨水対策をはじめ総合治水対策については、本市として総合治水対策協議会において取り組んでいる。今回、いただいたご意見の内容については関係部局と情報共有を行った。</p>

<p>⑨ 大規模災害時の混乱回避について【有効性の視点】</p> <p>タイムラインを設定しているが、大規模災害時には必然的に混乱が生じるので、住民の混乱する時間を可能な限り短縮する方法を検討すること。また、事前準備についての市民の意識醸成につながる情報発信を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>学校や地域等での防災教育や啓発活動を行うなど、市民の防災意識を高める活動を引き続き行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>学校や地域での防災啓発に加え、防災に直接関係のないイベントへも赴き、情報発信を実施している。防災グッズの展示など、幅広い層の市民に関心を持ってもらうための工夫を凝らし、これまで防災への関心が低い層へもアプローチすることで、事前準備の重要性を周知している。今後もこれらの活動を継続し、市民の防災意識向上に一層努めていく。</p>
<p>⑩ AR防災学習アプリの利用促進について【有効性の視点】</p> <p>AR防災学習アプリ「ARLook」について、ポイント制の付加など登録者・利用者数の増加につながる方策を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>アプリ利用促進の観点からは、外国語対応面での追加改修を行っているところである。また、他部署における情報の提供機能も追加したことから、それらによる登録者・利用者数の増加を見込んでいる。今後も利用者ニーズや費用対効果を考慮しながら、利用促進のための方策を検討していく。</p>
<p>⑪ 委託業務の履行確認について【合規性の視点】</p> <p>委託業務については、仕様書に記載された業務が確実に履行されていることを確認し、委託業者への牽制を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>「四日市市原課契約業務委託点検マニュアル」等を活用し、履行確認することとし、委託業者への牽制を行うこととするよう所属内で周知を図った。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 政策推進課
 3 監査実施期間 令和6年5月7日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ特定の職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p> <p>特に、10月の時間外勤務が100時間を超える職員が2年連続で生じており、こうした状況が令和6年度以降も継続することのないよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>例年実施している推進計画に対するローリング等に加え市長選に伴い2回実施された代表質問の取りまとめ、総合計画中間見直し、新市誕生20周年記念式典など、引き続き業務量が多い状況であった。令和6年度も6人の職員が年間360時間を超えており、令和5年度の3人から増加し、課全体としても前年度比で約60%ほどの増加となった。今後も引き続き、AIやLOGチャットの活用などで業務効率化を図り、継続して時間外の削減に取り組む。</p> <p>令和6年度は月当たり100時間を超える職員が1人生じており、今後も特定の職員に業務が集中しないよう、各担当の業務進行状況を共有し、業務分担に意を配していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和6年度は、時間外勤務において月当たり100時間を超えた職員が1人、年間360時間を超えた職員が6人となった。</p> <p>令和7年度は、人員が1人増加したことにより1人当たりの業務負担を軽減できるよう業務分担を行いつつ、生成AIなどの活用や電子決裁の促進など、業務時間内に業務が完結できるよう、業務の効率化を図っている。</p> <p>なお、8月末時点での課内における時間外勤務時間数は、昨年度同月末までと比べ26%程度削減されている。また、時間外勤務が1カ月に100時間を超える職員及び2～6カ月間の時間外月平均80時間を超える職員は現在いない状況である。今後についても、業務効率の改善に努めつつ、職員の時間外の状況により業務分担の変更などの対応を行うなど、過労死等労災認定基準を超えないようにしていくことはもとより、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 四日市市土地開発公社から引き継いだ土地の管理に関するリスク 土地開発公社から引き継いだ土地については、引き続き適切に維持管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 3日</p> <p>引き継いだ土地について、令和6年度は四日市市文化まちづくり財団への管理業務委託を行い、除草作業等を実施した。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月30日</p> <p>注意のあった事務処理誤りについて、課内で情報共有し、再発を防止するとともに、適正な事務執行について、事務処理マニュアルを使い周知徹底を行った。マニュアルは手に取りやすい場所に設置場所を変更し、確認作業の習慣化を図った。また、事務執行の際には複数の職員がサポートに留意した確認を実施し、ミスを未然に防止できるよう体制を強化した。</p>
<p>イ 政策推進課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月30日</p> <p>政策推進課の所属長として、行政手続きに瑕疵がないよう、内部事務管理に厳しく取り組み、決裁区分誤りや印鑑漏れなどの事務誤りが発生しないよう努める。</p>
<p>② 四日市地区広域市町村圏協議会について【有効性の視点】 ア 四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町において四日市地区広域市町村圏協議会が設置され、広域事業の調査研究等を行い、広域的なネットワークの強化を図っている。 協議会の事務局は四日市市に置かれており、協議会に対して負担金の支出も行っていることから、引き続き広域連携の取り組みを効果的に推進するとともに、予算・決算を含めた適正な協議会運営に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月14日</p> <p>四日市市、菰野町、朝日町、川越町の1市3町において構成された四日市地区広域市町村圏協議会において、今年度は「生成AIの活用可能性」と「行政のデジタル化の推進」の調査研究を行い、「書かない窓口」について桑名市に視察を行い、各市町の取組の参考とした。引き続き、先進的な取組、広域連携に繋がる取組について情報交換、調査研究を行うとともに、適正な協議会運営を今後も行っていく。</p>

<p>イ 広域的なネットワークの強化を図るため、協議会への負担金の支出を行っているが、情報収集や人間関係の構築にとどまらず、防災や観光など四日市市が中心となって広域的に進めることが効果的である取り組みも多くある。こうした取り組みに必要な調査業務委託を行うなど、新たな展開についても検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月14日 防災・観光については、それぞれ県と市町の地域づくり連携・協働協議会や北伊勢広域観光推進協議会で広域的に取り組んでいるが、四日市地区広域市町村圏協議会においては、令和6年度は、11月14日に桑名市に先進地視察を行い、行政のデジタル化の推進について調査研究を行った。今後も引き続き、幅広く広域連携につながる取組の調査研究を進めていく。</p>
<p>③ 大学構想について【有効性の視点・合規性の視点】 ア JR四日市駅前への大学の設置を検討するため、令和6年度より政策推進課内に大学構想推進室を設置し、「四日市市大学設置に係る基本構想」の具体化に向けた取り組みを行っていくとのことである。今後、設置主体や基本計画、スケジュールなどの全体像を作成していくにあたっては、意思決定過程等を示す記録をとり決裁を受けるなど、適切な文書管理に努めるとともに、市民への説明責任を果たせるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月22日 大学構想を進めるにあたっては、適宜必要な決裁を受けるとともに、議会に対して説明・報告を行い、ホームページにおいても検討状況を公開している。令和6年度について、5月22日に第1回四日市市大学基本計画策定委員会を開催し、資料や議事要旨などをホームページに公開しており、その後についても、委員会等の会議を開催するごとに随時公開している。進捗の時点ごとに市民の皆様へお知らせするなど引き続き情報発信に努めていく。</p>
<p>イ 大学の設置については、四日市市のみならず三重県にとって効果的な面もあると考えられることから、事業の展開を図る際には三重県との連携の確保にも努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月19日 以前より公立大学設置への参画に関して三重県へ要望を行っており、令和6年9月には北勢5市5町の首長から共同で三重県知事に対して要望書を提出し、3月18日には円卓対話での要望を予定している。引き続き三重県に対して要望を行うとともに、事務レベルでの意見交換も行っていく。</p>
<p>④ 行政評価について【有効性の視点】 行政評価について、現在は作成していない業務棚卸表が市ホームページに掲載されたままとなっている。市民にとって見やすく理解しやすい形の行政評価となるよう、改善を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月18日 業務棚卸表を掲載したホームページについて、市ホームページにそのリンクが掲載されたままとなっていたため、市ホームページからリンクを削除するとともに、業務棚卸表を掲載したホームページについても公開を終了した。</p>
<p>⑤ 四日市市総合教育会議について【有効性の視点】 四日市市総合教育会議は、政策推進課が主催する形で開催し、市長と教育委員との情報共有、意見交換等を行っている。市側の全体的な調整が政策推進課であることから当会議の担当所属になっているとのことであるが、当業務が政策推進課の所管であることを明確にするため、事務分掌上の整理についても検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月30日 四日市市総合教育会議にかかる事務分掌上の整理について、本市に規定する事務分掌の項目とは合わないこと及び近隣他市町村における規定の状況を鑑み、事務分掌上は規定しない形で総務課と調整を行った。</p>

<p>⑥ 職員による政策提案について【有効性の視点】</p> <p>職員による政策提案について、実現可能性のある提案にとどまらず、斬新な発想に基づくものを取り上げたり、調査に係る費用を柔軟に認めたりするといった創意工夫を図り、より積極的な提案に繋がるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 7月 3日</p> <p>令和6年度の一次審査（プレゼンテーション審査）については、独創性の配点を従来の2倍とするなど斬新な発想を取り入れるよう改善した。今後についても実現性のみに焦点を置くのではなく創意工夫を図っていく。</p>
<p>⑦ 総合計画について【有効性の視点】</p> <p>企業の統合報告書や他の自治体の取り組みなども参考に、四日市市の強みや特筆すべき取り組みなどが市民に分かりやすい総合計画となるよう研究を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は総合計画の中間見直しを行う年であったことから、市民の方から総合計画の中間見直しにあたりご意見をいただくとともに、総合計画を通じて本市のまちづくりについて考えていただく機会となるよう、市長との地域づくり懇談会のテーマを総合計画の中間見直しとするほか、令和6年12月にはシンポジウムを開催した。</p> <p>なお、令和7年度の広報よっかいち6月上旬号において特集を組み、総合計画の構成や中間見直しを行った取組等について、市民に分かりやすく総合計画の中間見直しの内容について発信していく予定である。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月 5日</p> <p>令和7年度の広報よっかいち6月上旬号において、特集として、総合計画の中間見直しを掲載した。特集の中では、総合計画の構成や、見直しを行った重点的横断戦略プランを取り上げた。</p> <p>引き続き、市民に分かりやすい情報発信に努めていく。</p>
<p>⑧ 中核市への移行について【有効性の視点】</p> <p>ふるさと納税や中心市街地関連の業務に注力するため、一旦中核市への移行についての具体的な動きは見送ることとしているが、引き続き、中核市移行に向けて課題の整理や調査を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月30日</p> <p>「中核市市長会」に中核市候補市として参画し、同会が開催した中核市サミットや事務担当者会議や、内閣府が開催した都道府県・指定都市・中核市地方分権改革担当課長会議などの各種事業に参加するとともに、三重県が開催した地方分権改革についての勉強会・意見交換会に参加するなど、情報交換、調査研究、地方分権の推進に向けた情報収集を行った。当面の中核市移行は見送ったものの、中核市を目指していく方針のもと、三重県と連携し、中核市移行に向けた課題の整理や調査を行っていく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 政策推進部 広報マーケティング課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月2日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和5年度はふるさと納税推進室が新しく設置されたことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員が4名となっていたが、ふるさと納税推進室の業務が軌道に乗ってきたことで、令和6年度には、時間外勤務は年間360時間を超える見込みの職員は1名となった。</p> <p>広報よっかいちの発行業務においても、関係部署とのやり取りにL o G oフォームを活用するなど、業務の効率化を図り、引き続き時間外勤務削減に努める。</p> <p>所属長は、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めている。</p> <p>また管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>ふるさと納税推進室の業務が軌道に乗ったことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員は、令和5年度の4名から、令和6年度は、1名へ減となった。</p> <p>令和7年度は、ふるさと納税推進室がシティプロモーション部へ移管されると併せて、時間外勤務が300時間を超える見込みの職員がいなくなる見込みである。</p> <p>今後も引き続き、業務効率の改善に努めることはもとより、業務分担の見直しなどを通して、業務の平準化及び低減に努め、時間外勤務の削減、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図る。</p>

<p>② 令和5年度は、ふるさと納税推進室が設置された初年度であり、これに関する業務が多かったことも、時間外勤務増加の一因とのことである。ふるさと納税関連業務には、引き続き注力を期待する反面、管理職の時間外勤務時間数も把握し、管理職自らも健康管理に注意するとともに、所属長は全職員の働き方に目を配ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 所属長は、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めている。 また管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配している。</p>
<p>(4) 契約締結及び支出が適正に行われないリスク</p> <p>① 当該報道局の番組でのPRであるから当該報道局と単独随意契約を締結するといった場合であっても、発信する情報の目的やターゲットなどを明確にして、これを達成し効果を得るための媒体として、その番組である必要があるという理由を、決裁文書で明確に示しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 令和6年度中は、所属長が、ふるさと納税推進室を含めて、職員の時間外勤務時間数を毎月把握し、著しく時間数が多い職員には個別に業務内容等を聞き取るなどして、平準化及び低減に努めた。 また、管理職の健康管理についても日々コミュニケーションを図る中で意を配した。 令和7年度は、ふるさと納税推進室がシティプロモーション部へ移管され、管理職は所属長のみとなるが、所属長が率先して定時退庁を実践するよう努めるとともに、日々のコミュニケーションを通して、管理職と職員が相互に健康管理に意を配していく。</p>
<p>② 支払遅延が1件見受けられたが、契約約款で規定している支払いまでの日数である30日をも越えていたものであり、特に意識して注意すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月 7日 令和7年度の契約のための委託業務指名業者内申書において、随意契約（単独）の理由として、例えば「本市の行政情報を三重県内に発信するため」と発信する情報、ターゲットを明確にした。</p>
<p>(5) パブリックコメント手続が適正に行われないリスク</p> <p>① パブリックコメント手続が必要かどうかの判断について、所管課から総務部総務課に事前相談がある場合がある。このような場合も、当該制度の主体は広報マーケティング課であるという認識を強く持つことを徹底し、総務課のみの判断で手続き不要と結論付けられて広報マーケティング課が把握していないという事態が生じない体制を、政策法務委員会で協議して整備しておくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 5月 7日 支払期日までに余裕をもって決裁を受けるように、課内で周知徹底を行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年12月12日 所管課から総務部総務課に事前相談があった場合に、総務課から広報マーケティング課にその内容を連絡する体制を再度確認した。 また、広報広聴主任者会議において、改めてパブリックコメント手続制度の趣旨や手続きの流れについて説明し、広報マーケティング課が制度を所管していることの周知を図った。</p>

<p>② 広報広聴主任者会議の内容を見直し、例えば、パブリックコメント手続の重要性をあらためて周知したり、手続に関する最近の事例やトピックスを共有したりするなど、意義のある会議となるよう検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年12月12日 令和6年12月12日に実施した広報広聴主任者会議において、パブリックコメント手続制度の概要、手続の流れなどについて説明するとともに、パブリックコメントを実施するか否かなどの判断に迷った場合には、広報マーケティング課へ相談するよう周知した。 今後も同会議を活用するなど、パブリックコメント手続きについて周知を図る。</p>
--	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 7日 改めて事務処理にかかる適正執行に努めるよう、課内で周知を図ったほか、財務にかかる決裁時には特に確認すべき事項をチェックリストとして付しており、複数の職員でチェックできる仕組みを取り入れられている。 所属長は、決裁権者及び出納員として決裁時の最終チェックを慎重に行うとともに、前述のリストにより複数の職員がチェックしていることを確認している。</p>
<p>② 政策推進部とシティプロモーション部との役割分担の発信について【有効性の視点】 市の魅力発信にかかる事業の一部は、令和6年度から、シティプロモーション部観光交流課へ移行されたが、政策推進部広報マーケティング課とシティプロモーション部観光交流課との役割分担や相互の連携性が市民に伝わるよう、十分に発信していくこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 様々な媒体を活用し、市の情報を広く正確かつタイムリーに発信することが広報マーケティング課の役割と考えている。広報マーケティング課が発信する情報の中には、シティプロモーションの要素が高いものもあるが、情報発信コンテンツの1つであると考えている。 引き続き、関係部署と連携のもと、市の情報発信に努める。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日 様々な媒体を活用し、市の情報を広く正確かつタイムリーに発信することが広報マーケティング課の役割と考えている。市政情報の発信の中には、当然シティプロモーションの要素も含まれるため、引き続き、関係部署と連携のもと、市内外への市の情報発信に努める。</p>
<p>③ 効果的な市のPRについて【効率性の視点・有効性の視点】 ア 飲食に関する番組は多くの人気を集めており、番組数も多い。こういった、人を集めることができる特性を持つコンテンツに着目し、市のPRにつなげるような手法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 名古屋圏における四日市の魅力発信事業については、令和6年度からシティプロモーション部観光交流課に移管したため、市外からの誘客を目的として飲食を取り扱った番組制作を行うことはないが、令和6年度に実施する「水と緑と産業の31万都市」魅力発信事業においては、本市の様々なコンテンツ・媒体を活用し、市のPRに努める。</p>

<p>イ ふるさと納税の戦略プロデューサーの採用により、ふるさと応援寄附金が大きく増加したことが報道された。これは、特別な経費を要することなく市のPRにつながるものであり、業務に取り組む上でこういった視点も持つこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 9日 新たなポータルサイト等の開設や特色のある返礼品の追加などの際には、報道機関等に情報提供を行い、取材いただけるよう、取り組んでいる。</p>
<p>④ ふるさと納税について【有効性の視点】 ア 企業版ふるさと納税は、寄附による社会貢献を通じた企業のイメージアップや認知度の向上、また地域社会の活力向上などへの社会貢献を実感できる広報が重要である。市として、企業とパートナーシップの構築をはかり、地域資源を活かした新事業展開の促進や強化につながる市の魅力発信と組み合わせたマーケティング手法を工夫して取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 市民税課が発送する法人市民税中間申告の郵送物に企業版ふるさと納税PRパンフレットを同封して発送するほか、市の施策の具体的な事業を提案し、その事業に共感していただいた企業から寄附につながるよう取り組んでいる。また、寄附を行っていた企業には感謝状贈呈式などを行い、報道機関による情報発信につなげ、PRに努めている。 なお、令和7年度中には企業版ふるさと納税のホームページを開設してPRに努めていく。</p>
<p>イ 企業版ふるさと納税で明確なコンセプトを持った地方創生事業を行っている事例を収集するなど、事業者から本市が選択されるような要素を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月27日 他都市の地方創生事業を情報収集し、令和6年度補正予算においてトイレトラック事業への充当につなげることができた。 なお、令和7年度には、企業版ふるさと納税の特設ホームページを開設し、これまでの寄附企業や活用事業の紹介など、本市に寄附することが企業のCSRにつながることを積極的に発信することにより、本市が企業から選ばれる一助とする。</p>
<p>ウ 特に企業版ふるさと納税については、人と人とのつながりが重要であるので、これまで市が築いてきた人脈を活かし、行政として働きかけられるところには積極的にマーケティングすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月29日 東京事務所による訪問や東京での四日市ゆかりの会等を活用してPRを行っている。また、各部局の政策推進監に同制度を説明し、各部局でも取り組みを進められるように働きかけを行い、寄附の獲得に努めている。</p>
<p>⑤ 市政記者クラブの設置場所について【効率性の視点・有効性の視点】 市政記者クラブは、市と報道機関との円滑なコミュニケーションに寄与する場として設置されているが、本市の市政記者クラブは本庁舎と別棟にある。施設管理などの課題はあろうが、他自治体の状況も参考にし、より近い場所への移転も視野に入れ、今後の検討課題とすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 広報マーケティング課と市政記者クラブが近い場所になる場合、未発表の内部情報が漏洩する恐れもあることなどから、メリットとデメリットを比較した上で、慎重に判断する必要がある。 現在、市政記者クラブが別棟の総合会館に設置されているが、報道機関とのコミュニケーションを取る上で特に支障を感じることはなく、現状を維持することが適切と考えているものの、今後も市と報道機関のコミュニケーションの課題や改善点等について検討していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 秘書国際課
 3 監査実施期間 令和6年5月7日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和6年9月13日</p> <p>事務処理誤りがあった事例について、課内で情報共有するとともに、再発防止のため、事務処理マニュアルを使い、周知徹底を行った。マニュアルについては、職員が確認しやすいよう共有フォルダ内に保存し、職員が決裁を起案・承認を行う際の確認作業の習慣化を行った。</p> <p>また事務執行の際には複数の職員が牽制及びサポートに留意した確認を実施し、ミスを未然に防止できるよう体制を強化した。</p>
<p>イ 秘書国際課の状況が他部局の範となるよう、所属長は内部事務管理について強く意識して取り組み、事務誤りが生じることのないよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和6年9月13日</p> <p>課内において、秘書国際課が他部局の範となるよう、事務執行だけでなく、日常の業務や行動についても強く意識して取り組むよう情報共有を行った。</p>
<p>② 四日市市国際交流基金について【有効性の視点】</p> <p>ア 四日市市の国際性の高揚、市民の国際感覚の醸成に資するため、四日市市国際交流基金を設置している。近年は寄附金の実績がなく、基金の増額が行われていない状況にあるため、将来的な基金の枯渇に備え、基金の増額につながる効果的な取り組みについて検討を行うこと。特にホームページにおいて、寄附の働きかけのみならず、市民が寄附を行いたいと思うような国際交流の記事を掲載するなどの取り組みを行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和7年2月28日</p> <p>従来より行っている事業の説明会において、国際交流基金への寄附を働きかけた。その結果、参加者から7月に寄附の申出があった。今後もこの取り組みを継続することに加え、ホームページにおいて、国際交流の内容を市民へ発信を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和7年8月31日</p> <p>市のホームページにおいて、市民が国際交流事業に理解を示し、国際交流基金に寄附を行いたいと思える内容を検討している。</p>

<p>イ 基金を活用するにあたっては、ロングビーチ市や天津市に限ることなく、基金の目的に資するような活用となるよう柔軟に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 8月 4日 四日市市国際交流基金条例の目的に則り、市民の国際感覚の醸成に資する活動に活用していく。 なお、令和6年7月30日から8月4日まで実施した、環境部所管の地球環境塾へ充当を行う。</p>
<p>③ 天津国際温泉高尔夫(ごるふ)倶楽部保証金について【有効性の視点】 現在管財課が所管している天津国際温泉高尔夫倶楽部保証金について、国際親善を目的としたものであれば秘書国際課が所管することが妥当であると考えられることから、管財課と調整を行い適切に所管替えの手続きを進めること。 また、ゴルフ場の現状についても、機会をとらえて確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 1日 天津国際温泉高尔夫倶楽部保証金について、四日市市公有財産事務取扱規程第11条に基づき、管財課へ公有財産所管換請求を行い、秘書国際課所管となった。 また、天津市へ訪問する際に、ゴルフ場の現状について確認を行う。</p>
<p>④ 国際交流の推進について【有効性の視点】 ア 語学の学習のみならず、国際交流にとって重要な人とのつながりを強化し、これまでの関係性を継続できるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月13日 姉妹都市米国ロングビーチ市においては、事業の担当者同士で頻繁に連絡を取り合うとともに、姉妹都市協会の会議が開催される際は、積極的に参加をしている。 友好都市中国天津市においては、日本に来日した際、名古屋を訪問し天津市人民政府外事弁公室主任と面会をした。また、天津市側からの要請に応じ感知天津・日本友好都市青少年天津友好訪問の際、市職員が1名随行をし、現地において、天津市人民政府外事弁公室と交流を深めた。加えて、担当者とは情報交換を頻繁に行うために会議を開催している。</p>
<p>イ 姉妹都市や友好都市であるロングビーチ市や天津市にとどまらず、様々な国際交流の取り組みについても強化を進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月23日 社会変化やニーズに対応しながら、姉妹都市・友好都市との交流を軸に様々な分野で、市民が参画する分野の国際交流を推進していく。 なお、新たに四日市大学とロングビーチ・シティカレッジとの交流を令和7年6月下旬に実施することが決定した。</p>
<p>⑤ 報償費の執行について【有効性の視点】 記念品等の報償費の執行にあたっては、その必要性について検討を常に行うとともに、秘書国際課の所管であるべきかどうかについても検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 市議会議員永年勤続表彰については、規程により市長が行うこととなっているため、秘書国際課所管が妥当であるが、必要性等については、検討を行う。 元市議会議員への元市議会議員章の贈呈は、市議選毎に実施するため、次回(令和9年度)の実施及び所管について、議会事務局と協議する。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月31日 市議会議員永年勤続表彰については、規程により市長が行うこととなっているため、秘書国際課所管が妥当であるが、その必要性等については、引き続き検討を行う。 元市議会議員への元市議会議員章の贈呈は、市議選毎に実施するため、次回(令和9年度)の実施及び所管について、議会事務局と協議する。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 政策推進部 東京事務所
 3 監査実施期間 令和6年5月2日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 職員数も少なく、首都圏に配置された唯一の職場であるため、チームワークを大切に、業務の平準化を図ること。	【措置済】 令和 6年 5月 2日 令和5年度より、業務分担において互いにシェアすることで、職員の負担やノウハウを分け合う方式を導入しており、引き続き少人数の職場にあっても業務の平準化や継続性を確保できるよう取り組んでいく。
② 消防庁への派遣職員について、健康維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、職員からの報告、消防庁訪問による時間外削減の申し入れに加え、消防庁訪問時に新たに本人面談を行うなど、派遣職員の状況確認及び職場環境の把握に努めること。派遣先への申し入れを継続して行うとともに、派遣職員の体調管理等の把握に努めること。	【措置済】 令和 7年 1月10日 災害対応等、職務の特性上突発的な業務増を避けられない部分はあるが、派遣職員との交流の機会を捉えて面談を行うなど、状況確認と職場環境の把握を行ったほか、消防庁を訪問し時間外削減の申し入れを行った。
(4) 職員宿舎に置かれている備品の管理上のリスク 職員宿舎の備品について、リース契約の可能性も検討すること。	【措置済】 令和 7年 1月15日 赴任に伴う移転にあたっては、移転に係る経費を支給しているが、現在は家具・家電等の購入費やレンタル料は支給対象外経費とされており、引き続き、職員宿舎の家具・家電については職員が用意することとした。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。	【措置済】 令和 6年 5月 2日 注意事項については、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有し、直ちに是正した。また、会計規則、文書管理規程など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいる。今後も、リスクを認識し適正な内部事務に努めていく。

<p>イ 首都圏唯一の職場であることに留意し、内部事務管理の意識を常に高く持ち、会計規則を確認するなど、慎重で丁寧な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 会計事務等を処理する際には、手引きを参照するほか、必要に応じて会計管理課に相談するなど、引き続き慎重かつ丁寧な事務処理に努めていく。</p>
<p>② 首都圏における本市の広報事業の効果について【有効性の視点】 首都圏において、官公庁やオフィスビル街等多くの人が行き交うスペースでイベントを開催し、多数の人に本市をPRしている。本市にゆかりがなくても、SNS等の情報によりイベントに継続して参加されるリピーターや、物産イベントで本市の特産品愛好者によるリピート購入もあるとのことである。今後も費用対効果を考え、テレビ出演の機会を捉えるなどして、より効果的な広報事業を企画、実施し、本市をPRしていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月19日 今年度は官公庁やオフィスビルでの物産イベント実施に加え、国内有数のコンベンション・センターである東京ビッグサイトにおいて、業界団体・一般客合わせて18万人超の来場があった見本市に出展したほか、多数の乗降客が利用する新宿エリアの情報誌に記事掲載を行うなど、多くの方の目に触れる機会を捉え、PRを行った。特に、昨年度と同じ会場で実施した物産イベントでは前回以上の売上や開催を待ち望んでいたという声が聞こえるなどの効果も見られたことから、今後も費用対効果を考えながら、より効果的な広報事業に取り組んでいく。</p>
<p>③ 事業実施に当たっての意思決定過程について【有効性の視点・合规性の視点】 広報活動をはじめとする事業の実施に当たっては、事業を行う目的・必要性など意思決定過程について、記録を文書にして残すこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月24日 事業実施の起点となる決裁文書において、事業目的・必要性等を明記するよう改めた。</p>
<p>④ シティプロモーション事業の精査について【有効性の視点】 現在実施中のシティプロモーション事業を精査して、より発信力を高めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 シティプロモーション事業の実施に当たっては、毎年見直しを行うほか、本市にゆかりのある首都圏在住の方からの助言を伺いつつ精査を行っており、今後も事業内容・実施エリアなど、よりよい発信方法を模索していく。</p>
<p>⑤ 東京に事務所を設置していることの効果検証について【有効性の視点】 前回の定期監査で「首都圏に職員が常駐し、情報収集・情報発信を行っている効果の検証を行うべき」との監査意見がある。今後も継続して効果検証を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 9日 東京事務所では、首都圏における市及び県ゆかりの国会議員や省庁職員等との協力関係を築き、常に連携を図ることで、市政の政策立案や予算編成等に繋げるなど、職員が常駐することにより効果的な業務を行っている。 こうした取り組みがさらに有効なものとなるよう進めていくとともに、引き続き効果検証にも努めていく。</p>
<p>⑥ 職員の特性を活かした事業遂行について【有効性の視点】 さまざまな分野を経験してきた職員が配置されていることから、省庁対応にあつては、職員の特性を活かしたものとすること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 例えば都市整備部を経験した職員がいることで、インフラ関係の要望活動において円滑な対応が図れたり、省庁からの多岐にわたる情報に対しても適切な部署と連携を行うなど経験を生かした省庁対応を行っている。今後も配属職員の特性を活かし、業務にあたっていく。</p>
<p>⑦ 若者にとって有用な活動の場の提供について【有効性の視点】 本市の若者が、首都圏でPR活動を行い、それにより活動を行う若者にもプラスの影響をもたらすような双方向性のある活動の場のさらなる提供について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月21日 首都圏に在住している三重県出身の若者を対象とした交流の場をとらえてSNSで紹介したり、実際に職員が参加するなど、首都圏における本市にゆかりのある若者の活動がより良いものとなるよう努めた。</p>

<p>⑧ 首都圏の学生に対する働きかけについて【有効性の視点】 首都圏の学生に対し、就職先として本市に拠点を有する企業等も選択肢に含むような働きかけを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月17日 四日市商工会議所や三重県と協力し、若者をターゲットとした本市の企業を紹介するチラシを新たに作成し、イベント等で配布を行ったほか、X（旧Twitter）でも就職サイトの紹介を行った。</p>
<p>⑨ 本市に事業所を有する企業への働きかけについて【有効性の視点】 本市に事業所を有する各企業本社に対し、本市の魅力をアピールして本市出身学生の積極的な採用・配置についての働きかけを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 本市に事業所を有する企業本社において、物産販売を企画するなど、今後もシティプロモーション活動を通じて本市の魅力を発信することで、各企業の事業所所在地として四日市市の存在感を高めていく。</p>
<p>⑩ 県内外の自治体との連携等について【有効性の視点】 県外の自治体とも本市との共通点を活かすとともに、三重県東京事務所及び三重テラスとも連携し、本市のシティプロモーションの拡大に繋げることに。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月31日 東海地区の東京事務所を有する自治体で連携し、合同で情報を発信したほか、三重県東京事務所とイベント等の情報発信において相互協力したり、三重テラスでのイベント開催を行うなど、県内外の自治体と連携することで本市のシティプロモーションの拡大を図った。</p>
<p>⑪ 地方分権の推進について【有効性の視点】 情報収集業務は、官公庁とのパイプという中央集権的な要素もあるが、時代は、地域のことを主体的に決定する地方分権をいっそう必要としている。外部機関との積極的な交流により、意識的に地方分権を促進する立場で活動を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 2日 地方分権一括法の施行以来、国と地方自治体との関係は対等で協力的な関係となっている。情報交換にあたっては広報資料を配布するなど本市の取り組みや課題を知ってもらえるよう工夫しており、今後も積極的な交流を図っていく。</p>
<p>⑫ 情報発信及びその数値目標について【有効性の視点】 市民等の東京事務所に対する認知度は高いとは言えないため、ホームページを作成し、さらなる情報発信をすることを検討すること。また、X（旧Twitter）及びメールマガジンの登録者等に関する数値目標を設定すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年10月 1日 市民が普段から利用している市の公式ホームページ内の東京事務所関係ページをリニューアルし、活動がわかりやすく伝わるよう改善した。 また、X（旧Twitter）についてはフォロワー数前年度比10%増、メールマガジンについては登録者数前年度比10%増を目指すこととした。</p>
<p>⑬ 派遣職員の連携について【有効性の視点】 本市から首都圏の官公庁への派遣職員が、交流・情報交換を行う場として、定期的な合同面談の開催について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 6月 3日 官公庁等への派遣職員が集う現況報告会を令和6年6月3日に東京事務所にて開催し、業務内容や生活の状況について交流・情報交換を行った。今後も四半期程度を目途に取り組みを継続していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 議会事務局 議事課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月1日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>市議会図書室の規程に沿った運営管理について【合規性の視点・有効性の視点】</p> <p>図書室は四日市市議会図書室規程に基づき運営管理することとされているが、図書の貸出しの手続きや貸出期間、図書の整理などについて、規程と実態が大きく乖離しており、規程に沿った運営管理を行うこと。規程の内容が実際の運用になじまず必要性に乏しいものであれば、規程そのものの見直しを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>四日市市議会図書室規程の改正に向けて検討を進めている。</p> <p>また、運用面についても、貸出状況や貸出期間の効果的な管理手法等を検討している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月13日</p> <p>四日市市議会図書室規程を改正した。</p> <p>図書の貸出し手続きを電子で行うこととし、また、貸出状況をグループウェアに入力することで所属全体で状況を共有できるようにした。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① デジタル技術の活用等により、所属全体の業務負担を減らすことができたのであれば、各係の業務量をあらためて確認し、負担の大きい係の配置人員を増やすなど体制を見直すとともに、さらにデジタル技術の活用を推進して、特定の係に時間外勤務が集中している状況を解消すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>A I 音声認識ソフトの導入により、議事課の職員で業務を分担することで、書記業務を行う職員の負担軽減につながっている。A I 音声認識ソフトの更新に当たっては、デジタル戦略課に協力する形で、サービスの選定に携わった。</p> <p>また、委員長報告、分科会長報告における会議内容の要約作業への生成A I の活用についても研究し、負担軽減に取り組んでいるが、依然として担当書記の業務負担は大きい。</p> <p>課内の体制について見直すとともに、上記デジタル技術以外にも、職員の負担軽減に資する手法について広い角度で検討を進める。</p> <p>また、人員不足の抜本的解消に向け、会計年度任用職員の増員等の対策について人事課や財政課等と協議を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>デジタル戦略課が導入したA I 音声認識ソフトを利用している。また、全庁的に導入された生成A I を利用することで、分科会長報告・委員長報告作成といった書記の業務や広報広聴係の議会だよりの作成業務の負担軽減につながっている。</p> <p>最近では、A I 技術を使ったツールやサービスが次々と開発されているので、業務に生かせるものがないか研究していく。</p> <p>また、会計年度任用職員の増員についても、引き続き関係部局と協議する。</p>
<p>② 管理職の時間外勤務時間数も把握し、管理職自らも健康管理に注意するとともに、所属長は全職員の働き方に目を配ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>管理職以外の職員の時間外勤務実績は毎月取りまとめしており、基準を超える時間外勤務時間を行っている職員はいない。</p> <p>管理職の時間外勤務時間数の把握に向けては、効率的な実績の把握方法を検討しているところである。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 4月 1日</p> <p>管理職以外の職員の時間外勤務実績は行政内部システムにより毎月取りまとめを行っており、過度な時間外労働にならないよう注意している。</p> <p>管理職の時間外勤務時間について、職員の健康を害することのないよう目安として本人の自己申告により月単位で記録することとした。</p>
<p>(3) 金券等管理におけるリスク</p> <p>金券出納簿の記載方法を見直し、適正な管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 5月 1日</p> <p>金券出納簿の摘要部分に詳細な内容を記載するようになった。また、タクシーチケットの管理についても、使用時に記録を残すように管理方法を改めた。</p>

(4) 政務活動費の適正な交付におけるリスク 適切に関係様式の修正を行うこと。	【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 関係様式の修正に向け、議員で構成する経理責任者会議において議論を行うべく、事務局として手続きを進めている。
	【 措置済 】 令和 7年 3月18日 経理責任者会議を行い、政務活動費の支給方法に合わせて、収支報告書・収支決算書（第9号様式）を修正した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【 合規性の視点 】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年12月24日 指摘事項については課内で情報共有し、同じミスが起らないよう周知を図った。 様々な事務が存在する中、ミスを防ぐためには職員一人一人の知識や意識を高める必要があり、会計管理課や財政課、調達契約課が提供している手引きなどの内容を徹底するとともに、職員が会計や財政に関する研修に参加した際には、研修内容を所属で共有するようにした。
② 市議会図書室の活発な利用について【 有効性の視点 】 図書室が十分に活用されているとは言い難い現状がある。他自治体の活用事例を調査するなどし、蔵書の有効活用につながる策を模索するとともに、新たに就任した市議会議員への説明事項に図書室利用についての案内も追加し、活発な利用を促す環境づくりに努めること。	【 措置済 】 令和 6年 9月30日 興味を引きやすい新書を事務局で選定して購入したり、新書案内の立て看板を設置するなど、図書の利用を促進する取り組みを進めている。また、新たに就任した市議会議員へも案内を行っており、1期目の議員への図書の貸出実績もある。 図書室の利用促進と併せて、より目につきやすいラウンジに新書を配架することで、議員に図書を読んでもらいやすい環境づくりに取り組んでいる。

<p>③ DXの取り組みについて【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>市民への議会情報の提供・議会への市民参加の場面においても、デジタル技術を活用した取り組みが今後さらに進められると予想される。研修や先進地視察の機会を設けるなど情報把握に努め、電子媒体と紙媒体の適切なバランスも検討しつつ、市民や市議会にとってより効率的、効果的な手法など業務委託等を含め積極的に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>市民との情報共有に向けたデジタル技術の活用策として、「まちだん×四日市市議会」の実証実験を行ったところであり、実証実験終了後の効果検証等を進めている。</p> <p>また、傍聴者向けに無料の音声認識ソフトを活用した本会議の字幕生成サービスを実証的に行うなど、デジタル技術を使った先進的な取り組みにも着手している。</p>
<p>④ テレビ放送中継等事業業務委託について【経済性の視点】</p> <p>放送エリアの関係などにより、毎年度、単独随意契約を締結しているが、価格交渉など契約の見直しについて研究を重ねること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和7年度のテレビ放送中継等事業業務の契約に向け、契約内容や価格の交渉を行う。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>契約時に委託業者への聞き取り、交渉を行ったが、社会全体で物価や人件費が高騰する中、契約価格を減額することは難しく、令和6年度と同額での契約となった。</p> <p>引き続き、来年度の予算要求や契約に向けて委託業者との意見交換や業務内容の見直しなど、契約価格を抑えられるよう研究を続ける。</p>
<p>⑤ ラウンジの利用について【有効性の視点】</p> <p>市民などが、ラウンジへの立ち入りは市議会議員に用事のある人に限定するという市のルールに拠らずに、ラウンジを利用しているケースが見られる。ラウンジのルール外の利用への対策をあらためて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>議員に用事のない人の利用は控えてもらうよう注意書きを貼っているが、それに反してラウンジを利用しているケースが散見される。</p> <p>定例会議中、議員や市職員の利用が多くなる期間は職員から口頭注意を行うなどしているが、漠然と議員と話がしたいという理由で来庁する市民への対応等、利用を制限する理由について整理する必要がある。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 6月30日</p> <p>注意喚起を掲示するとともに、定例会議中に利用しようとする人に対して職員から口頭注意を行った。</p> <p>議会事務局の対応に疑問を持つ人もいたが、利用を制限する理由を丁寧に説明し、理解を求めた。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 商工農水部 商業労政課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年6月4日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p> <p>係間における時間外勤務の偏りなどにも配慮し、全職員で業務分担やフォローをし合って、職員一人一人のワーク・ライフ・バランスを確保すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>所属長による課内業務分担の随時確認や、ペーパーレス化による業務効率化等により、令和6年度においては、2月末時点で時間外勤務が年間360時間を超える見込みの職員数は2名であり、令和5年度の3名と比較して減少した。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度については、産業の新たな拠点施設機運醸成事業等、前年度以上に取り組みを充実させた事業があることや、投票事務従事の必要があることから、応分の時間外の発生が見込まれるが、生成AIの活用等による業務効率化と時間外削減に努めており、投票事務従事を除いた時間外勤務時間数が、4～8月は課全体で730時間となり、令和6年度同時期と比較すると78時間減少している。</p> <p>今後も引き続き時間外勤務縮減に向けた取り組みを行っていく。</p>
<p>② 職員の働き方改革の一環として工業振興課とともに導入されているフリーアドレスの取り組みについて、その効果や課題などの他部局への発信に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月20日</p> <p>働き方改革推進室が発行する「働き方改革通信」（1月号）において、フリーアドレス化による紙の使用量削減効果について全庁向けに発信を行った。今後も希望に応じて随時視察について受入れを行うとともに、来客など外部の方が訪れた際に説明を行うなど、フリーアドレスの取り組みや効果について他部局と共有を行っていく。</p>

<p>(3) 補助金が有効に活用されないリスク 補助金の支給を受けた事業者に対して事後にアンケート調査が行われている事業もあるが、全ての補助金等についてアンケートが行われている訳ではなく、実績報告書に記載の参加者数などで効果を確認している事業もある。事業効果の十分な検証と効果の高い補助事業への見直し等に引き続き取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 現在アンケートを実施していない補助金については、補助金の内容に応じて、アンケートや事業者への聞き取り、現地確認等、適切な方法について検討し、事業効果の検証を行う。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 各補助金交付先よりアンケート調査による回答を入手することは、定量・定性的に効果測定が可能であることから、今後も継続して実施していく。 また、補助事業の目的に応じて、参加者数や事業継続状況など、効果を測るための必要な確認を引き続き行う。 一方で、その性質上短期での評価では限界がある補助事業については、交付実績やアンケートで集計された結果を含む情報をデータとして蓄積し、適宜経過観察を行うことで施策の検討に活用していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、部局主管課として事務処理誤りが少なくない。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因があるが、さまざまな業務の下支えとなるのが内部事務である。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日 指摘を受けた内部処理の誤りについては、職員一人一人がリスクを認識するよう、担当者だけでなく所属内で内容を共有した。また、会計規則、文書管理規程など「適正事務の手引き」に基づいた事務執行を意識しながら、複数職員によるチェック体制を徹底し、ケアレスミスの再発防止に取り組んでいるほか、誤りにつながりやすい処理については朝礼等で周知している。引き続き、適正な内部事務に努めていく。</p>
<p>② 雇用の促進について【有効性の視点】 ア 未就労の人の中には引きこもり状態の人が存在すると考えられ、そういったケースは迅速な対応が社会復帰につながる場合も多い。関連団体に接触し、就労に結び付けられたい。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月31日 引きこもり状態の人を支援する北勢地域若者サポートステーションに対し、実態や支援に関する聞き取りを行った。その結果、就労に結びつけることを目的とした家族向けのセミナーのニーズがあることを把握したため、来年度事業において、必要経費の補助を行うための予算を要求した。</p>
<p>イ 事業者側の受け入れ体制の整備が重要であり、円滑なコミュニケーション体制ができていないことで就労が継続できなかったケースも見られる。求職者側への就労サポートに加え、事業者側の環境整備サポートにも尽力すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月29日 令和6年10月29日に障害者雇用サポートフェアを開催し、先進的な取り組みを行う企業への見学を通して、職場定着に向けたノウハウや支援機関による支援メニューなどの情報を参加企業に発信した。今後も就労コーディネーターによる相談や各種助成制度を通じて求職者、事業者双方への支援に努めていく。</p>

<p>ウ 雇用関連施策等の周知、啓発について、就労コーディネーターの増員、ハローワークや商工会議所との連携強化など、可能な策を模索しながら、情報が行き届かないことのないように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 四日市商工会議所、楠町商工会、三重県中小企業家同友会北勢支部に対し、障害者雇用助成金案内冊子や各種補助金のチラシの会報等への同封を依頼し、周知を図った。 本市における就労希望の実現や雇用の安定が図られるよう三重労働局との間で雇用対策協定を締結しており、同協定に基づき就労支援についての周知・広報を実施することとしている。特に、ハローワーク四日市とは担当者と定期的に情報交換を行い、それぞれの窓口で、双方が主催する施策の紹介や案内チラシの配架を行った。また、国県等から周知依頼のあった事項については、広報誌やホームページ等に情報掲載を行っている。今後も関係機関と連携を図り、様々な方法・媒体を活用して施策の周知に努めていく。</p>
<p>③ 空き店舗等の活用支援について【効率性の視点・有効性の視点】 店舗の業態によっては、日中はシャッターが閉まっている店舗もある。中心市街地のにぎわいを感じられるような絵をシャッターに描く等、空き店舗を減らす取り組み以外の視点からも、商店街の活性化につながる策を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 商店街が主体となった四日市エリアプラットフォームでは、令和5年に立体駐車場の壁面アートを実施するとともに、現在、デジタルサイネージの設置や空地活用など、日常的ににぎわいを感じられるような取り組みの計画が進められている。 令和7年度より、商店街の振興に係る3つの補助金の対象事業に、当該団体が実施する事業を追加し、商店街の新たな魅力や活性化に資する取り組みを支援していく。</p>
<p>④ ペーパーレス化など発信方法の効率化について【経済性の視点・有効性の視点】 補助金については、冊子だけでなくWebでも周知していることから、ペーパーレス化の意識改革を促進すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 5日 電話での問い合わせがあった際には、可能な限り市ホームページを案内している。また、障害者雇用に関する広報特集（令和7年2月上旬号）では、障害者雇用助成制度の案内ページへアクセスするための二次元コードを掲載した。</p>
<p>⑤ 国とのパイプの強化について【有効性の視点】 経済産業省の職員を理事として任用している。国との連携強化はメリットが大きいことから、商工農水部の業務に十分尽力できる環境整備を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 当該職員は、国の意思決定や予算執行までのプロセスやスキーム及び知見などに熟知しており、市の産業政策に影響のある情報をいち早く入手できるとともにその情報の扱いについても助言が可能である。今回の指摘を受け、当該省庁の職員との繋ぎなどもスムーズにできることをあらためて確認した。 今後も当該省庁との連携強化を一層進めていく。</p>

<p>⑥ イルミネーション事業について【経済性の視点・有効性の視点】 従前の内容に固執することなく費用対効果を検証し、来街者の多い時期に絞るなど期間の短縮も検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年8月16日に実施された事業の打ち合わせの際に事業主体である諏訪栄町地区街づくり協議会に対し、実施時期の見直しについて申し入れを行ったところ、期間の短縮により削減できる経費が電気代のみで少額である一方、来街者の少ない冬期にこそにぎわいを創出する取り組みが必要であることから、費用対効果を検討した結果、期間短縮は行わないとの回答があった。</p> <p>引き続き、当該事業を支援することで、まちのイメージアップや冬期来街者の増加が図られ、中心市街地のにぎわい創出につながるよう、検証方法を含めより効果的な手法について、当該団体と検討を進めていく。</p>
<p>⑦ 地場産業振興センターについて【効率性の視点・有効性の視点】 中心市街地整備事業と連携した産業拠点施設の役割を担うとのことであるが、新図書館の建設地が白紙となったことも考慮して方向性を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度においては、11月11日から2月22日までの期間において、イルミネーション事業の実施が予定されている。</p> <p>今年度は新たにツリー型のオブジェの設置が検討されており、中心市街地を華やかに彩り、にぎわいを創出するとともに、写真スポットとして集客を図っていく計画である。</p> <p>引き続き、検証方法を含め、より効果的な手法について、当該団体と検討を進めていく。</p>
<p>⑧ 重要物品について【有効性の視点】 着物振袖一式を保有しているが、近年活用実績がないと聞く。利活用可能施設がないか、さらに広く呼びかけを行い、有効活用の方策を探ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>地場産業振興センターについては、近鉄四日市駅周辺整備事業と足並みをそろえ、令和9年度中のリニューアルオープンを目指し、スタートアップ支援やリカレント教育・リスクリング、産業情報発信等の機能を備えた施設整備を計画している。</p> <p>現施設1階名品館にて行っている地場製品の販売機能については、販売・販路開拓支援は、ふるさと納税に集約し、お土産処機能は、バスタ整備とあわせて、近鉄四日市駅周辺で適地を検討している。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 6年10月20日</p> <p>令和6年10月20日に開催した勤労者・市民交流センター「秋のふれあいフェスティバル」において、着物振袖一式の展示を行った。振袖の図柄が四日市市の花であるサルビアの文様である旨の解説とともに展示し、来場者に観覧いただいた。今後も、多数の来場者が見込めるイベントでの展示を行うなど、活用を継続する。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 商工農水部 工業振興課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年6月4日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p> <p>また、派遣職員の勤務状況についても、職員に過度な負担が生じることのないよう、職員本人への聞き取りや派遣先への確認などを通じて適切に把握するよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>年間の時間外勤務計画表に基づき、実施状況を適宜確認しているが、令和6年度において時間外勤務が年間360時間を超える見込みがある職員は3名であった。引き続き、業務の見直し等により、特定の職員に業務が集中しないようにバランス改善を図りながら、時間外勤務の縮減に努めていく。</p> <p>また、年休取得状況についても各自が取得しやすいようにOutlookの予定表を共有している。</p> <p>テレワークについても、各自が月1回以上の実施ができるよう目標を設定している。</p> <p>派遣職員については、出張の際に訪問し、面談の機会を設けるほか、LoGoチャット等を活用して状況の把握に努めている。</p> <p>その他、派遣職員と近い距離にある東京事務所と連携し、毎月の面会等を通じて近況の把握を行っている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和7年度において時間外勤務が年間360時間を超えないよう意識して、縮減に努めており、年休取得やテレワーク、生成AIの活用などを積極的に推進している。</p> <p>具体的には、年度当初に毎月の活用目標を立てて、テレワークや生成AIの活用を推進している。</p> <p>なお、派遣職員についても、出張時に面談しているほか、時間外も含め業務の状況について把握に努めている。東京事務所による毎月の訪問も継続している。</p>
<p>② 職員の働き方改革の一環として商業労政課とともに導入されているフリーアドレスの取り組みについて、その効果や課題などの他部局への発信に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 1月20日</p> <p>働き方改革推進室が発行する「働き方改革通信」（1月号）において、フリーアドレス化による紙の使用量削減効果について全庁向けに発信を行った。今後も希望に応じて随時視察について受入れを行うとともに、来客など外部の方が訪れた際に説明を行うなど、フリーアドレスの取り組みや効果について他部局と共有を行っていく。</p>

<p>(3) 職員配置におけるリスク 現在の工業振興課は、令和4年4月の組織改編によって商工課の工業振興係が1つの所属となったものであり、非常に小規模の課である。専門的な必要性もあって2つの係が設けられているとのことであるが、係間の壁が生じて業務の支障とならないよう、両係の連携を緊密に図り、職員が働きやすい職場環境の構築に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 工業振興課内に、主にコンビナート企業等に関する業務を所管する基幹産業振興係と、中小企業、地場産業等に関する業務を所管する工業政策係の2つの係に分かれているが、個別業務によって両係が関わるなど各係間の業務について適宜、相談や連携を実施できる環境が整っている。 出張や年休取得についても相互に協力しながら、少人数での運営に支障が生じないように引き続きテレワークシステムなどを活用し対応していく。</p>
<p>(5) 補助金・負担金の支出におけるリスク 補助金の支出にあたっては、補助の効果を適切に把握するとともに、補助内容や条件等の定期的な見直しを行い、効果が出るような補助となるよう努めること。特に、実績がない状態が続いている補助金についてはその理由を整理するなどし、補助金が利用者にとって活用しやすいものとなるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 補助金の支出後も適宜訪問を実施しながら、活用状況の把握に努めている。その際に、申請に関する改善点などをヒアリングし、補助内容や条件等の見直しの参考としている。 実績のない補助金についても、周知方法の見直しや、民間からの情報収集を行い、引き続き利用者に必要とされる補助内容となるように改善に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 四日市臨海部産業活性化促進協議会について【経済性の視点・有効性の視点】 三重県・四日市市・四日市港管理組合・四日市商工会議所の4者で構成される四日市臨海部産業活性化促進協議会については、事務局が工業振興課に置かれている。 この協議会に対しては、四日市市から30万円、三重県から15万円の年間45万円が負担金として支出されているが、前年度からの繰越金が70万円を超えている状況にある。事務局を担う立場として、三重県とも協議し、計画した事業を実施するなど、繰越額が多い状況の改善を早急に図ること。</p>	<p>【措置済】 令和6年7月19日 補助金ガイドブックを企業訪問時等の際に企業へ積極的に配布するなど行政の支援施策の周知に努めており、必要に応じた増刷などにも対応している。 また、コンビナート見学会等について、参加企業や参加する学生のニーズ調査に基づく必要となる変更に対し、事業費の活用による相乗効果も含めて検討を行っている。 他地域の先進かつ好事例研究なども計画するなど不必要に繰越金が積み上がることを無いうように改めて三重県と協議し、額については総会で決定した。</p>
<p>② 中小企業振興基金について【有効性の視点】 中小企業の振興を図るため中小企業振興基金を設置しており、その運用益は産業展覧促進事業費に充当されている。近年は寄附金の実績がなく、基金の増額が行われていない状況にあり、また運用益を除く基金の活用も行われていない状況にある。 基金設置の目的に資するよう、効果的な基金の活用を図るとともに、継続的な基金の運用のため、基金の増額につながる取り組みについて検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年2月28日 現状では運用益のみについて産業展覧促進事業費に充当しているが、基金自体についても中小企業振興に効果的な活用方法の検討に努める。 また、基金の規模を維持しつつ、増額につなげるため、企業への周知に努めるとともに税制優遇措置など、寄附金に対するインセンティブ等も検討に努めることとした。</p>

<p>③ 業務委託の適正実施について【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>業務委託契約を行うにあたっては、契約金額の算出根拠は明確に把握しておくこと。また、履行確認については、報告書による確認のみで済ますことなく、必要に応じて現場の確認も行い、業務が適正に行われるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>除草作業等の業務委託について、河川排水課に依頼する設計書に基づき実施している。また、現場確認も定期的実施している。</p> <p>引き続き他の委託業務についても同様に実施に努めていく。</p>
<p>④ 地場産業振興の取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>地場産業の振興にあたっては、萬古焼をはじめとした様々な地場産品を広く認知してもらい、購入に繋げることが重要であり、海外も含めた販路の拡大へのサポートに特に力を入れて取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日</p> <p>国内の大規模な見本市や海外販路開拓に関する商談等にかかる小間料等について補助を行っている。</p> <p>また、海外販路の拡大についてJETRO三重の支援制度も活用してもらっていることを聞いている。地場産業の振興のため、今後も広く認知してもらえるように事業者とともに取り組みたい。</p> <p>【措置済】 令和 7年 8月31日</p> <p>事業者に対しては、ガイドブックやホームページ等で販路開拓等に係る補助制度を紹介するほか、工業振興課職員や企業OB人材センターのアドバイザーによる企業訪問時に積極的に補助金や支援機関の制度周知に努めている。</p> <p>その他、東京事務所や事業者と連携して地場産業をPRするイベントを定期的に（年3回程度）実施し、首都圏において地場産業のPRに努めている。</p>
<p>⑤ カーボンニュートラルの推進について【有効性の視点】</p> <p>四日市コンビナートにおけるカーボンニュートラルの推進においては、製品のファインケミカル化や四日市港におけるブルーカーボン生態系の活用といった新たな分野に対する補助についても、積極的に取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月12日</p> <p>カーボンニュートラルに資する分野への研究を含む設備投資への支援を行うため、資源循環やネガティブエミッション技術などへの補助を四日市市企業立地促進条例の改定に合わせて活用可能となるよう議案として上程した。</p>
<p>⑥ 市内の工業高校等との連携について【有効性の視点】</p> <p>四日市市におけるものづくりを推進していくにあたっては、市内の工業高校等との連携やサポートについても検討を行い、将来の企業活動を支える人材の育成に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月14日</p> <p>企業OB人材センターによる小中学生を対象としたものづくり講座を行い、ものづくりの楽しさを伝えるほか、年間1回程、市内小学校および工業高校の依頼を受け、出前授業を実施した。引き続き連携やサポートに努めていく。</p>
<p>⑦ 主要事業の目標設定について【有効性の視点】</p> <p>工業振興課の所管する事業においては、社会環境の影響を大きく受けるものが少なくない。主要事業の目標設定にあたっては、様々な社会環境等の把握を確実に行い、適切な目標となるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>変化の大きい昨今の社会環境を鑑み、情報収集の強化に取り組む。また収集した情報の分析を行い、具体的な目標設定を行うとともに、必要に応じて目標値や施策を見直しを行い、事業の成果へ繋げるよう努めることとした。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 商工農水部 農水振興課
 3 監査実施期間 令和6年5月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 使用料の徴収について【合規性の視点】 農業センターの使用については四日市市農業センター条例で規定されており、使用料は特別の理由があると認めるとき以外は前納しなければならないと規定されている。しかし、納入通知書が使用後の納期限で発行されている事例が複数見受けられた。内部統制を強化し、不備のない適切な事務処理を行うこと。	【措置済】 令和6年5月30日 使用料の納入通知書について、条例に基づき使用前の納期限で発行することを所内で周知するとともに、通知書作成決裁時の確認を徹底した。
② 工作物の取得報告について【合規性の視点】 令和4年7月に取得した防犯カメラについて、管財課への市有財産取得報告書の提出が令和6年1月になされていた。公有財産を取得したら速やかに管財課へ報告を行うこと。	【措置済】 令和6年9月9日 市有財産取得報告書について、財産取得後の速やかな報告が必要であることを、改めて所属内で共有した。

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は、2回の選挙事務の影響が大きく、課全体の時間外勤務は前年度と比して増加しているものの、業務分担の見直しや業務の効率化に取り組んだ結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員は前年度比1名減の2名となる見込みである。デジタル技術の導入と業務改善を進めることによって時間外勤務の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んでいく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>時間外勤務削減に向けた取り組みの結果、令和6年度において時間外勤務が年間360時間を超える職員は前年度比1名減の2名となった。</p> <p>令和7年度は、年度当初19名いた時間外勤務対象人員が、年度途中の退職者や長期休業取得者（予定含む）を考慮すると、年度終盤には14名になる見込みである。人員減に伴って職員一人あたりの業務負担の増加が懸念されるものの、時間外勤務が年間360時間を超える職員は1名になる見込みである。</p> <p>引き続き業務改善やデジタル技術の導入を推進し、時間外勤務の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に取り組んでいく。</p>
<p>(4) 食肉センター・食肉地方卸売市場の老朽化に係るリスク</p> <p>施設の老朽化に加え、肉牛の大型化が進んでいることから、各施設の設備更新・修繕計画の見直しも含め、適時適切な予算確保を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年10月31日</p> <p>各機械設備・冷蔵設備については、耐用年数等を考慮した設備更新計画に従って、随時、更新を行っており、設備の老朽度を見ながら同計画を見直し、引き続き、適切な予算確保を行っていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月30日</p> <p>監査結果について所属内で供覧するとともに、所属長が受講した「より適正な事務事業の推進のための所属長研修」について、特に注意を要する内容を整理し課員に周知を図った。決裁回議時には承認者により、総務部作成の「文書事務の手引」や、会計管理課作成の「会計事務の手引き」等のマニュアルに沿って内容確認を行い、事務処理の誤りを見逃さないように対応する。</p>

<p>イ 勤続年数が短い職員が多い。必要に応じて業務の進め方を見直し、ミスを生じさせない業務体制を強化すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月 9日 所属での勤続年数に加え、市役所での通算の勤続年数を勘案して職員の業務分担を行っている。また、各業務の繁忙期においては、担当外職員も業務の手助けを行うなど、業務が円滑に遂行されるよう引き続き臨機応変に対応していく。</p>
<p>② 補助金交付決定の決裁について【有効性の視点】</p> <p>補助金交付決定の決裁に、補助金額は記載されているが、積算根拠が記載されていないものが散見された。決裁に当たっては、決裁の過程で所属長等が起案内容を迅速・確実に把握し、判断を誤らないよう、起案文書の鑑に補助金額の積算根拠を明確に記載するよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 9月 9日</p> <p>補助金交付決定の決裁文書の鑑において、補助金の積算根拠等を記載するテンプレートを作成し、所属内で活用するようにした。</p>
<p>③ 原課契約工事について【合規性の視点】</p> <p>原課契約工事において、検査を行った記録が残されていない事例が見受けられた。内部統制を強化し、不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 5月 30日</p> <p>工事完了検査の記録について、複数の職員により確認を行うなど、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>④ 地域計画の策定について【有効性の視点】</p> <p>地域ごとに農業の将来の方向性を定める「地域計画」は、地域農業の将来の在り方及び10年後の地域内の農地の担い手を定めた目標地図について農業関係者と協議を行い、地域ごとの農地利用の方針を定めるものであり、国から令和6年度中の策定が義務付けられている。農水振興課が策定の主体となるが、担い手情報の提供等の面で農業委員会事務局が大きく関わっている。各地域の実情に応じ、将来の農業の担い手確保に大きく貢献できるよう、農業委員会事務局と連携し、効果的な計画策定を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月 28日</p> <p>地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定するものであり、同法の規定に基づき、農水振興課と農業委員会事務局の連携のもと取り組んでいる。地域計画の前身となる「人・農地プラン」を策定している市内16の地区のうち、地域側が地域計画を策定しないと意思決定を行った1地区を除く15の地区の地域計画（案）について、今後、公告・縦覧の後、公告を行う予定である。また、地域計画は毎年地域での話し合いを経て、見直しを行うこととなっている。</p>
<p>⑤ 収益性の高い農業への展開について【有効性の視点】</p> <p>新規就農者・農業後継者の支援、6次産業化・アグリビジネスの支援等の施策を行い、農業の経営規模の拡大、作業の効率化などを支援し、農業所得の向上につなげることで担い手農家の育成を図っている。先進他都市の取り組みも参考として輸出も視野に入れ、将来の担い手農家の育成に貢献できるよう、より効果があり利用しやすい施策を展開すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月 28日</p> <p>新規就農者の確保に向けて、JAや三重県などと連携して、就農相談会を開催するほか、個別に就農相談があった場合には関係者全員で情報を共有し、各関係者が必要な対応を講じている。また、実際に就農に至った際には、早期の経営安定に資するべく市だけでなく、国の制度も含めて様々な角度から支援を行っているところであるが、より効率的な取り組みにつなげられるよう先進事例について研究を行う。</p> <p>【継続努力】 令和 7年 8月 31日</p> <p>担い手農家の育成・確保に向けてこれまでの取り組みを継続するとともに、輸出の促進や高温による農作物への影響の対策など、農業を取り巻く環境に注視しながら、新たな支援制度の検討を進めている。</p>

<p>⑥ 農業センターの新たな取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>農業センターでは、専門家を招いた加工技術セミナーを開催する他、実際に農業者が新たに整備した加工機器を使った試作品づくりの取り組みを支援している。また、児童や親子を対象に、農作物の栽培・収穫・加工調理体験を通じて農業と食への理解を深めてもらう食育の講座を開催している。農業者が6次産業化に身近に取り組み、将来を担う子どもたちに農業への関心をはぐくむ施設として、受講者・体験者の意見を確実に把握し分析して、今後の展開につなげること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>6次産業化セミナー及び食育体験講座では、毎回受講者アンケートにより受講者の意見の把握と分析に努めている。今後は、アンケート結果を次年度以降の開催内容に反映していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>6次産業化セミナー及び食育体験講座でアンケートをとり、意見の把握と分析を行った。多くの受講者・体験者から満足であるとの声をいただいております。今後も引き続きセミナーや講座に反映させていく。</p>
<p>⑦ 6次産業化の推進について【有効性の視点】</p> <p>6次産業化の推進は、農業者が生産だけでなくそれぞれの販路を確立することが重要あり、農水振興課はコンサルタント等を活用し、販売手法の研究に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>専門家を招いた6次産業化セミナー（個別相談会）において、6次産業化に関心のある農業者に対して販売手法について講義を行っており、今後も、同様のセミナーを実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>6次産業化セミナーにおいて、三重県農山漁村発イノベーションサポートセンターの地域プランナー等を講師に迎え、6次産業化について講義を行ったほか、商品化に対する加工実習を行った。受講者へのアンケート結果を参考にし、更なる内容の充実を検討した。引き続き6次産業化セミナーを開催し、商品化や販売手法の研究を推進していく。</p>
<p>⑧ 農薬を使用しない農作物の生産推進について【有効性の視点】</p> <p>できる限り農薬を使用せず、例えば学校給食にも定期的に提供できるとともに、品質・収量を確保し、安全安心な農作物の安定供給が可能となる新たな農業の推進を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日</p> <p>安定的な農業経営には、数量・品質が安定した出荷体制を整えることが第一であり、まずは慣行栽培において数量・品質を向上させる取り組みを引き続き推進していく。</p> <p>なお、化学合成農薬や化学肥料の使用料を減らした栽培は新たな販路開拓等に資することから、それらを3割低減させる「みえの安心食材表示制度」の取り組みを三重県と連携して推進している。</p>
<p>⑨ アグリビジネスの推進について【有効性の視点】</p> <p>本市のアグリビジネス推進事業費補助金制度は、肥料等を散布するドローン等の購入も補助対象とする先進的な取り組みと聞く。このような取り組みを拡大し、アグリビジネスを積極的に推進すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日</p> <p>当該補助制度の対象者となる認定農業者に対しては、年度当初に当該補助制度を含む市の農業関連補助制度の案内資料を送付しており、今後も制度の利用が進むよう同様の案内を継続する。また、農業者からの営農相談に際しては、状況に応じた最適な補助制度を案内し、農業経営の改善に繋がるよう対応している。</p>

<p>⑩ 有害鳥獣被害対策について【有効性の視点】 有害鳥獣被害対策について、警備会社等への民間委託等を検討すること。また、確実に成果を上げるため、対策の目標を明確化し、予算の集中化を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 他自治体が実施する有害鳥獣被害防止に係る民間業者への委託について、調査、研究に取り組む。 また、引き続き三重県と連携し、より効果的な被害防止対策の取り組みについて調査、研究を行う。</p>
<p>⑪ 水産業における人材・資源の確保について【有効性の視点】 水産業従事者の高齢化が深刻であり、将来を担う人材の確保に向けた施策を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 有害鳥獣被害防止に係る民間委託について、県内他市町では行っていないことを確認している。引き続き、県外他市町の状況についての調査・研究を行う。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日 漁獲量が年々減少する中、年間90日以上就業を条件とする正組合員数も年々減少する一方、就業日数に定めのない準組合員数は年々増加している。三重県と連携して、四日市市漁業協同組合が従前より実施している種苗放流事業や、令和5年度からの新たな取り組みであるワカメ養殖などにより、引き続き水産振興を図っていく。</p>
<p>⑫ 水産資源の確保について【有効性の視点】 伊勢湾の環境変化により、水産資源の変化が著しい。環境部のみならず、伊勢湾沿岸部の自治体や企業等とも連携し、水産資源の確保に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日 三重県は令和4年10月に「第9次水質総量削減計画」を策定し、環境基準の達成と生物生産性・生物多様性の両立の実現に向けて、窒素とリンの削減目標を見直し、下水処理場の栄養塩類管理運転による栄養塩類の調整が行われている。漁業者から当該効果を確認しながら、関係機関と連携して必要な対策を講じていく。</p>
<p>⑬ 補助事業の見直しについて【有効性の視点】 多岐にわたる補助制度について、利用しやすい制度となるよう、常に見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 年度当初に配付する農業関連補助制度の案内を図示化するなど、改善に取り組むほか、適宜、農業者に対し、制度改善事項を確認するなどして、利用しやすい制度となるよう見直しを図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 6月 3日 令和7年度の補助事業について、制度内容を大きく見直したものは無いものの、年度当初の補助制度の案内の図示化のほか、三重県職員を招いた補助事業の説明会を開催して、農業者が利用しやすい環境づくりを行った。</p>
<p>⑭ 食肉センター、農業センターとの連携について【有効性の視点】 食肉センター、農業センターとのコミュニケーションを深め、事業展開について十分に連携していくこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年 9月 9日 食肉センター、農業センターとは随時連携を図っており、引き続き、適宜事業の進捗状況を確認していく。なお、農水振興課が市民を対象に開催する、農場訪問バスツアーにおいては、農業センターを行程に組み込み、農業センターの職員が施設の紹介や、作物の育て方についてレクチャーを行っている。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 商工農水部 けいりん事業課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年5月31日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和5年度は、大規模施設整備に伴う業務の増加により、時間外業務の増加が見られ、令和6年度についても年間360時間を超える見込みである。</p> <p>職員間の業務の平準化を図るため、毎週課内会議を実施し、業務の進捗管理と課題に対して対応策を議論するとともに、業務の再割り振りが必要に応じて行っている。また、デュアルディスプレイや生成AIの活用により業務の効率化を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>前年度に引き続き令和6年度も1名が年間360時間を超過している。</p> <p>毎週実施する課内会議により業務の平準化に取り組むとともに、OutlookやLogoチャットも活用し情報の共有化と業務の効率化を図り、ワークライフバランスの充実に努めていく。</p>
<p>(3) 備品管理におけるリスク</p> <p>① 寄附された物品を適正な手続きで受入れしていないと、選手から寄付されたという記録やその物品が寄附されたものであるという記録が残らない。寄附という行為の重要性を認識し、寄附された物品の登録を速やかに行うこと。今後寄附を受ける際は、遺漏なく手続きを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>四日市競輪場内には中央団体である(公財)JK Aや(一社)日本競輪選手会の持ち物も現存しており、過去の職員の話によると選手の記念品等については選手会の持ち物である可能性が高いことが判明したため、寄贈品台帳に載っていなかったと考えられる。</p> <p>展示物の所在等については選手会と協議中である。</p> <p>また、競輪場内にある物品について記録を残していない結果、このような自体が発生しているため、今後は引継ぎ書等を残して職員全員が把握できるようにしていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>展示物の所在について、選手会に確認したところ選手会所有になっている。</p> <p>今後、寄贈があった際は適切な手続きを行い台帳に登録するとともに、寄贈者の気持ちをくみ取り適切な環境を整え管理していく。</p>

<p>② 備品の照合結果の記録が記載されていないと、照合していたとしても事実の証明ができない。多数所管しているからこそ、備品及び財産実査は計画的に照合を行い、必ず記録を残すこと。備品ラベルの貼り替えについても計画的に進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 外向投票所新設に伴い、施設だけでなく必要機器等のコンパクト化を実施することにより、膨大な備品管理による負担を減らし、今回のようなミスが起きないように、備品の必要性の見直しを図ることとした。 受託者と情報共有を図りながら備品の移動状況を把握し、移動となる場合は備品マスタ情報を更新するなど管理の徹底を図ることとした。</p>
--	--

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図り、事務誤りのないようさらに努力すること。特に現金等の管理は適正に行うこと。また、定例的な事務作業について、ICTの活用による自動化と職員による最終確認を行い、正確性の確保と効率化を両立すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 毎年、業務の担当割を変えることにより、多くの職員が幅広く業務を把握できるようにし、業務の知識を深めるよう努める。 決裁文書は課内全員がチェックし、複数の視点で誤りがないように確認している。 ルールに基づいた事務執行の意識を高めるため、課全体での打ち合わせの際には事務管理の徹底につながる手法の見直しや意見交換を実施していく。 また、ICTの活用による自動化を積極的に取り入れることにより、業務の効率化を図るとともに、人による作業やチェックを重視する業務に余裕を持たせ、単純なミスの減少や業務に対する成果の向上に繋がるよう、日々業務のあり方に見直しを図る。</p> <p>【措置済】 令和 7年 8月29日 会計や文書に関する研修資料を用いて課内で研修を実施し、業務に必要な知識を深めていく。(令和7年8月29日、課内会議後に実施) また、ダブルチェックにより、特に重要な事務処理について複数人が関与するとともに、ミスが発生しやすいポイントを可視化しリスクを共有し分析の上で同じミスを繰り返さないようにする。</p>
<p>② 施設整備について【有効性の視点・効率性の視点・経済性の視点】 ア 施設整備にあっては、真に必要な機能に絞って経費を抑制することが求められる。一方で、施設使用対象者は競輪選手であり、本来の目的に沿った整備を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 競輪場の魅力向上、特別競輪の開催誘致等は競輪事業の安定的な継続のために重要であるが、本来の目的に沿っていない整備をしていないかの見直し等は定期的に実施していく。 今後も公平・公正なレースが実施できるよう、老朽化している選手管理棟の整備を検討するとともに、令和7年度は選手宿舎の維持補修を目的とした補助金を交付する予定である。</p> <p>【措置済】 令和 7年 6月18日 入場者数の減少に合わせてコンパクトな運営を行うため、四日市競輪場施設整備計画を策定している。令和7年度も計画の見直し、6月18日の6月議会産業生活常任委員会において、整備内容について説明を行い、承認を得た。今後も状況に応じた整備を継続していく。</p>

<p>イ 施設整備にあつては、無駄なスペースをなくし、経済的な視点を持ちながら、収益につながる運営が可能となる配置とすること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 ハード面のコンパクト化を実施していく中で、より効果的なものにするため、来場者数の分析や清掃・警備等の人員配置の見直しにより委託料削減を行っていく。</p>
<p>ウ シャトルバスの運行については、費用対効果の面から実態調査の上、必要に応じて見直しを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 8月31日 外向投票所新築では令和7年6月に施設整備に係る設計が完了し、運営する上で必要最低限の部屋数と床面積にした。現状では、警備や投票所の人員削減で1500万円が削減できる見込である。令和10年7月にリニューアルオープンに向けて、総合運営業務受託者と協議を行い、効率的な運営を検討していく。</p>
<p>③ 競輪事業関連団体との連携について【経済性の視点】 公益財団法人JKA交付金や全国競輪施行者協議会負担金など、車券売上額に応じて支出する経費について、本市競輪収益が減少した場合でも競輪事業を維持できることを考え、費用軽減を求める取り組みを続けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 近鉄四日市駅等から競輪場までのシャトルバスは、利用者数に応じて最適化に務めており、最近では令和3年に便数削減を行った。 今後は、最寄駅から1.5km離れており利用者の高齢化を考慮しつつ、利用状況を勘案しながら見直しを検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 外向投票所リニューアルに向けて、令和7年12月からの仮設営業時と各整備段階でお客様の入場人員やシャトルバス停留所からの動線が大きく変わる見込である。今後、利用実態を把握した上で、運行本数や発車時間帯の見直しを実施していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、JKA交付金軽減の要望書を取りまとめ、総務省、経済産業省やJKAに要望書を提出している。 全国競輪施行者協議会の会長からも、経済産業大臣に要望活動を実施している。 過去に交付金率の軽減を実現しており、今後も同様に削減の要望を実施していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日 また、令和7年11月6日に開催の東海ブロック競輪場所在地議会議長会にて、全国議長会への要望書にJKA交付金軽減を含め、削減の要望を実施する予定である。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 農業委員会事務局
 3 監査実施期間 令和6年5月29日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 農業委員会総会議事録の署名漏れについて【合規性の視点】 農業委員会総会の議事録で署名がないものが見受けられた（四日市市農業委員会規則で、2人以上の委員が署名しなければならないと規定）。今後の対策として、議事録署名の重要性を改めて共通認識し、総会準備から開催・日付記載・署名までを一連の流れとして位置づけ、規則に基づく内部統制を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年 8月21日 監査事務局から指摘を受けて、速やかに委員が署名手続きを行った。 議事録作成から署名までの一連の流れが滞っていたことを踏まえ、今後は総会開催後に速やかに議事録を作成し、原則として翌月開催される総会までに委員の署名を取ることとしている。</p>
<p>② 公印管理について【合規性の視点】 農業委員会事務局長の公印が、農業委員会の公印を定める四日市市農業委員会規程に規定されていなかった。速やかに規程を整備し、公印管理を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月27日 四日市市農業委員会規程を一部改正し、農業委員会事務局長の公印を同規程に定めた。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>事務局業務の大半は許可申請や相談に起因するもので業務量等もその年々の状況により変動するが、情報知識の共有や助言も事務局内で行いながら業務処理にかかる負荷を極力低減させるよう努めた。またL o G oフォームを利用した外部からの問い合わせフォームを作成するなど業務の合理化・標準化を図った。</p> <p>しかし、令和6年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人見込まれる。</p> <p>今後も業務改善を図りながら働きやすい職場環境づくりに努めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月31日</p> <p>事務局業務の大半は許可申請や相談に起因するもので業務量等もその年々の状況により変動するが、情報知識の共有や助言も事務局内で行いながら業務処理にかかる負荷を極力低減させるよう努めた。またL o G oフォームを利用した外部からの問い合わせフォームを作成するなど業務の合理化・標準化を図った。</p> <p>しかし、令和6年度は、時間外勤務が年間360時間を超える職員数が2人であった。</p> <p>令和7年度は、8月末時点で年間の時間外目標を超えるような職員はいないが、今後も引き続き業務改善を図りながら働きやすい職場環境づくりに努めていく。</p>
<p>② 令和6年度の職員1人増員により、年間360時間を超える時間外勤務を解消するとともに、現在行っている週2回の定時退庁を今後も継続するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 2月28日</p> <p>令和6年度は地域計画の推進や制度変更への対応などもあり、残念ながら週2回の定時退庁は実現困難であったが、夏期特別休暇の完全取得に加え年間10日以上有給休暇の取得を内部管理目標とし、全員が目標達成する見込みである。</p> <p>今後もワーク・ライフ・バランスの推進に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>令和6年度は地域計画の推進や制度変更への対応などもあり、残念ながら週2回の定時退庁は実現困難であったが、夏期特別休暇の完全取得に加え年間10日以上有給休暇の取得を内部管理目標とし、全員が目標達成することができた。</p> <p>今後も引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に努めていく。</p>
<p>(4) 農地転用許可等が適正に行われないリスク</p> <p>勤続年数が短い職員が多く、円滑な業務継承と統一した基準による法令審査の確立のため、マニュアルを整備すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月28日</p> <p>各担当職員は、農地転用許可事務を遂行するうえで、マニュアル化された「農地転用許可事務ハンドブック」に倣って、その業務を遂行している。また、マニュアルに記載されていない内容については、関係法令に規定されている趣旨等を把握し、解釈の違いによって不適正な事務処理がないよう、疑義のある場合は組織内で十分協議し、勤続年数が短い職員が適正に事務を遂行できるようサポートしている。</p> <p>今後もこのような取り組みを継続し、適正な事務処理を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 朝礼時に、所属長が、事務処理において定められたルールに基づいた事務執行や、上位職による牽制やサポートの重要性を各職員に周知した。 また、各職員が「会計事務の手引き」や「事務共通専決一覧」等を確認することで、日常的に処理すべき業務の精度を向上させ、さらに、上位職によるダブルチェックを行うことで、適切な事務処理を行うよう努めた。 所属長は、決裁において適正な事務執行が行われるよう決裁権者や出納員としての責任を十分認識したうえで、適正な執行に努めた。 今後も、折に触れ根拠を確認しながら適正事務の執行に努めていく。</p>
<p>② 地域計画の策定について【有効性の視点】 地域ごとに農業の将来の方向性を定める「地域計画」は、地域農業の将来の在り方及び10年後の地域内の農地の担い手を定めた目標地図について農業関係者と協議を行い、地域ごとの農地利用の方針を定めるものであり、国から令和6年度中の策定が義務付けられている。農水振興課が策定の主体となるが、担い手情報の提供等の面で農業委員会事務局が大きく関わっている。各地域の実情に応じ、将来の農業の担い手確保に大きく貢献できるように、農水振興課と連携し、効果的な計画策定を支援すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 地域計画策定に向けて、地域農業の現状を把握するため農業委員会が実施した農業者の意向アンケート結果や、耕作者ごとに色分けした目標地図の素案を作成し、話し合いの場に提供した。 地域計画の話し合いの場に農業委員、農地利用最適化推進委員のほか、事務局職員も農水振興課とともに参加した。 その結果、令和6年度中に15地区の地域計画を策定することができる見込みとなった。 今後も、地域計画の内容を実現するために、定期的な話し合いを継続し、農業委員会として地域農業の持続的な発展に貢献していくよう努める。</p>
<p>③ 農業の担い手育成について【有効性の視点】 農業の担い手育成のため、市全体の産業・物流・環境等広範な分野を意識し、農業委員会の役割において、新たに農業を始める人の牽引役となるよう支援に努めること。また、人口減少時代にふさわしいまちづくりと農業施策との整合を図るため、農業委員会は、農業者の立場から課題解決に向け、全庁的な議論につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 2月28日 農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局が連携して、就農を希望する地域での円滑な農地確保につながるよう支援している。 また、農業委員会から市や議会へ提出する「農業施策等に関する意見書」において様々な議論を委員間で行う中で、本市の今後のまちづくりと農業施策との整合性を図る視点からの議論も行い、意見書として取りまとめている。</p> <p>【措置済】 令和 7年 3月19日 農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局が連携して、就農を希望する地域での円滑な農地確保につながるよう支援している。 また、農業を取り巻く情勢を踏まえ、本市の今後のまちづくりと農業施策との整合性を図る視点も含めた議論を委員間で行い、「四日市市農業施策等に関する意見書」をとりまとめ、令和7年3月に農業委員会から市や議会に対して意見書を提出した。</p>
<p>④ 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携について【有効性の視点】 両委員が円滑にコミュニケーションを図り、効果的に連携して業務に取り組めるよう、農業委員会事務局は、時間外勤務が増えない範囲内で十分に調整を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日 事務局としては、両委員に地域計画の話し合いに参加していただいたり、農地利用状況調査を協力して実施していただくよう互いの連携を働きかけている。 今後とも地域農業の持続的な発展にご尽力いただけるようサポートを続けていく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 会計管理課
 3 監査実施期間 令和6年10月21日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、課内異動を含めた職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。職員の健康のため、人員配置を強く要望し、過労死等労災認定基準を上回る職員が生じる状況は避けること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度の職員の時間外勤務の状況は、年間360時間を超える時間外勤務を行った職員が6人、厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る勤務状況にあった職員が1人であった。令和5年度と比べて年間360時間を超える時間外勤務を行った職員が2人増加となる結果となったが、これは時間外に選挙事務と災害待機に従事したことが主な原因である。</p> <p>令和7年度の職員配置に当たっては、所属年数が長く知識と経験の豊富な職員2人がそれぞれ人事異動と育児休業取得になったため、課全体の事務能力の維持に重点を置いた職員配置を行った。</p> <p>これからも業務改善と業務の効率化に向けた取り組みを強化し、働きやすい職場環境づくりに努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>支払審査件数が多くなる出納整理期間と出納閉鎖後の決算調製の時期である4月から6月までの業務が集中する期間は、係を越えた協力体制を強化して業務に取り組んだことにより、昨年度とほぼ変わらない時間外勤務時間数であった。しかし、令和7年9月末で職員1人が退職し欠員が生じたことから、職員一人当たりの時間外勤務時間は昨年度と比べて増加している。11月からは所属長も入った係別のミーティングを定期的に行い、業務の進捗状況を確認した上で、その効率化と改善の方法を模索している。</p> <p>令和7年度の1月までの時間外勤務時間は、所属全体で3183時間であり、昨年度の同月と比較して88時間増加している。また、令和8年1月末時点で、今年度の時間外勤務時間が360時間を超えている職員が5人いるが、過労死等労災認定基準を超える職員はいない。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 内部統制事務におけるリスク 全庁的な内部統制について</p> <p>定期監査において、全庁的に内部事務の基本的な部分での誤りが見受けられる。誤りを防止するため、システムによる対策を含めたデジタル技術の活用を検討するとともに、各所属に対する牽制機能の強化に努めること。また、全庁的な誤りの発現に危機感を持ち、部長会議を利用した注意喚起など積極的な発信に取り組み、各所属内でのチェックが十分に機能するよう、出納員の責任に対する意識付けを改めて行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 7日</p> <p>各所属の出納事務の適正な処理を確保するため、令和7年4月16日付で事務の適正化に向けた会計管理者による通知を庁内掲示板に掲示した。この通知において、令和6年度に実施した実地検査で発現を確認した会計事務の誤りの例を挙げ、会計事務に内在するリスクについて啓発し、出納員等の意識の向上に努めた。また、部長会議において、出納員である各所属長が先頭に立って事務の適正化に向けた取り組みを実行するとともに、出納事務に係る組織的なチェック体制を早急に強化するよう、会計管理者から各部長に要請した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 金融機関及び関係機関との連携について【有効性の視点・経済性の視点】</p> <p>手数料の有料化など交渉が必要となる場合において、支出額の抑制を円滑に進めるためには、日頃から金融機関との関係性を構築しておくことが重要である。引き続き、業務における連携を図るとともに、交渉においては県や県内他市と協調して進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日</p> <p>指定金融機関等に取り扱ってもらっている公金の収納と支払に係る事務について、その効率化と合理化を図るため、定期的実施する事務の状況等の検査の時などに合わせて、指定金融機関等と情報交換を行った。今後も指定金融機関等との良好な関係性を維持していく。</p> <p>県内の地方公共団体とも、三重県都市会計管理者協議会や会計職員事務研修会などの場を利用して、公金の収納と支払に係る事務に関する情報の共有化を継続していく。</p>
<p>② 手数料の抑制にかかる取り組みについて【経済性の視点】</p> <p>令和6年度から金融機関へ支出することとなった窓口収納手数料や振込手数料について、支出額の抑制を図るため、キャッシュレス化の推進に取り組むとともに、庁内共通の支払日の設定についても検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日</p> <p>収納事務の効率化と窓口収納手数料負担の軽減化につなげるため、公金収納担当課に対し、スマートフォン決済が可能な払込票バーコード収納に関する情報の提供や地方税統一QRコードを活用した公金収納の推奨などを行った。</p> <p>振込手数料負担の軽減を図るため、口座振込による同一債権者への複数の支払を一つに集約するためのシステム改修と集約後の支払の明細を債権者に通知するシステムの導入に向けた取り組みを開始した。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日</p> <p>公金収納担当課に対し、引き続き、スマートフォン決済が可能な払込票バーコード収納に関する情報の提供や地方税統一QRコードを活用した公金収納の推奨に努めた。</p> <p>令和8年度からスタートする同一債権者への口座振込による支払の集約化に向けて、財務会計システムに重複登録されている支払債権者のデータを整理するなど、計画的にその準備を進めている。</p>

<p>③ DX化に向けた体制づくりについて【効率性の視点・合規性の視点】</p> <p>職員による最終確認は引き続き必要であるものの、デジタル技術の導入及び活用による業務の正確性と効率性の向上が求められる。職員が導入及び活用に向けて取り組みやすい環境を整えるため、ポスト職は柔軟な体制づくりを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>会計事務の正確性と効率性をこれまで以上に確保していくには、デジタル技術の活用も有意義であるとの認識のもと、総務部が実施する新たなデジタル技術の体験会などへの職員の参加を積極的に推進することにより、デジタル技術の活用に向けた取り組みを進めた。</p>
<p>④ 職員用机・椅子の管理について【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>一元的に管理する職員用机・椅子について、引き続き各所属における職員数の変動や老朽化による更新の必要性を正確に把握し、適切な予算の確保とともに無駄な在庫が生じないように取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>各所属で使用する職員用机・椅子について、各所属への聞き取り調査や必要に応じて実施する現物調査により、その使用状況や機能の劣化状態の把握を行った。これらの調査により更新の必要が認められた机・椅子については取り換えた。人事異動による職員数の変動についても、人事異動内示後速やかに調査を実施し、職員の異動に対応した必要な数量の机・椅子を各所属に配置した。今後も適切な職員用机・椅子の管理により一層取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 三重県都市会計管理者協議会の負担金について【経済性の視点】</p> <p>三重県都市会計管理者協議会の決算において、各市からの負担金に比べて支出額が少なく、余剰金が繰り越されている状況である。同協議会における必要額の精査を行い、負担金の減額や一時廃止についての提案を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月13日</p> <p>令和7年5月13日に開催された三重県都市会計管理者協議会総会において、令和7年度の協議会負担金は徴収しないことが承認された。令和8年度以後の協議会負担金の徴収については、事業の状況を勘案した上で判断することが同総会において確認された。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 上下水道局 管理部
 3 監査実施期間 令和6年10月22日

【総務課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度における時間外勤務時間が年間360時間を超える職員は、令和5年度の2名から5名に増加した。これは、人事異動により転入してきた職員が業務に習熟するまでに時間を要したことによるものである。 令和7年度においては、職員の業務習熟が進んだことで、時間外労働は徐々に減少傾向にある。今後も、職員が働きやすい環境を整え、ワーク・ライフ・バランスの向上に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 現在も時間外勤務時間は減少傾向にあるものの、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は4名となる見込みである。引き続き、職員のワークライフバランスの向上と働きやすい職場環境の整備を図っている。
② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。	【 措置済 】 令和 7年 3月31日 心身の不調での休職から復帰した職員には最大限配慮して業務負担を軽減するとともに、業務の平準化などの取り組みを行っており、引き続き、人員配置の要望を人事課に強く行っていく。
(5) 固定資産の管理におけるリスク 四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第8条第1項第3号の「車両法第49条に定める点検整備記録簿」にあたる記録がないので、車両台帳の作成など本庁における取り扱いも参考に適切な記録を行い、公用車の適正管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 本庁の車両台帳を参考に点検整備記録簿を含めた車両台帳をExcelで構築中である。雛型の草案はできしており、係内で最終調整を行っているところである。 今後、必要な項目の入力を各課に依頼し、取りまとめて令和8年1月31日までに完成する予定である。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 現在、各所属において車両台帳の新様式(Excel)への入力作業を進めており、令和8年3月末に完成する見込みである。 整備完了後の同年4月からは、点検整備の実施状況を適切に記録し、公用車の適正な管理を図る。

<p>企業会計における土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上で明確になっていない。本庁における取り扱いも参考に、管理や実査の適切な方法を検討、整理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 土地・建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産については、決算書の補助簿である固定資産台帳に整理し管理を行っている。各所管課が固定資産を台帳に登録する際には、当該資産の所在を登録することにより、所管課を明確にしている。 また、固定資産の実査を行うにあたり、統一的な様式を定め、各所管課が適切に実査を行えるようにした。</p>
--	---

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。 前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 各職員が意識を高く持ち、内部事務にミスが無いように、所属長を通じ継続的に徹底を図っている。また職員に対しては積極的に研修を行い、知識不足解消を行っている。その他業務のチェックリストを作る等、ミスを無くす取り組みを行った。</p>
<p>イ 公印台帳の記載状況に不備が見られたが、適切に記載するよう努めるとともに、その様式の見直しも検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 様式の見直しを検討した結果、新調や廃止が少ないことと、そもそも公印の数が少ないことから、現在の様式でも管理が可能と判断し、継続して使用することとした。 不備については既に解消されているが、引き続き、十分注意して適切に取り扱う。</p>
<p>② 規程改定手続きについて【合規性の視点】 令和5年度までは、水道事業会計の歳入はお客様センターですべて処理することとなっていたが、令和6年度から、各課で調定など歳入の事務処理を行うこととなった。しかし、これに伴う四日市市上下水道局処務規程第7条に定める部課及び係の事務分掌の改定手続きが行われていない状況にあるので、すみやかに規程を改定し、実態と齟齬のないようにすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月21日 規程の改定を実施した。</p>

<p>③ 職員の時間外勤務の削減について【有効性の視点】</p> <p>長時間の時間外勤務は、職員の健康への影響や業務の効率面からも望ましくない。三六協定の対象職場である上下水道局では、時間外勤務が月30時間を超えた職員について各所属長が理由を記載した時間外レポートを作成しているとのことであるが、引き続き、働き方改革推進室や関係部局と連携して時間外勤務の抑制を図ること。</p> <p>また、管理職・非管理職に関わらず働き方改革は必要であり、管理職の時間外勤務時間の把握方法などを検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>働き方改革推進室や関係部局と連携して時間外勤務の抑制を図ることが可能かどうか検討中である。</p> <p>管理職の時間外勤務時間の把握方法はパソコンの電源が入っている時間で把握が可能であるが、その情報はデジタル戦略課しか把握していないため、上下水道局内だけで把握できるような方法を検討中である。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>時間外勤務の削減については、働き方改革推進本部を中心に全庁的な取り組みが進められており、上下水道局においても市長部局と歩調を合わせ、電子決裁の推進や窓口業務対応時間の短縮等に取り組んでいる。</p> <p>また、管理職の時間外勤務状況の把握については、パソコンのログを活用し、全庁的に実施される予定である。</p>
<p>④ 技術職の確保の取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>技術職の確保に苦慮している現状を受け、職員を一括採用している総務部人事課は採用条件の変更や試験時期の見直し等の工夫を重ね、上下水道局も小中高生向け広報活動（高校生インターン・中学生職場体験の受入、上下水道フェスタ開催等）を実施しており、労務職についても定年退職が続いていることから、近年は毎年1人以上の確保を図っているとのことである。引き続き、技術職の確保に向けた取り組みを進めるとともに、業務の外部委託などを通じて職員の業務負担の軽減に努め、働きやすい職場環境の整備にも努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>現在実施していることは継続して実施するとともに、他にできることがあれば積極的に実施していきたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和8年度は中学生職場体験の受け入れ枠を広げるとともに、上下水道フェスタにおける啓発内容の拡充を図る予定である。</p>
<p>⑤ 泗水の里でのPRについて【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>泗水の里のラベルに、広告料を受け取って市内の商店や企業の広告を掲載するなど、年々増加傾向にある若い世代の職員からもアイデアを得ながら収入増や市内の活性化をより促進する方策を検討すること。</p>	<p>【 検討中 】 令和 7年 7月31日</p> <p>泗水の里は、PR効果を目的とした事業であり、収益を追求することは本来の目的と異なる。また、少ロットでの生産や在庫管理を請け負う事業者が少ないため、事業の継続自体が困難になりつつある。こうした状況から、監査委員の意見も含めて方向性を上下水道局内で検討している。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>泗水の里の今後の方向性について上下水道局内で検討を行った結果、本市の水道水のイメージアップには一定の効果があったものの、水道水の利用促進の面では効果が薄いと判断し、令和7年度をもって製造を終了することとなった。</p>

<p>⑥ ハラスメント対策について【有効性の視点】 理不尽な要求を繰り返すなどのカスタマーハラスメントについては、マニュアル作成や不当要求等に対応するために配置されている職員を中心とした上下水道局としての体制づくりなど、職員を守る対策を十分行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 3日 法令遵守指導監を中心とした「四日市市上下水道局職員に対するカスタマーハラスメント防止対策相談等処理委員会」を設置し、体制づくりおよび職員を守る対策を行った。</p>
<p>⑦ 被災地への派遣職員の経験の活用について【有効性の視点】 能登半島地震への対応として、短期的には、給水活動のための給水車の派遣、下水管の調査へ職員を派遣している。また、長期派遣として、下水道の復旧に向けて職員を北陸に1年間派遣している。この派遣経験を今後の地震発生時の対応に活用できるよう、職員の研修や、施設や備品等の準備に役立てるよう検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日 能登半島地震発災直後に派遣された職員については、令和6年7月5日に報告会を実施し、上下水道局内で情報共有を行うとともに、各職員に今後の災害に備えた施設や備品の準備に役立てるよう意識を促した。現在高岡市に派遣している職員についてもその経験を同様に活用していく予定である。 また、災害消耗品等の予算を次年度へ反映した。</p>

【経営企画課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日 令和5年度は、令和6年4月に農業集落排水事業特別会計を地方公営企業法適用事業にするための時限的な業務の増加及び育児休業中職員の代替職員の補充がなかったことを起因に業務が集中したことにより、時間外勤務が年間360時間を超える職員がいた。 令和6年度においては、時限的な業務が終了したこと及び業務の平準化により、時間外業務の削減を図り、年間360時間を超える職員は0人となった。 また、業務用端末にダブルスクリーンを導入し事務の効率化を図ることにより、時間外勤務の削減及びワーク・ライフ・バランスの充実に努める。</p>

<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスクを踏まえ、管理職間の密なコミュニケーションを通じて職員のケアを図っている。 また、業務の平準化により、職員の負担が軽減できるよう取り組むとともに、業務量に見合った人事配置の要望を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、管理職間の密なコミュニケーションを通じて職員のケアに取り組んでいる。 また、2名の職員が育児休業から復帰したことから、より一層の業務平準化による負担軽減を図っている。 適正な人事配置についても、業務量に見合った配置の要望を行っていく。</p>
<p>(5) 固定資産の管理におけるリスク 企業会計における土地や建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産について、固定資産台帳の管理は経営企画課が行っているものの、各々の所管課がシステム上で明確になっていない。本庁における取り扱いも参考に、管理や実査の適切な方法を検討、整理すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 土地・建物、10万円以上の工具器具や備品などの固定資産については、決算書の補助簿である固定資産台帳に整理し管理を行っている。各所管課が固定資産を台帳に登録する際には、当該資産の所在に登録することにより、所管課を明確にしている。 また、固定資産の実査を行うにあたり、統一的な様式を定め、各所管課が適切に実査を行えるようにした。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。 前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 事前調査での指摘を受けてただちに補正を行い、改めて「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。各種の業務を進める際においても、複数職員での確認を習慣化し、職員への意識付けを継続的に行っていく。 また、文書取扱責任者において再確認するよう徹底した。 今後においても、職員への意識付けを継続的に行うことで、各種事務執行におけるルールの徹底を維持していく。</p>

<p>⑧ 水道事業の安定的な継続について【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>経年管の更新や耐震化を進める必要がある一方で、節水機器の普及などに伴って給水収益が減少し、厳しい経営状況が想定される。令和4年度開始の上下水道フェスタをはじめ、市民に対し水利用の促進を引き続き働き掛けるとともに、経費削減にも努め、安定的な水の供給を継続するため適切に水道施設の維持管理等を行える経営体質の構築に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>経年管の更新や耐震化を進めるには多額の費用がかかるため、AIによる管路劣化診断予測を活用して漏水発生リスクが高い管路を優先して更新することで、今後発生する漏水を減らし修繕費の縮減を図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>経年管の更新や耐震化を進めるには多額の費用がかかることから、引き続き、AIによる管路劣化診断予測を活用して漏水発生リスクが高い管路を優先して更新することで、今後発生する漏水を減らし修繕費の縮減を図る。</p>
<p>⑨ 雨水排水対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>大雨による浸水被害などが多発しているため、雨水排水対策の推進に取り組んでいるとのことであるが、全庁的に議論し、上下水道局で行うべき対応の範囲を明確にして進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>庁内の関係部署で構成される総合治水対策検討委員会において、各部署が行うべき対応を明確にするよう、全庁的に検討を進めている。</p> <p>引き続き、上下水道局が行うべき対応を検討し、雨水排水対策に取り組む。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年9月の大雨による浸水被害を受け、関係部局が連携してハード・ソフト両面の対策を一体的に進めている。</p> <p>庁内の関係部署で構成される総合治水対策検討委員会において、各部署の役割を明確にするとともに、上下水道局が行うべき対応を検討している。今後も全庁的な連携を図りながら、引き続き雨水排水対策に着実に取り組んでいく。</p>

【お客様センター】
指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>所属長が労務管理を徹底し、時間外勤務が多い職員を中心に業務分担の見直しを含めた効率化の検討や、職員の体調管理に関して積極的に声かけを行っている。</p> <p>しかし、令和6年度に休職者が発生したこともあり、時間外勤務が年間360時間を超える職員は令和5年度は4名、令和6年度も4名と削減することはできなかった。</p> <p>令和7年度も新たに休職者が発生するなど、今後も時間外勤務の増加が懸念されるが、引き続き業務分担の見直しや応援体制の確立、デジタル技術の活用等による業務の効率化について検討を進め、時間外勤務の削減に取り組む。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>業務分担の見直しや効率化を進めたことにより、令和7年度は全体で大幅な時間外勤務の削減及び時間外勤務が年間360時間を超える職員の減少を見込んでいる。</p> <p>一方で、時間外勤務が年間360時間を超える職員が一部残っているため、引き続き適正な人員配置やデジタル技術の活用等による業務改善を検討し、さらなる時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p>
<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和7年度から給水審査係については月1回程度ミーティングを開催し、各職員の抱える業務の確認や認識の統一を図り、業務の効率化や平準化について検討している。</p> <p>併せて、職員配置ヒアリングの場などにおいて、人員配置の要望も強く行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度は、業務効率化により時間外勤務の削減は進んでいるが、心身の不調による休職者が発生した。</p> <p>引き続き、ミーティングやヒアリングを通じて、各職員の抱える業務や課題の把握に努め、業務の平準化などに取り組むとともに、適切な人員配置を強く要望していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p> <p>前年度に引き続き、決算書の記載誤りがみられた。少しの綻びが、他業務においても影響を及ぼしかねないことから、内部統制を徹底する上で、市職員一人ひとりが意識を高く持って取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性について、朝礼時などの機会に全職員に対して意識付けを行った。また業務を進める中でも、複数職員での確認を習慣化するように指導しており、今後においても、職員への意識付けを継続的に行っていく。</p> <p>このほか、局内における事務専決表を毎年度当初に配布することとし、各種事務執行におけるルールの徹底を図った。また所属長は決裁権者としての責任を自覚し、事務処理誤りなどに対しても牽制が機能するよう、適正に決裁を行っている。</p>
<p>⑩ 債権管理体制の充実のための職員のスキルアップについて【有効性の視点】</p> <p>適正な債権管理を行うためには、知識やノウハウの習得が重要である。計画的な外部研修の受講に取り組み、各職員が2年に1度は必ず研修を受講する体制を維持しているとのことであり、引き続き積極的に受講すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度予算において、外部研修の受講費用が予算措置されたため、順次、債権管理や水道の停水に関する講座を受講し、私債権・公債権(強制・非強制)に関する理解を深めた。</p> <p>また、債権管理推進本部の受講枠も年度別で順番に割り当てられることから、積極的に受講していく。</p>
<p>⑪ 量水器の検針業務について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>現在、検針業務を委託しているが、検針員の高齢化や人口減少に伴い検針員の確保が困難となっている。その中で、誤針防止や業務の効率化に向け、自動検針などを実施している先進他都市の調査や検針業務のあり方の検討が必要である。コスト面などの課題もあるが、新技術が開発される可能性もあるので常にアンテナを張り、現場の従業員のみならずお客様センターの職員も視察や研修に赴いて積極的に情報収集すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>自動検針に関しては、令和5年度に先進地視察で静岡県湖西市を訪問し、水道スマートメーターの取り組みの聞き取りを行った。</p> <p>令和6年度には協力事業者から水道スマートメーターの寄附を60台受け、40台を市営住宅の大瀬古新町1号棟の40戸に設置し、20台を局職員の個人宅に設置している。面的に設置した大瀬古新町1号棟については、令和7年2月検針から検針員による検針を廃止し、オンラインで検針値を取得し効果を検証している。</p> <p>現在、当市においては検針員の確保に問題はなく、費用対効果の面からも自動検針の全面的な導入は時期尚早であると考えられる。しかし今後、検針員の確保が困難となることや、新技術が開発されてコスト面の課題が解消することも想定されるため、引き続き視察や研修等を含め、積極的に情報収集を行っていく。</p>

<p>⑫ 行政区域外給水について【経済性の視点】 行政区域外給水の料金について、他の自治体から供給を受けた分と他の自治体に供給した分の差額がどうかといった視点も持ちながら管理すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日 行政区域外給水については、対象は少ないものの、定例的に対象自治体と供給水量の情報交換していたが、今後は経済性の視点を持ち、対象自治体との料金差にも注視して管理を行うこととした。</p>
--	---

【生活排水課】
指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 令和6年度も時間外勤務が年間360時間を超える職員が2名いたため、業務分担を見直し、一部業務を他職員に割り振る等、業務の平準化を行った。引き続き業務及び係内での業務の割り振りの見直しに努める。 今後も、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を意識しながら、働きやすい環境づくりに努めるとともに、業務の効率化を図るなど、時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 業務分担の見直しや一部業務の再配分を行い、平準化に努めたものの、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員が発生する見込みである。引き続き、業務内容及び係内での割り振りを見直すことで、時間外勤務の適正化に努める。 また、年休取得等の労務管理を通じて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでいく。</p>
<p>② 時間外勤務の多い状況は職員の心身に悪影響を及ぼす。心身の不調による休職などの増加により、他の職員の負担はさらに増大し悪循環となるので、引き続き業務の平準化などの取り組みや人員配置の要望を強く行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 業務分担を見直し、一部業務を他職員に割り振る等、業務の平準化を行った。引き続き業務及び係内での業務の割り振りの見直しに努める。 また、適正な人員配置についても検討を行っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 業務分担の見直しや一部業務の再配分を行い、平準化を図った。 令和7年12月より1名病気休暇中であるが、特定の職員に負担が偏らないよう、引き続き適正な業務配分に努める。 また、適正な人員配置についても検討を行っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>⑬ 四日市市公共下水道接続指導要綱の適切な運用について【有効性の視点・合规性の視点】</p> <p>同要綱が平成30年11月に施行され、下水道未接続者に対し、まず同要綱第10条規定の特別指導を、最終的には告発を行うことが可能となるよう行政手続が定められた。一般家庭に対しては、令和6年11月から特別指導を行うことが可能となった。法務部局と協議し、特別指導は、下水道法の主旨に基づき、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に悪影響を及ぼす恐れがあり正当な理由がない場合に行うべきものと整理しているとのことであり、適切な運用により公共用水域の水質保全に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和6年10月22日</p> <p>四日市市公共下水道接続指導要綱における特別指導については、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に悪影響を及ぼす恐れがあり、正当な理由がない場合に行うべく適切な運用をしている。</p> <p>今後についても、引き続き四日市市公共下水道接続指導要綱の趣旨及び下水道法の目的に鑑み、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に資するよう、特別指導の適切な運用に万全を期していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 上下水道局 技術部
 3 監査実施期間 令和6年10月22日

【施設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、時間外勤務が年間360時間を超える職員が令和5年度の3名から令和6年度は1名に削減することができた。また、令和7年度における時間外勤務は、令和7年7月末で令和6年度より約180時間削減することができた。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けて取り組んだ結果、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える見込みの職員が1名いるものの、令和8年1月末で令和6年度より約339時間削減することができた。令和7年度末においても令和6年度より削減できる見込みである。 今後についても、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の適正化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行う。
② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 職員への定期的なヒアリングにより業務の進捗状況を把握し、状況に応じた応援や担当業務の見直しを行い、業務の平準化に努めている。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今後も、職員への定期的なヒアリングを実施して業務の進捗状況を把握するとともに、状況に応じて応援配置や業務分担の見直しを随時行い、業務の平準化に取り組む。

<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク</p> <p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>違算等の誤りが起こらないよう、ダブルチェックによる検算や金抜き設計書に金額の記載が残っていないか等のチェックを実施しており、今後においても継続して実施していく。</p> <p>また、違算等の誤りが発見された場合は、誤りの対応だけでなく、朝礼時や会議を通じて、全職員にその内容や原因を共有・周知し、職員の意識向上を図り、改善に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>引き続き、違算等の誤り防止のため、ダブルチェックによる検算及び金抜き設計書への金額記載の有無の確認を実施していく。</p> <p>また、誤り発見時には是正対応に加え、朝礼や会議で内容と原因を全職員に共有・周知し、意識向上と再発防止に取り組む。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。</p> <p>また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。</p> <p>このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>
<p>② 安全な水道水の供給について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>上下水道局では、水質検査計画に基づいて水質検査を実施しており、有機フッ素化合物 (PFAS) の検査についても、年2回、水道法に基づいて市内の8つの配水エリアにおける給水栓 (蛇口) 検査と、上下水道局独自に5か所の水源地の検査を実施している。</p> <p>今後も国の基準変更等の動向に注意しつつ、安全な水道水の供給ができるよう、引き続き適切な水質検査を実施するとともに、市民に対する早期の情報発信にも努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>有機フッ素化合物 (PFAS) は令和8年度より、現在の水質管理目標設定項目から水道水質基準項目へ変更される予定であり、法令に基づく検査を確実に実施する。</p> <p>また、検査結果についても、これまでと同様、できるだけ早く情報発信するよう努める。</p> <p>今後も国の動向に注意しつつ、安全な水道水を供給できるよう、引き続き適切な水質検査を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>有機フッ素化合物 (PFAS) が令和8年度より、水質管理目標設定項目から水道水質基準項目へと変更されることに伴い、法令に基づく検査を確実に実施するための体制を整備する。また、検査結果についても、これまでと同様、できるだけ早く情報発信するよう努める。</p> <p>今後も国の動向に注意しつつ、安全な水道水を供給できるよう、引き続き適切な水質検査を行っていく。</p>

<p>③ 施設の維持管理包括的民間委託について【経済性の視点・有効性の視点】 令和4年度から導入した施設の維持管理包括的民間委託については、施設の修繕が進むなどの効果が見られ、費用面での削減もできているとのことである。業者への牽制の意味も含め、毎年の契約更新に際しては、効果の検証や金額が変更となった理由の分析などを行い、その記録を残すよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 施設の維持管理包括的民間委託業務については、毎月定例モニタリングを実施し、事業者の維持管理状況の監視を行っている。今後もモニタリングを通じて、効果の検証に努めるとともに、変更契約時には、変更が必要になった理由を明確にし、金額の根拠を残していく。</p>
<p>④ 所管する固定資産の実査について【合規性の視点】 上下水道局が保有する土地や建物などの固定資産の実査については、計画を立てて確実に実施すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 施設の維持管理包括的民間委託業務については、毎月定例モニタリングを実施し、事業者の維持管理状況の監視を行った。 モニタリングを通じて、施設の運用方法（季節別運用やタイマーの活用による運転時間の削減等）の見直しによるユーティリティの削減効果が確認できた。 また変更契約時に、変更が必要になった理由を明確にして金額の根拠を残した。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 固定資産の実査について、保有する施設の状況に応じ、実査対象を均等に抽出して計画的に行うこととした。</p>

【水道建設課】
指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名であり、近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連の本格化により、夜間立会も増えている。また、通常工事や洗管等業務においても夜間作業が増えてきており、フレックスタイム制も可能な限り活用している。 また、タブレット端末の増台やICTの有効活用を行い業務効率化を実施するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランスの意識付けを行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名の見込みであり、近鉄四日市駅周辺等整備事業であるバスタ関連に伴う、夜間立会の増加に加え、通常工事や洗管業務においても夜間作業が増えてきている。 引き続き、フレックスタイム制の活用やタブレット端末の増台、ICTの有効活用などの取り組みを継続している。 また、新たに会議資料の作成に生成AIを活用して業務の効率化を進めており、今後も継続して取り組んでいく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 各職員の業務進捗管理表を作成し、毎月の業務進捗管理により業務の平準化に向けた取り組みを行う。 また、水張り・洗管作業等については、係間で応援を行って業務を実施しており、今後も継続して実施していく。</p>
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク ② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 各職員の業務進捗管理表の活用や、水張り・洗管作業等における係間での応援を継続している。 今後も業務の平準化を図り、効率的な業務運営に取り組んでいく。</p>
<p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力に対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力に対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことにより精度向上を図るとともに再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することによる再発防止も引き続き実施していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。 また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。 このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>

<p>⑤ 管路の更新について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 「四日市市水道ビジョン2019（水道事業基本計画）」（計画期間：平成31(2019)年度から平成40(2028)年度）に基づき、「第3期水道施設整備計画」、「中期財政計画（経営戦略）」を策定し、実施している。管路についても、計画的な更新を進めており、更新の際は、口径の縮小等を検討しながら実施している。布設替えには多くの経費と時間がかかり、人口減少も考慮しながら、より効率よく確実な更新を行っていくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 計画的な管路更新を実施するとともに、引き続きダウンサイジングの検討を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 計画的な管路更新を実施するとともに、引き続きダウンサイジングの検討を行っていく。</p>
<p>イ 技術者の高齢化などにより水道事業者が減少しており、技術者の確保が容易でないことから、工期の長い水道建設課の工事が受注されにくくなっている。上下水道局全体として、工期や発注時期などのバランスを検討し、布設替えが滞ることのないよう事業を進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 債務負担行為を活用し、施工時期の平準化を図っていく。</p>

【水道維持課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は3名であった。下水管布設に伴う移設工事や漏水件数の増加に伴う修繕業務、修繕工事の発注にかかる業務の増加が要因と考えられる。 タブレット端末の増台やICTの有効活用を行い業務効率化を実施するとともに、引き続きワーク・ライフ・バランスの意識付けを行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は2名となる見込みである。要因としては、下水管布設に伴う移設工事や漏水件数の増加に伴う修繕業務及び修繕工事の発注にかかる業務の増加が考えられる。 タブレット端末の増台により、業務の効率化を図っている。引き続き、ICTの有効活用を通じて、業務効率化をさらに推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの意識付けに継続して取り組んでいく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 当課は、工事の設計・監督等を行う技術職の係と、水道管の修繕等を実施する労務職の係の2係制となっている。 濁水発生時等の水道管の事故については、係間で応援を行って業務を実施しており、今後も継続して実施していく。</p>
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク ② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 濁水発生時等における係間での応援体制を維持するとともに、発注工事により濁水の発生が懸念される場合においても、係間の協力により業務の円滑な実施に努めており、今後も継続していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力で対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。 また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力で対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名のうち1名を主幹またはベテラン職員が行うことにより精度向上を図るとともに再発防止に努めている。 また、他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することによる再発防止も引き続き実施していく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。 また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。 このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>

<p>⑥ 漏水率の低下について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>市内を3分割し、3年で市内全域の漏水調査を実施している。引き続きデジタル技術の活用などにも取り組み、早期の漏水発見や修繕に努め、漏水率の低下を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月 31日</p> <p>漏水の早期発見のため、3年周期での市内全域の漏水調査は継続していく。新しい技術や取り組みについても、その活用について検討していく。また発見された漏水についてはこれまで通り早期修繕に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月 31日</p> <p>漏水の早期発見のため、3年周期での市内全域の漏水調査は継続していく。新しい技術や取り組みについても、引き続き活用を検討する。また、タブレット端末の増台により修繕業務の効率化を図るとともに、発見された漏水についてはこれまで通り早期修繕に努める。</p>

【下水建設課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月 1日</p> <p>令和6年度に係の担当エリアの見直しを行ったことで業務量が平準化され、時間外勤務が年間360時間を超える職員が令和5年度の4名から令和6年度は2名に削減することができた。</p> <p>年度毎に係の業務量を確認し平準化に努め時間外の削減に繋げていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月 31日</p> <p>育児休業及び病気休暇による欠員に加え、大雨や濁水への緊急対応が重なったことにより、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員が2名となる見込みである。</p> <p>現場対応職員へのタブレット端末配備を推進しており、令和7年度は3台増強することで現場監督業務の効率化を図り、時間外勤務の削減に繋げていく。</p>

<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 上記に記載のとおり係の担当エリアの見直しを行った結果、令和6年度の係間の時間外勤務は平準化の傾向にある。</p> <p>【係別の1か月あたり平均時間外】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設1係</td> <td>12.4h</td> <td>18.7h</td> <td>6.3h</td> </tr> <tr> <td>建設2係</td> <td>9.5h</td> <td>11.3h</td> <td>1.8h</td> </tr> <tr> <td>建設3係</td> <td>26.2h</td> <td>18.2h</td> <td>▲8.0h</td> </tr> <tr> <td>課全体</td> <td>16.4h</td> <td>16.1h</td> <td>▲0.3h</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、令和6年度には、兼務辞令により2名の職員が下水維持課の工事の対応にあたった。 育児休業を取得する職員がいることから、引き続き時間外勤務の状況を見ながら業務の平準化に取り組んでいく。</p>		令和5年度	令和6年度	増減	建設1係	12.4h	18.7h	6.3h	建設2係	9.5h	11.3h	1.8h	建設3係	26.2h	18.2h	▲8.0h	課全体	16.4h	16.1h	▲0.3h
	令和5年度	令和6年度	増減																		
建設1係	12.4h	18.7h	6.3h																		
建設2係	9.5h	11.3h	1.8h																		
建設3係	26.2h	18.2h	▲8.0h																		
課全体	16.4h	16.1h	▲0.3h																		
<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク</p> <p>① 入札公告後に違算が確認されると、入札の中止や再実施に伴う事務負担が発生するほか、工事のスケジュール変更が生じる可能性があり、入札参加者にも負担がかかることとなる。業務への慣れが油断に繋がり、事務誤りや違算が発生することになるため、より慎重かつ丁寧な積算に努めるとともに、違算の状態が入札公告まで至ることがないよう複数職員によるチェック体制を徹底し、再発防止に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年10月 8日 育児休業及び病気休暇により4名の欠員が生じたが、課内で業務の見直しを行い、係間で応援を実施することで業務量の調整を図った。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 ①計上漏れ②適用誤り③二重計上等、過去の違算情報を共有し、ダブルチェックを行う2名のうち1名は主幹またはベテランの職員が行うことで設計及び検算の精度を上げていく。</p>																				
<p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 令和7年度の違算による入札中止は令和7年8月に1件発生したが、発覚翌日の朝礼において内容を報告し、設計及び検算時の注意喚起を徹底した。引き続き、慎重にダブルチェックを行い、再発防止に取り組む。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 違算が発生した場合、内容をエクセルファイルに保存し情報共有を行っている。 また、ベテラン職員に若手職員を現場へ同行させて施工方法を覚えることや、若手職員を技術研修へ積極的に参加させ、設計への理解を深めることで適切な積算ができるようにしていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年10月23日 設計積算ミスに関する職場研修を実施し、慣れからくる思い込みをなくし慎重に確認するよう課内で意識の共有を図った。 また、現場の理解を深め積算業務に反映させるため、日本下水道事業団や三重県建設技術センター等の外部研修に延べ8名が参加した。</p>																				

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 2日 決裁文書について、決裁区分、日付、内容、誤字脱字等を十分注意するように係長級以上の職員に周知徹底をした。 決裁日について、紙文書と文書管理システム共に必ず入力するように担当職員に周知徹底をした。 公用車の運行日誌は、運転者と酒気帯び確認者以外の職員により記載内容の確認を受けた後、所属長の確認を受けることとした。 引き続き、定期的に朝礼時や課内会議で注意喚起を行っていく。</p>
<p>⑦ デジタル技術の導入について【効率性の視点・有効性の視点】 ウェアラブルカメラによる映像と音声の双方向通信を使用し、遠隔臨場による確認を試行的に行っている。令和5年度に試行した2件では、移動時間の削減などにより、職員の所要時間が削減されるなど実際に効果を上げており、より効率的な業務の遂行に向けて導入を進めている。 現在は部分的に使用している状況であるが、さらなる効率化や負担軽減を図るため、引き続き使用範囲などの検討を続けること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月 21日 遠隔臨場について、令和6年度は桜西污水管渠布設工事(その2)と塩浜雨水1号幹線水路築造工事の2件で実施した。実施するには受注者がモニターやカメラ等を備える必要があるため、引き続き受注業者へ遠隔臨場を実施してもらえるように協議を行っていく。 また、オンラインストレージを活用し、写真や図面等のファイルサイズが大きいデータの受け渡しについて効率化を図っていく。</p>

【下水維持課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況																
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度の時間外勤務について、年間360時間を超える職員が、令和5年度の2名から3名に増加した。また月平均時間においては、令和5年度19.0時間、令和6年度32.9時間となり、約14時間ほど増加した。これは年度当初に1名の職員が退職したこと、また諏訪栄町管路更新事業の地元説明会などの調整に時間を要したことによるものである。</p> <p>令和7年度においては、年度初めに係間の時間外の平準化に向けた配置人数、地区担当割などの見直しを行った。その他、官民連携方式である管路包括維持管理業務委託による業務の効率化やデジタル機器を導入した効率的な現場管理など、時間外勤務の削減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度においては、時間外勤務の削減に向け、年度初めの人員配置の見直しや、官民連携方式である管路包括維持管理業務委託、デジタル機器の導入による業務効率化を図った。</p> <p>また、道路陥没に伴う緊急工事が3件ある中で、月平均時間外勤務は29時間となる見通しである一方、令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員は7名となる見込みである。引き続き、業務効率化によるさらなる時間外削減に取り組む。</p>																
<p>② 係間で時間外勤務の状況に差がある所属が見受けられる。年度途中であっても係間で応援を行うなど柔軟に対応し、所属内における業務の平準化に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度は、年度当初に職員1名の退職があったが、係間において業務の見直しを行ったことにより、係間時間外勤務の平準化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="791 1254 1466 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>維持1係</th> <th>維持2係</th> <th>課全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>20.3h</td> <td>17.7h</td> <td>19.0h</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>34.1h</td> <td>32.0h</td> <td>32.9h</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>13.8h</td> <td>14.3h</td> <td>13.9h</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年度当初、配置人数、地区担当割など詳細に詰めた結果、平準化に努めている。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度当初に人員配置や担当区域の見直しを行った結果、道路陥没に伴う緊急工事が3件ある中で、1月末時点の月平均時間外勤務を29.4時間に抑えることができた。引き続き、時間外勤務の削減に取り組む。</p>		維持1係	維持2係	課全体	令和5年度	20.3h	17.7h	19.0h	令和6年度	34.1h	32.0h	32.9h	増減	13.8h	14.3h	13.9h
	維持1係	維持2係	課全体														
令和5年度	20.3h	17.7h	19.0h														
令和6年度	34.1h	32.0h	32.9h														
増減	13.8h	14.3h	13.9h														

<p>(4) 適切な入札事務の執行におけるリスク</p> <p>② 違算等の誤りが発見された場合は、その誤りへの対応にとどまらず、会議などで内容や原因を共有し、再発防止のための研修等を行うことで、単純な誤りが継続することのないよう組織体質の改善に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力により対応している。さらに検算体制のダブルチェックを行う2名の内1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、再発防止に努めている。</p> <p>また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>引き続き、違算等の誤りが発見された場合、課員全員で誤りを確認し、是正対応についても全員協力により対応している。検算体制のダブルチェックを行う2名の内1名を主幹またはベテラン職員が行うことで精度を上げ、決裁時にチェック内容の聞き取りを行うことにより再発防止に努めている。</p> <p>また他課へもしくは他課より違算等の情報を共有することにより再発防止に努めている。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長や企業出納員は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月 1日</p> <p>上位職によるチェック・牽制・サポートの重要性、定められたルールに基づいた事務執行の重要性を、朝礼時、全職員に対して意識付けを行った。さらには、そのミスに潜むリスクについて確認を行った。</p> <p>また業務を進める上で、複数による確認を常態化し、職員に対する意識付けを継続して行っていく。</p> <p>このほか、事務専決一覧を再確認することで各種事務執行におけるルールの徹底を図っていく。</p>
<p>⑧ 管路包括維持管理業務委託について【有効性の視点・合規性の視点】</p> <p>既存管路を維持管理するに当たり、令和3年度から管路包括維持管理業務委託を実施している。時間外や休日の調査等に係る住民対応について、委託業者が担う部分が大きく、職員の負担軽減に繋がっており、また、住民と委託業者が直接連絡することにより、対応が迅速になっている。今後は、管理・更新一体のマネジメント方式としてPPP方式を検討しているとのことであるが、水道と下水道の違いや国の方針などに留意しつつ、様々な角度から研究・検討を行い、市民にとって効果的な取り組みを進めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>既存下水道管路の維持管理では、管路包括維持管理業務委託の第Ⅱ期を実施中であり、迅速な市民サービスの提供に加え職員の負担軽減にも繋がっている。</p> <p>今後は、既存下水道施設の効率的な維持管理に向け、国が推奨するPPP方式の導入に向け研究・検討を行い、市民にとって効果的な取り組みを進めていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>既存下水道管路の維持管理では、管路包括維持管理業務委託の第Ⅱ期を実施中であり、迅速な市民サービスの提供に加え職員の負担軽減にも繋がっている。</p> <p>今後は、既存下水道施設の効率的な維持管理を図るため、令和10年度からのPPP方式導入に向けた準備を行っており、市民にとって効果的な取り組みとなるよう推進していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 市民生活部 地区市民センター
 河原田地区市民センター、県地区市民センター、
 大矢知地区市民センター、保々地区市民センター
 （大矢知地区市民センター、保々地区市民センターは、書面監査）
 3 監査実施期間 令和6年11月7日、11月8日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
人事管理について【合規性の視点】 【大矢知地区市民センター】 会計年度任用職員の年次有給休暇については、1日単位または時間単位で取得できることとなっている。しかし、誤って15分単位で取得されており、結果的に取得できる上限を超えて、年次有給休暇を取得していた事例が見受けられた。年次有給休暇の適正な取得について、改めて会計年度任用職員に周知するとともに、所属長は人事課から提供される資料を参照して制度への理解を深めるなど、適正な人事管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 7年 3月31日 庶務担当職員及び所属長を対象に、「四日市市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等を参考に、会計年度任用職員の年休制度について確認を行った。また、会計年度任用職員に対し、適正な年次有給休暇の取得について、改めて周知、徹底をした。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 現金の管理におけるリスク 【共通事項】 収納金の取扱いについては、金融機関での入金・振り込みを含め、事故が起らないよう常に防犯意識を持って行うこと。また、日常的に金銭を取り扱っていることから、市民生活課と協議を行い、さすまたの設置などを検討すること。	【継続努力】 令和 7年 7月31日 収納金の金融機関での入金・振り込みについては、盗難等防止の観点から、極力2人の職員で金融機関に出向くなど、細心の注意を払って盗難等防犯対策に努めている。また、地区市民センターは日常的に現金を取り扱うことから、防犯体制の強化について、市民生活課と協議、検討していく。
	【措置済】 令和 8年 1月31日 窓口での収納については、ダブルチェックの徹底などにより人的ミスへのチェックに努めている。収納金については、金融機関での入金や振り込みを含め、常に盗難等防犯意識を持ち、細心の注意を払って取り扱っている。また、市民生活課と協議し、平時から駐在所等警察との協力体制を図るなど、日常的に現金を取り扱う地区市民センターの防犯体制の強化に努めていく。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 業務の継承について【合規性の視点・住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 地区市民センターの職員は勤続年数の短い職員が多いが、他の地区市民センターからの異動も多く、特に窓口については、どの地区市民センターでも同じ業務を行っている。また、地区市民センター業務を初めて行う職員は、マニュアルを精読し、他の職員から指導を受け、業務を習得している。地域の特性や固有の対応事情については、引継書での継承を行っているが、確実に丁寧な業務の継承に引き続き努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>窓口業務については、窓口担当の地域主任を中心に、マニュアルを活用しながら研修を実施し、会計年度任用職員を含め、知識の習得に努めている。また、朝礼やセンター内会議において、業務上の注意事項や反省点を話し合うことにより、共通認識の下での業務遂行に努めている。引継書だけでは継承が難しい地域の特性や固有の対応事情についても、日頃から職員間での情報共有を行うなど、引き続き丁寧な業務の継承に取り組む。</p>
<p>② 地域における取り組みについて【有効性の視点・合規性の視点】 【共通事項】 地域のより良い発展のために、地域の声を生かし、実情を把握して取り組みを行うこと。なお、市民との連携においては、ハラスメント対策を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>地域団体の会議や地域行事などの場を通じて、地域の実情を把握し、課題や要望等については担当部に情報提供するなど、迅速な対応を行っている。また、ハラスメントについては、研修などを通して十分な理解に努めるとともに、カスタマーハラスメント防止のポスターを掲示し、引き続き啓発に取り組む。</p>
<p>③ 地域活動の担い手の確保について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 民生委員・児童委員や地域団体の役員について、担い手の確保が困難になってきている。地域から担い手不足の声が聞かれる現状を踏まえ、地域や活動の特性にも対応した、担い手が参加できるような手法をさらに検討すること。検討に際しては、他自治体の先進事例を参考にすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>各種団体の会議、地域行事や生涯学習事業等の場を通じて、様々な団体や住民と交流していく中で、当該地域団体や団体事務局の意見も取り入れながら、担当課と連携し、将来的に地域活動を担う人材の発掘に努めていく。また、若い人たちにも地域のことをより知ってもらい、地域により関心をもってもらえるよう、センターだよりを利用した地域行事や地域団体の活動内容等の情報発信を継続していく。担い手の確保にあたっては、他自治体の先進的な取り組みの情報収集に努め、新たな担い手が参加できるような手法について検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年11月から12月にかけて、市内各自治会等を対象に、地域振興推進の検討の基礎資料とするためのアンケートを実施した。この調査結果を踏まえ、担い手不足の解消につながる支援に努めていく。また、市内の先進事例について情報共有を図るとともに、他自治体の先進的な取り組みの情報収集に努めるとともに、地域活動に参加しやすいような手法を考えていく。</p>

<p>④ 館長権限予算について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>ア 館長権限予算について、必要な範囲は確実に予算計上し、残額が生じた場合は、有効に使えるよう取り組みを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>館長権限予算については、事業の目的や効果を確認し、事業内容や積算根拠を精査した上で、必要な範囲で積算を行う。また、残額が生じた場合は、地域と十分に協議を行い有効に活用できるよう検討を行っていく。</p>
<p>【共通事項】</p> <p>イ 館長権限予算について、市民生活課及び地区市民センター館長で協議を行い、地域活動の担い手不足など課題解決に資する支出を含め、あり方を検討すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>館長権限予算においては、事業目的を踏まえ、事業内容を精査して適正な積算根拠に基づく予算要求、執行を行うようにしている。また、令和8年度事業について、例年より早い時期に企画書を作成し、事業の早期実施に努めている。予算に残額が生じた場合は、地域の活性化や地域課題の改善などにつながるよう、地域と協議、検討を行うようにし、有効活用を図っていく。</p>
<p>⑤ 副館長会議の活用について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】</p> <p>情報交換及び情報共有の場として期待できることから、館長会を補完する位置づけで開催するなど、開催基準や開催頻度について必要に応じて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>副館長会議は、情報共有や各地区市民センターの取組方針の共有化に有効と考えることから、副館長会議の役割も含め、開催の方法などについて、館長会で検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>地区間の情報交換や情報共有は、各地区の地域振興において非常に有益であることから、館長会において、令和8年度から、年度始め及び年度末に副館長会議を開催することを決定した。引き続き、副館長間のさらなる情報交換や情報共有に努めていく。</p>

<p>⑥ マイナンバーカード手続きなどにかかるコピー対応の統一について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 マイナンバーカード手続きなどに必要な書類のコピーについて、センターによって対応が不統一である。公平性の観点から、対応の統一に向けて、早急に館長会及び市民生活課との協議を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>コピー対応については、館長会・主任会において協議し、対応の統一を図る。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>館長会において、コピー対応の運用状況等について情報共有を行い、対応を統一するよう周知し、徹底を図った。引き続き、センター間の統一した取り扱いに努めていく。</p>
<p>⑦ 図書室の活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 図書の実用や選定方法について検討するとともに、より居心地の良い空間づくりに努め、利用者の増加及び地域活動の発展に繋がる活用を考えること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>図書の選定については、利用者からのリクエストをはじめ、イベントや会議の場で住民から読みたい本の聴き取りを行っている。また、最新人気図書のほか、各賞受賞作やベストセラー、夏休みの課題図書など、文芸書から児童書まで幅広く選定するように努めている。センターだよりで新刊や貸出期間などの案内をするとともに、プレイコーナーやソファの活用、ジョイントマットを敷くなど、快適に利用できる空間づくりに取り組んでいる。</p>
<p>⑧ 耐震対策について【有効性の視点】</p> <p>【共通事項】 大型備品の壁固定などの対策は行われているが、備品の上下連結や家具の固定がされていないため、地震発生時に転倒したり落下したりする危険性がある。できるものから早期に耐震対策を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>館内を再点検し、上下連結や壁固定が必要と思われる備品について、施設利用者等に危険が及ばないよう転倒防止の措置を行い、耐震対策を施した。</p>
<p>⑨ 清掃管理について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>【共通事項】 清掃は行われているが、ほこりが残っていたり、蜘蛛の網が残っていたりする箇所がある。清掃をより丁寧に行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>館内を再点検し、ほこりの残っている箇所の清掃や、障子等の破損箇所の修繕を行うとともに、日常的に清掃をより丁寧に行うようにした。</p>
<p>⑩ 内部事務管理について【法規性の視点】</p> <p>【河原田地区市民センター、大矢知地区市民センター、保々地区市民センター】</p> <p>内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また、ミスの防止のため複数人によるチェックを行い、決裁を行う際には、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を認識したうえで行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>ミーティングにおいて、事務処理に誤りのあった点について、原因把握も含め、内部事務を行う職員間で共有を行った。文書事務や財務事務等の内部事務については、不適切な事務処理や支出が生じないよう「文書事務の手引」や「会計事務の手引き」等のマニュアルを活用し、適正に行うことを再確認した。また、事務処理のチェック体制を複数の職員とし、そのすべての職員が注意を払うとともに、決裁権者は最終の砦であることへの認識を再確認し、改めて徹底するなど、再発防止策の共有を図った。</p>

<p>⑪ 施設利用率の向上について【有効性の視点】</p> <p>【河原田地区市民センター】</p> <p>利用率の向上のため、地区市民センターで相互に議論や情報交換を行うこと。また、古くなっている部屋については、予算要求のうえ整備を検討すること。併せて、敷地内の駐車場の増加についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>利用率向上に向け、地区市民センター間での情報交換を行うとともに、地域内の各種団体と利用促進に向け協議を行っていく。また、老朽化に伴う整備においては、費用対効果などを考慮し、計画的に行えるよう市民生活課と検討を行っていく。</p>
<p>⑫ タブレット端末の管理について【有効性の視点】</p> <p>【河原田地区市民センター】</p> <p>配備されたタブレットは常に金庫にしまっておくのではなく、窓口で必要となった際にすぐ使用できる場所に設置すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>他の地区市民センターの利用状況や利用率の向上の対策などについて情報交換しながら、利用率向上につながる方策を考えていく。</p> <p>また、老朽化している会議室の整備や駐車場の増設については、センター利用者のニーズに合った活用ができるよう、現状を確認しながら、市民生活課と検討を行っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 6年11月11日</p> <p>通訳が必要な外国人が、来館された際、即座に対応できるよう、窓口付近のテーブルに配置することとした。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 こども未来部 保育園・幼稚園・こども園
大矢知保育園、あがた保育園
大矢知幼稚園
保々こども園
（あがた保育園、保々こども園は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和6年10月31日、11月1日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>消耗品の発注について【法規性の視点】 【大矢知幼稚園】 消耗品の購入において、数回に分けて発注している事例が見受けられた。四日市市事務専決規程では10万円以上の物品の発注は調達契約課の専決事項となっている。ルールに則り、疑念や誤解を招くような契約は慎むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 業者へ消耗品の発注を行ったところ、職員の認識不足により、同一事業者からの同日付の納品金額の合計が10万円以上となり、誤解を招く契約方法になってしまった。今後はこのような誤りが発生しないよう、ルールについて保育幼稚園課より再度周知を行う予定である。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月 7日 園主任及び事務支援職員を対象として園の経理にかかる研修を行い、物品の発注ルール等について改めて周知、指導を行った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 出先機関のリスク 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 支払遅延の要因の一つとして、保育幼稚園課との書類のやり取りが影響していると考えられる。疑問点がある場合は、事前に保育幼稚園課や会計管理課に十分確認した上で起案し、支払遅延の防止を図るとともに、会計管理課が実施する研修に参加し、職員自身のスキル向上を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 支払遅延が発生しないよう、保育幼稚園課とは密に連絡を取っている。支払いについて不明点があった場合は、会計管理課の資料の確認を行ったり、庁内掲示板の確認を行うことで、ミスをしない事務執行に努めている。支払い事務のルールについて、保育幼稚園課より再度周知を行う予定である。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 7年 8月 7日 園主任及び事務支援職員を対象として園の経理にかかる研修を行い、支払い事務のルール等について改めて周知、指導を行った。</p>

<p>(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【大矢知保育園】</p> <p>ア 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>保育業務支援システム等の新しいシステムを利用し、業務を効率化することで、引き続き時間外勤務の削減に取り組んでいるが、令和6年度において360時間を超過した職員が発生している。保育の現場状況により、時間外勤務が発生する場合もあるが、業務分担の見直しを行うことで、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度は現時点で360時間を超過する見込みの職員が1名発生している状況であるが、令和6年度に比べると時間外勤務は減少している。今後も引き続き、業務分担の変更や業務の見直しを行い、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。</p>
<p>【大矢知保育園】</p> <p>イ 時間外勤務の増加や勤務体制の実情について、現場の意見として保育幼稚園課に伝えること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和5年度は園内が人材不足であり、保育に人材が割かれたため、時間外勤務が増加した職員がいた。人材不足の状況について保育幼稚園課に伝え、解消されたため、令和6年度以降は時間外勤務は減少傾向にある。</p>
<p>【大矢知幼稚園】</p> <p>ウ 令和5年度の年休取得数は平均4日程度であり、非常に少ない状況である。ワーク・ライフ・バランスの充実や職員の健康維持のためにも、園長が積極的に声掛けを行い、十分な年休取得を促進すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>正職員2名と会計年度任用職員2名の計4名で園運営を行っていたため、園児数は少なくても職員一人ひとりの業務量が多く、年休の取得が進まなかった。令和6年度は、業務内容・業務分担の見直しを行うことで、年休の取得日数が増加した。</p>
<p>(4) 施設の補修が速やかに行われないリスク</p> <p>【保育園・幼稚園・こども園共通事項】</p> <p>ア 包括管理業務委託の受託業者による毎月の設備等点検結果について、毎回結果の確認を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月 4日</p> <p>包括管理業務委託の毎月の設備点検等については、園及び保育幼稚園課において、毎回結果の確認を行っており、必要に応じて、包括管理センターへ修繕の依頼を行っている。今後も、この運用を徹底することを改めて確認した。</p>

<p>【大矢知保育園】 イ 昭和35年建築の倉庫は老朽化が進み、雨漏りも発生している。災害時の倒壊などが懸念されるため、保育幼稚園課と状況を共有し、適切な対策を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月20日 包括管理業務で、倉庫の屋根及び外壁の改修を行い、補修を行った。</p>
<p>(5) 多様化する課題に対する保護者支援が不十分となるリスク 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 ひとり親家庭では、子育てに関する相談相手が少ないため、不安を抱えやすい傾向がある。子育て支援センターでは、同じ状況の親同士が集まり、話をする場を提供したり、園職員が悩みを傾聴することで、多くの不安が解消されると考えられる。今後も継続して保護者支援に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月 9日 今後も引き続き、保護者と保育者のコミュニケーション及び保護者同士のコミュニケーションを大切にしながら、保護者支援に取り組んでいく。特に、複雑な事情を抱える保護者の中には、自分の悩みをうまく伝えられない者もいることから、園職員が、個々の事情に寄り添いながら伴走する支援の重要性を改めて認識し、保護者へのアプローチ方法について再度確認を行った。</p>
<p>(6) 経験年数の少ない職員が不安を抱え込むリスク 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 園内で相談しづらい状況であっても、幼児教育センターなど外部の専門アドバイザーが園に訪問することで相談できる機会が提供されており、極めて有効であると考えられる。今後も、職員の早期離職を防止するため、幼児教育アドバイザーなどの外部専門員との連携を継続すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 3日 幼児教育センターのアドバイザーと連携を行い、職員の支援を行っている。保育知識が豊富なベテランの幼児教育アドバイザーが園を訪問することで、全職員の負担軽減につながっている。特に経験の浅い職員については、園職員によるフォローと併せて、園外の第三者である幼児教育アドバイザーによる支援を積極的に活用する重要性を改めて認識し、園長会等において周知を図った。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また園長が決裁を行う際には、決裁権者としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月25日 頻度の高いミスについては、同様のミスが発生させないように、保育幼稚園課において園専用掲示板及びメールで、所属職員へ共有するとともに、必要に応じてマニュアルを作成した。マニュアルや過去事例を参考に、複数職員で書類をダブルチェックし、園長において最終確認をすることで、ミスの防止・適正な事務執行を徹底している。また、保育幼稚園課職員において、園の主任職員、事務担当職員を対象とした行政内部・経理事務の研修を開催し、事務能力の向上を図った。</p>

<p>② 現金の取扱いについて【合規性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 職員等の給食費や「日本スポーツ振興センター保護者負担金」を現金で集金し、当日中に金融機関で納付または通帳への入金を行うことで、現金保有によるリスクの軽減を図っている。しかし、リスク自体が排除されることはないので、現金の取扱いに当たっては、事故を起こさないよう十分に注意すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月31日 「職員の給食費」や「日本スポーツ振興センター保護者負担金」等、現金を取り扱う業務については、細心の注意の上、集金日当日に銀行に入金している。また、入金の際には、複数の職員でダブルチェックを行い、ミスが発生しないよう、事務を徹底している。</p>
<p>③ 幼児教育センターの活用について【効率性の視点・有効性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園・保育幼稚園課】 当センターは、市内の公立・私立の保育園・幼稚園・こども園の保育者を対象とし、計画的に様々な研修を実施しており、市内の全園がこの研修を積極的に活用している。また、園長・校長経験者による幼児教育アドバイザー及び学識経験者などの幼児教育スーパーバイザーが各園を訪問し、研修や相談を行うとともに、個別相談にも対応している。今後も、園のニーズに応じて研修内容の充実を図り、相談業務をさらに深めることで、職員の資質向上に寄与すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 3日 幼児教育センターが開設されたことにより、正職員だけでなく、会計年度任用職員も積極的に研修に参加することができている。研修後には、研修の内容について、園内で共有する仕組みも確立しており、園全体として職員の資質向上をはかることができている。 併せて、研修のオンライン配信やアーカイブ配信の活用を改めて周知し、業務時間内に任用区分を問わず多くの職員が研修を受講できるよう努めている。</p>
<p>④ 効果的な情報発信について【効率性の視点・有効性の視点】 【幼稚園共通事項】 幼稚園では、ホームページからInstagramへ情報発信の切り替えを行っている（保育園には元々ホームページが存在していない）が、更新がされていないホームページが依然としてインターネット環境上で閲覧可能な状態にある。ホームページを廃止し、Instagramから過去のホームページの内容も閲覧できるようにするなど、閲覧者に分かりやすい形に整備すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 旧幼稚園ホームページは閲覧できないよう削除し、CMS及びInstagramへと完全移行した。</p>
<p>⑤ 耐震対策について【住民福祉の向上の視点】 【大矢知保育園・大矢知幼稚園】 ア 冷蔵庫等、重量のある家具が一部固定されておらず、地震発生時に転倒する危険性がある。早期に耐震対策を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 大矢知幼稚園、大矢知保育園ともに令和6年度中に家具に固定具を取り付けて、耐震対策を行った。</p>
<p>【大矢知幼稚園】 イ 園庭の古木が地震発生時に倒れる危険性がある。若木に植え替えたり、支柱を取り付けるなど、安全対策を講ずること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月31日 令和7年度中に包括管理業務で倒木対策（危険木伐採）を実施することを決定した。</p>

<p>⑥ 子育て支援センターについて【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【大矢知保育園】</p> <p>園に子育て支援センターが併設されているが、利用者が多いため、部屋は手狭であり、担当職員も少なく、利用者が求める要望に十分に対応できていない状況である。園所管の保育幼稚園課及び子育て支援センター所管のこども未来課に対し、現場の状況を継続的に十分に説明し、改善を要求していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月31日</p> <p>併設型の子育て支援センターであるため、ある程度設備には制限があるが、保護者の要望等を参考にできる範囲で、センターの設備等の改善に努めている。</p> <p>また、大矢知保育園は建て替え予定であるため、建て替える際には、子育て支援センターの部屋の拡大、設備の拡充等をこども施設再編推進室を中心に行う予定である。</p>
<p>⑦ 園移転の情報発信について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>【保育幼稚園課】</p> <p>大矢知保育園と大矢知幼稚園のこども園移行後の移転先については、地域に対して、早期に情報を発信し、地域コミュニティの継続につなげるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年12月 3日</p> <p>保育幼稚園課から大矢知地区連合自治会長会議にて、こども園候補地について情報提供を行った。</p> <p>また、令和7年度には、地元自治会長等に出席いただいているこども園整備検討協議会を開催し、随時情報を提供している。さらに、現在進めている基本設計業務委託の中でパース（案）を作成し、令和8年春頃に地元自治会にて説明会を開催予定である。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 県小学校、河原田小学校、大矢知興譲小学校、保々小学校
 （保々小学校は書面監査）
 大池中学校、保々中学校
 （保々中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和6年10月28日、10月29日、10月30日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【河原田小学校、大池中学校、保々中学校】 ※厚生労働省の定める過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた学校 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、過労死等労災認定基準を上回った職員数は減少した。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、過労死等労災認定基準を上回った職員数は減少したものの、令和8年1月末時点で、過労死等労災認定基準を上回る状況は完全には解消されていないため、上記の取り組みを継続する。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【県小学校、大矢知興譲小学校、保々小学校】 ※年間360時間を超える時間外勤務が見受けられた学校 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、年間360時間超の時間外勤務を行った職員数は減少した。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、年間360時間超の時間外勤務を行った職員数は減少したものの、令和8年1月末時点で、年間360時間を超える時間外勤務を行っている教職員も見受けられるため、上記の取り組みを継続する。</p>
<p>(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】 公費で購入した理科薬品の廃棄に躊躇することがあるとのことであるが、児童・生徒の安全を最優先に考えることが必要である。教育委員会とも協議しながら、使用頻度を改めて確認し保管すべき量を検討して、事故のリスクを下げ、理科薬品の適正管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 5月15日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、薬品使用簿の記録から使用予定がない薬品に関して、学校で処分できるものは廃棄処分し、学校で処分できないものは教育委員会からの処分の案内があるまで適正な保管、管理を行うよう指導している。令和7年5月15日付で教育委員会から理科実験時の薬品の適切な管理について改めて通知し、事故防止に向け適正な管理に努めている。</p>
<p>(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク</p> <p>【中学校共通事項】 複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても引き続き取り組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月21日</p> <p>各学校においては、可能な範囲で複数顧問の配置を行っている。また、部活動指導員を配置し、教員の負担軽減に努めている。</p> <p>令和7年4月21日付で教育委員会から令和7年度の部活動指導員の任用・活用について通知した。</p> <p>通知内容は、1. 目的、2. 事業内容、3. 任用規定、4. 運用（勤務時間、報酬、通勤費）、5. 報告書提出方法、6. 賃金の支払方法、7. 部活動指導員活用の手引き、8. 報告書類一式等</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて学校内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。校長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、学校において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、各校における内部事務管理の徹底を図ること。 また校長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 あらためて全職員に対して事務執行の方法や管理についての周知を行い、事務処理の意識が低くならないようにした。また、発生しやすいミス等によるリスクを共有するとともに、管理職、事務職員等の複数によるチェック体制を整備し、内部事務管理を徹底している。 校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないように牽制体制の構築に努めている。</p>
<p>イ 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各校の財務会計事務の一定の適正性が保持されているとのことである。今後も、共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積を図り、適正な事務執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 31日 支出事務の事務処理誤りや支払遅延がおこらないように、共同学校事務室でのチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めている。また、共同学校事務室でのチェックのみに依存しないように、校内決裁の際には予算区分・支払先情報・支払日に不備がないかを学校の目線で校長、教頭それぞれが確認をおこなっている。 共同学校事務室内や、学校と共同学校事務室での情報共有を行うことで、他校や共同学校事務室での事例を参考にし、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。</p>
<p>ウ 相談しやすい環境づくりをすることで、若手の事務職員の学びの機会も増えると考えられる。事務職員が一人で課題を抱えることのないよう、相談しやすい環境を管理職が作り、かつ共同学校事務室にも適宜相談するなど、共同学校事務室のより一層の活用を図りながら、なおも不明な点があれば関係所属に相談する流れを確立させること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 31日 管理職が窓口となり困り感などを聞くことで、事務職員が一人で課題を抱え込まないようにしている。共同学校事務室では、日々の相互支援とともに、若手支援の一つとして学校訪問を実施しており、校長と室長の連携にも努めている。また、共同学校事務室内では、財務担当・給与担当・ICT担当等、各分野の担当を置き、不明な点がある場合は、各担当に相談しやすい体制となっている。</p>
<p>エ 文書取扱規程などについて、各学校で独自の規定を定めている場合がある。この場合も、上位規定があることを十分認識し、校長会などを通じて、状況の変化などで改定がないかを毎年度確認しながら、必要な見直しなどは確実にすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 あらためて各校根拠規程があることを十分認識しながら事務処理を行うよう確認した。 校長会等で随時情報共有を行い、規定に基づいた運用や、見直しが確実にできるよう努めている。</p>

<p>② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 各校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、教育委員会により配置され効果を上げている。 若手教員の割合が増加し、指導にあたる中堅以上の教員の割合が減少していることから、今後、各校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、教員の負担軽減に取り組むとともに、継続して教育の充実を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>市費による教員配置により、さまざまな背景や課題のある児童生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができています。今後も学校の実態や課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>市費による教員配置により、さまざまな背景や課題のある児童生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができています。また、各校において欠員が出た際も市費による教員配置により、教育課程に支障が出ないような対応を行うことができています。今後も学校の実態や課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p>
<p>③ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 各校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員、医療的ケアサポーターが配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていく必要がある。特に保護者とのコミュニケーションは児童・生徒の成長に大きく影響することから重要であり、取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会を定期的実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携し、特別な教育的支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、力を高めるための適切な支援の検討や共通理解を図っている。特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、医療的ケアサポーターを適正配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を継続していく。また、保護者との連携強化に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、医療的ケアサポーターの適正配置をし、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を行った。 また各校で校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援教育委員会を実施し、相談支援ファイルを中心に、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援の検討や共通理解を図った。今後も相談支援ファイルを活用し、保護者との連携強化に努めていく。</p>

<p>イ 校外通級における送迎が保護者の大きな負担になっている側面がある。学校としても状況を把握し、負担軽減につながる意見などを教育委員会と共有するなど対応すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 今年度から小学校の情緒等通級指導教室の1教室をモデル校に指定し、他校通級の児童を対象に巡回通級を開始している。 今後も課題等を整理し、県に対し通級指導教室の設置校の拡充を要望するとともに巡回通報のあり方を検討し、体制を整えていく。</p>
<p>④ 学校内におけるいじめ、不登校等への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 学校内におけるいじめや不登校等については、引き続き、登校サポートセンターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携をさらに深め、適切な対応が取れるよう取り組んでいくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度の巡回通級の利点と課題を検証した。利点としては、保護者の送迎負担軽減や、在籍校との連携の深まり、児童の主訴の改善、各校の特別支援教育の広がりが挙げられた。課題としては、通級担当者の移動や教材運搬による負担、時間外労働の増加、移動時間により通級の指導時間自体が減ることが分かった。 今後は通級が必要な児童生徒がいる全ての学校に通級指導教室を設置するよう県に要望し、保護者の送迎の負担軽減を図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 校内の生徒指導委員会や登校サポート委員会等の会議を定期的で開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加して情報共有等連携を図り、ケースを多角的に検討することで、対応の充実を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度、相談件数が多い5中学校区にスクールカウンセラーを追加配置したことにより、ケース会議等にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参画する機会が増え、児童生徒の心のケアやいじめの早期発見・未然防止に寄与することができた。今後も、これらの専門家や関係機関と連携を密にし、児童生徒のみならず保護者の支援にも丁寧に対応していく。</p>

<p>イ 不登校への対応について、保護者だけでなく児童・生徒の思いも十分聴き取り、学校と教育委員会だけで解決を図ろうとするのではなく民間団体とも連携した取り組みを検討すること。日本語能力の問題による不登校などもありうるため、その児童・生徒の事情に沿った対応を引き続き行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 個の不登校の状況に合わせて、担任や話せる教員が面談したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したりして、不登校児童生徒の思いや困り感に寄り添った対応を継続する。 また、フリースクール等民間施設・団体連絡会において、子どもを真ん中に置いた連携のあり方についての意見交換を行っており、引き続き、検討を進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度、フリースクール等民間施設・団体との連携に係る調査を実施し、他自治体の取り組みから、民間施設・団体等との対話の重要性等について確認することができた。今後は調査結果を十分に活かしつつ、不登校児童生徒及びその家庭の状況に応じた、より柔軟で実効性のある連携を進めていけるよう取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 教育におけるデジタル活用について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア デジタル活用の一例として、「心の天気」というシステムで毎日の児童・生徒の心の状態を把握し、担任教諭が声かけなどを行っているとのことである。こういったシステムの活用状況や効果検証について校長会などで共有する中で、郊外の学校や中心市街地にある学校といった環境による傾向の違いなどのデータをまとめてマニュアル化するなどし、より一層効果的な活用策を模索すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 7月31日 令和6年度から児童・生徒がタブレットから健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入され、すみやかな状況把握、日々の指導に活用されている。活用状況や、明らかになった効果等については、学校間で共有するとともに、今後の施策等に生かしていく。</p>
<p>イ 他市では、授業で児童・生徒が使おうとしたタブレットが正常に動作せず、学習に支障が出たケースも見られる。予備のタブレットも準備してあるとのことであるが、システム的な問題が生じた場合も対応できる仕組みづくりをしておくこと。特に教育においてはすべてデジタルを利用することが適切とも限らないので、紙媒体との併用などの視点も持って取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 5月 7日 日常の授業等で児童・生徒がタブレットが正常に動作しないといった問題が出た際には、システム的な問題を含めて、子どもたちの学習に支障が出ないようにするなど、改めて校長会等で指導した。 また、授業においては、授業のねらいや内容に合わせて、タブレットやプリントなど、指導効果を考えながら選定して、子どもたちの資質・能力を育成するよう指導していく。</p>
<p>⑥ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 理科室にあるガス給湯器については、使用していない学校も見受けられる。事故のリスクがあるので、教育委員会とも調整し、将来的にも使用の見込みがないのであれば撤去すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 6月 1日 理科室にガス給湯器がない学校もあり、湯が必要な場合はポット等で対応している。理科室に給湯器（電気式含む）がある学校は、定期点検を継続し、適切に管理を行っていくが、老朽化した場合は、現在、工事契約中のものは除き、更新せず、撤去を行っていくことを教育委員会内で確認した。</p>

<p>⑦ 個人情報管理について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>現在もなお、業務のためにやむを得ず、管理職の許可を得て個人情報を含むデータなどを自宅に持ち帰る場合があるとのことである。こうした個人情報の持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち帰る場合においては、定められたルールに基づいて厳格に取り扱うことを教職員にあらためて周知徹底すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>個人情報データの持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得て、持ち出し簿に記入等して、持ち帰るようにしている。今後も、ルールの周知徹底とともに、定期的なコンプライアンス研修の実施を通して、教職員のリスク管理意識の向上を図り、適切な個人情報管理に努めていく。</p>
<p>⑧ 新規採用職員のフォローアップについて【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>新規採用職員が担任を受け持つことも多くあるとのことであるが、経験のないまたは浅い教員は大きな精神的負担を感じるので、経験豊富な教員と同学年で組み合わせなどしつつ管理職も話を聞くなど、一人で悩みを抱え込まないための丁寧なケアを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>個人情報データの持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得て、持ち出し簿に記入等して、持ち帰るようにしている。個人情報管理を扱う際のルールは、具体的な事案をもとに定例の校長会でも随時確認している。今後も、ルールの周知徹底とともに、定期的なコンプライアンス研修の実施を通して、教職員のリスク管理意識の向上を図り、適切な個人情報管理に努めていく。</p>
<p>⑨ 耐震対策について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>冷蔵庫等、重量のある家具が一部固定されておらず、地震発生時に転倒する危険性がある。また、棚自体は耐震対策がなされているものの、高いところの物が落下する、扉のガラスが割れて理科薬品などが飛び出すといった可能性も考えられる状況が見受けられた。紐を張る、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を行うこと。</p> <p>窓ガラスについても、断熱シートを張ることで割れたときの飛び散りを防ぐ効果も一定程度得られるので、そういった視点で全体を見回り確認すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>管理職・拠点校指導教員・校内指導教員・学年主任・指導部長などが中心となり、職場全体でのフォローアップに努めている。新規採用職員が一人で悩みを抱え込まないように、職場での丁寧な対話を行っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>管理職・拠点校指導教員・校内指導教員・学年主任・指導部長などが中心となり、職場全体でのフォローアップに努めている。令和8年1月末現在、令和7年度新規採用職員の離職者はいない。引き続き、新規採用職員が一人で悩みを抱え込まないように、職場での丁寧な対話を行っていく。</p>
<p>⑨ 耐震対策について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>冷蔵庫等、重量のある家具が一部固定されておらず、地震発生時に転倒する危険性がある。また、棚自体は耐震対策がなされているものの、高いところの物が落下する、扉のガラスが割れて理科薬品などが飛び出すといった可能性も考えられる状況が見受けられた。紐を張る、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を行うこと。</p> <p>窓ガラスについても、断熱シートを張ることで割れたときの飛び散りを防ぐ効果も一定程度得られるので、そういった視点で全体を見回り確認すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 6月 1日</p> <p>重量のある家具について、スチールロッカーや掃除用具ロッカーはL字金具や紐等で固定するほか、転倒防止マットを設置した。</p> <p>また、校舎等の窓ガラスについて、強化ガラスや網入りガラス以外の透明ガラスやすりガラスには飛散防止フィルムが貼られていることを確認した。</p>

<p>⑩ 学校ホームページの活用など情報発信について 【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 アクセス件数の把握なども行いながら、多くの人が見たくなるページ作り、地域性を活かしたページ作りに取り組むこと。通信は紙媒体で発行している学校もあり、その利点もある一方、データによる発行の方が更新頻度を高くしやすい利点もあり、保護者の意見も聞きながら紙とデータのバランスを考えること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>学校ホームページは、各学校の取り組みを迅速に発信するための手段として積極的に活用するよう働きかけていく。紙媒体による発信も併用していくが、保護者や地域の意見等を踏まえながら、少しずつ学校ホームページやHome & School（学校保護者連絡システム）などによる発信に移行していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>学校ホームページは、各学校の取り組みを迅速に発信するための手段として積極的に活用するよう働きかけていく。紙媒体による発信も併用していくが、保護者や地域の意見等を踏まえながら、少しずつ学校ホームページやHome & School（学校保護者連絡システム）などによる発信に移行していく。</p>
<p>⑪ 民間プールを活用した水泳授業の委託について 【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 民間プールでの水泳授業の委託については児童・生徒や保護者、教員からの評価も高いとのことである。近隣に活用可能な民間プールがない学校では移動に課題がある場合もあるが、各学校間や教育委員会との間で十分に情報共有を行い、利点を活かせるよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>小学校においては、児童・保護者・教職員からの評価が高いことから、民間プールを活用した水泳授業の委託を拡大していく。 中学校においては、全小学校による民間プールを活用した水泳授業の委託の実施の課題等を踏まえ、検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>小学校においては、児童・保護者・教職員からの評価が高いことから、民間プールを活用した水泳授業の委託を拡大していく。 中学校においては、全小学校による民間プールを活用した水泳授業の委託の実施の課題等を踏まえ、検討していく。</p>

<p>⑫ 外部侵入者の防止について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 防犯カメラの有無にかかわらず、乗り越えて侵入できるような箇所がないか、児童・生徒の安全を最優先にあらためて確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 防犯カメラの映像を職員室で常時見られるようにし、監視を行っている。校舎内外を定期的に見回りを行うことで、児童生徒の安全を最優先に考えて取り組んでいる。 乗り越えて侵入できるような箇所がないか校内で調査を行い、現在課題がないことを確認した。</p>
<p>⑬ 薬物濫用防止教室について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校薬剤師による、児童・生徒への薬物濫用防止教室が開催されているとのことである。全国的に、未成年が誤った薬の使い方をするケースが問題となっているが、この学びが将来活用できるように、薬剤師とも相談してより内容を高めるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 学校では、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、学校薬剤師を講師として、薬物乱用防止教室を実施している。その中では、正しい薬の使い方についての指導のほか、同教室での学びが将来につながるように、自分自身の生き方とつなげて考えることができるような内容とするなど工夫している。監査後、あらためて児童・生徒が誤った薬の使い方をしないよう、学校薬剤師と相談しながら改善に努めた。</p>
<p>⑭ 熱中症対策における配慮について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 近年は、夏場などの熱中症の危険が大きくなっており、登校後に着替えを希望する児童・生徒は着替えを持ってくるなどの対応が行われている。要支援家庭の児童・生徒などで家庭で着替えを用意できない場合、申し出があれば体操服や卒業生が置いて行ってくれた服を着ることができるよう、保健室に準備してあるとのことであるが、使いたいときに容易に使用できるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 着替えについては、暑い時期の着替えだけでなく嘔吐や雨天時など、年間を通して着替えが必要となることがあるため、申し出があれば誰でもいつでも貸し出せるように、貸出用の体操服があることを児童・生徒に周知している。監査後、あらためて要支援家庭などで着替えを用意できない児童・生徒については、普段から様子を見守る中で、教職員が適切な支援を行うように努めた。</p>
<p>⑮ 地域との連携について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【中学校共通事項】 中学校においても、見守り活動を通じて地域との連携が密になっている小学校同様、地域との関係を大事にすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 小学校においては、地域や保護者と連携した児童の登下校の見守り活動が積極的に実施されている。中学校においては、各中学校区の通学路の安全性等を踏まえ、必要性などについて検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 小学校においては、児童の登下校の見守り活動を通じて、地域との連携が図られている。今後、中学校においても、放課後の学習支援や地域活動への参加等を通じて、地域との関係を密にしていく。</p>
<p>⑯ 内部事務管理について【合规性の視点】 【河原田小学校】 不用となった備品の棄却において不備があり、後日修正処理したものがみられたが、ルールに則った事務処理をその都度適切に行うよう努めるとともに、事務の適正執行について改めて校内で周知を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 30日 会計管理課通知の「不用備品の利活用及び処分要領」に基づき、適切な事務手続を行い、備品の廃棄を行うよう努める。令和7年6月30日の職員打ち合わせで、事務の適正執行について、不用となる備品が発生した場合は、利活用調査、処分手続が必要であることの周知を行った。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 福祉総務課
 3 監査実施期間 令和6年11月25日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>令和6年度は、業務分担の平準化に努めるとともに、職員の健康管理、計画的な休暇の取得を促し、ワーク・ライフ・バランスを推進したため、時間外勤務が年間360時間を超える職員はいなくなった。</p> <p>当課は会議が多数あり、議事録の作成について、デジタル戦略課が紹介する議事録作成アプリを活用することで業務の効率化を図りたい。</p> <p>令和7年度は、民生委員の一斉改選や戦没者の遺族等に対する特別弔慰金の申請受付が始まることで、管理系の業務量が大きく増加することが予想されるため、課内の応援体制を構築することとする。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図り、主管課として範を示せるような事務を行うこと。 消耗品を分割発注し原課契約しているが、疑念を持たれる発注方法は厳に慎むこと。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>物品・備品管理、契約事務、文書管理について、不適切な事務処理があったため、監査後に全ての事務について修正・補正を行った。不備があった事務処理について課内で周知するとともに、四日市市会計規則、四日市市原課契約工事事務取扱要領を用い、注意しなければならない点などを所属内で改めて確認した。</p> <p>特に契約事務においては、消耗品を分割発注し原課契約しており、今後は同様の不適切な事務処理が発生しないよう、ルールに基づいた事務執行に努めるとともに、所属長は、決裁権者や出納員として自らの責任をあらためて認識し、内部牽制体制を構築する。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>① 部の主管課として、コミュニケーションを図りながら職員の健康管理にも配慮し、管理職自身も十分に年休を取得して心身の健康維持に努める体制を構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>令和6年度は、年次有給休暇について、全員が5日以上休暇を取得できた。朝礼や係会議の場で声を掛け合い、健康管理に配慮しながら計画的な休暇の取得を進め、ワーク・ライフ・バランスの確保に努める。</p>
<p>② デジタル化や業務分担の見直しなど時間外勤務の短縮の取り組みと並行して、人員の確保を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月30日</p> <p>健康福祉部の主管課として、部内の各種調整のほかに、多数の事業を行っており、その業務遂行に必要な人員配置を当局に要望した。</p>
<p>(5) 補助金が有効に活用されないリスク</p> <p>補助金の交付については、引き続き、効果や状況を十分に把握し、引当金や各種積立金の使用状況含め法人全体の決算も精査し、適正な補助交付に努めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>財政援助団体が行う事業の実施計画・予算書、実績報告・決算書を確認し、事業評価を行い、適正な補助交付に努める。</p> <p>【措置済】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和8年度予算編成時に合わせ、現状の把握及び事業実施状況の確認等精査を行い、予算措置に反映させた。</p>
<p>(6) 適正な債権回収の実施におけるリスク</p> <p>貸付から長期間経過する中で、債務者及び連帯保証人の高齢化、債務者の死亡による相続発生などにより、債権回収の困難さが増している。公平性の観点にも留意しながら、債権管理のあり方を検討する局面にあると判じざるを得ず、早急に方向性の決定を行うべきである。</p> <p>旧新型コロナワクチン対策室から福祉総務課生活支援給付金室に事務移管を受けた特別定額給付金の過払い分返還金については、債務者または相続人の実態把握に努め、速やかな回収に取り組み公平性を担保すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>福祉資金貸付金、災害援護資金貸付金ともに貸付時から相当の年数が経過する中で債務者と連帯保証人の高齢化・死亡等により回収が困難な事案が多くなっている。死亡や居所不明により回収できないことが明らかな債権については、債権放棄（不納欠損）することで、回収の見込みのない債権の継続による事務負担を軽減でき、回収可能な債権管理に注力できると考える。債権管理本部と連携し、早急に方向性を決めることとしたい。</p> <p>特別定額給付金の過払い分返還金については、公平性を担保するため、引き続き回収への取り組みに努める。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>福祉資金貸付金等の債権回収については、専任職員を配置し、定期的な訪宅等により、計画的な納付に努めている。なお、債務者と連帯保証人の死亡や居所不明等による回収できないことが明らかな債権については、債権管理本部と連携し、今後の方針について協議しているところである。</p> <p>特別定額給付金の過払い分返還金については、引き続き公平性を担保するため、債務者の実態把握等、回収に向けた取り組みに努める。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 民生委員・児童委員の担い手の確保について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>民生委員・児童委員、主任児童委員は、担い手の確保が課題となっており、欠員状態が解消できない状況が続いている。また、民生委員・児童委員の人材発掘と育成にあたっては、従来の方法に加え、先進他都市の事例も調査しながら多様な方法を研究すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>民生委員等の担い手の確保には、委員の活動への支援や負担軽減策が必要であり、令和7年度当初予算に必要な費用を計上した。その中で、先進地が行っている事例を参考にし、民生委員協力員制度を令和7年度より創設する。令和7年度の一斉改選後には、退任民生委員を含め、全民生委員に対しアンケートを実施する。その結果に基づき、民生委員の活動しやすい環境づくりについて、行政、四日市市民生委員児童委員協議会連合会、市社協で検討し、担い手の確保に繋がる施策を実施する。</p>
<p>② 社会福祉法人の監査について【有効性の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症対策に配慮しながら、現地での監査を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>コロナ禍が落ち着いた現在も、法人や事業所に立ち入る際には、マスクの着用や事前に体温測定をするなど感染症対策を行っている。また、法人監査・運営指導の日程も、事業所の感染症のまん延状況を鑑み調整を行っている。また監査前の準備を充実させることで、現地での滞在時間の短縮を図りながら、監査の質が低下しないよう努めた。</p> <p>今後も法人・事業所との密な連携を行い、社会福祉法、介護保険法のもと、適切な監査・指導を行っていく。</p>
<p>③ 重層的支援体制整備事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>令和3年4月1日施行の改正社会福祉法において、地域共生社会を実現するため、包括的な支援体制を整備する事業として重層的支援体制整備事業が新たに創設され、本市では令和5年4月より当該事業に取り組むとともに、「四日市市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定している。</p> <p>体制整備にはハードルもあると考えられるが、非常に重要な内容であるので、現状を把握して関係機関・事業者と連携し、指標を持って、事業の進捗管理を適切に行い尽力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>四日市市重層的支援体制整備事業実施計画については、より現状に沿った形にするため、令和6年8月に改訂を行った。令和7年度についてもPDCAサイクルを通じた事業の進捗管理と自己評価及び実施計画の見直しを予定している。</p> <p>今後も重層的支援体制整備事業については、実施計画に基づき、相談支援機関、福祉関係機関、社会資源がつながるネットワークづくりを進め、事業の進捗管理を行っていく。</p>
<p>④ 社会福祉協議会との連携強化について【有効性の視点】</p> <p>福祉事業における行政と民間との役割分担から日常の事務処理まで、社会福祉協議会との連携が十分でないことと支障をきたすことになる。社会福祉協議会には市から幹部職員として派遣も行っており、より強固な連携を図りつつ、適切な指導に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織として、社会福祉法に基づき設置された団体であり、「地域福祉の推進役」である。四日市市社会福祉協議会は、福祉のまちづくり事業、ふれあいのまちづくり事業、ボランティアのまちづくり事業など福祉課題に対応した、きめ細やかな事業を展開しており、本市の地域福祉のけん引役として不可欠な団体である。社会福祉協議会とはパートナーとして、引き続き強固な連携体制を構築するとともに、財政援助先、業務委託先としては、その補助金執行状況や業務委託の成果について適切に評価検証を行う。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 健康福祉部 保護課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年11月25日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>内部事務管理について【法規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、多くの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して内部事務管理の徹底を図り、事務処理誤りの払拭に強く取り組むこと。</p> <p>併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容とその改善点等についての所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、事務誤りのない適正な事務執行となるよう、決裁時の確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月31日</p> <p>会計事務の手引きや四日市市文書管理規程などを参考に、各事務の流れを再確認し、課内回覧や全職員による会議の場で周知するとともに、全職員による会議において、新たに配属された職員の意見を確認する場を設け、疑問点、改善点の把握に努めた。また、決裁時における確認の徹底などチェック体制を見直し、適正な事務管理に努めている。</p>
<p>イ 会計年度任用職員の年次有給休暇について、誤った処理が複数見受けられた。年次有給休暇の適正な取得について改めて周知するとともに、所属長は人事課から提供される資料を参照して制度への理解を深めるなど、適正な人事管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年12月 1日</p> <p>年次有給休暇の適正な取得について改めて周知するとともに、人事課から提供される資料を参照して制度について再確認した。また、年次有給休暇申請の際の確認の徹底などチェック体制を見直し、適正な人事管理の徹底を図った。</p>

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法にもとづく標準数を上回っており、職員が不足している状況にあるため、職員の適正配置が実現するよう要求し、時間外勤務の縮減に努めた。その結果、令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数が前年度と比べて半減した。加えて、年次有給休暇の取得やノー残業デーの徹底について随時朝礼や毎月の全職員による会議で周知を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの充実に努めた。また、デジタル技術の活用により、共通業務のより一層の効率化を図るとともに、改めて業務分担の見直しを行い、可能な業務について会計年度任用職員を活用することとした。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法にもとづく標準数を上回っており、職員が不足している状況にあるため、職員の適正配置が実現するよう要求し、時間外勤務の縮減に努めた。その結果、令和7年度の時間外勤務が前年度の7割弱に減少している。加えて、年次有給休暇の取得やノー残業デーの徹底について、引き続き朝礼や毎月の全職員による会議で周知を行っており、ワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。また、来年度予算にてケースワーカー支援システムを導入する予定であり、2名の増員も予定されているため、ケースワーカーの負担軽減につながると思われる。今後も会計年度任用職員を活用しながら、適切な業務分担を行う。</p>
<p>(4) 現金の管理におけるリスク</p> <p>保護課内で現金を扱う機会を減らす努力を続けていることは評価できる。現金事故の防止のため、今後もこうした努力を続け、現金の取り扱いの減少に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年12月 1日</p> <p>現金の取り扱いや管理については、複数の職員で確認し、必ず二重チェックを行うよう改めて確認した。</p> <p>また、保護費を現金支給とする必要のないものがないか常に見直すよう、全職員による会議において周知徹底している。今後も、現金の厳重な管理に努める。</p>
<p>(5) 勤務上における職員の身体的リスク</p> <p>市民からのハラスメント対応については、必要な場合には毅然と対応するとともに、所属内でのコミュニケーションを緊密に取り、問題となる事例が発生した場合には所属全体で対応できるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年12月 1日</p> <p>市民からのハラスメントに対しては、法令遵守推進員（警察OB職員）や係長など上位職も含め複数の職員で対応するなど柔軟な対応に努めている。また、定期的に全体会議等で注意喚起を行い、情報共有に努めた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 生活保護の実施体制の整備について【効率性の視点・有効性の視点】</p> <p>ア ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法に基づく標準数を上回っており、職員不足の状況が続いている。また、生活保護受給家庭への訪問率も、計画の6割に満たない状況となっている。</p> <p>毎年の確実な増員について人事部門に働きかけるとともに、会計年度任用職員も含めた体制の強化に取り組み、適正な職員配置の実現に努めること。また、現状の少ない職員数においても、デジタル技術の活用や職員の資質向上などを図り、生活保護業務の適正な執行に支障が生じることのないよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月30日</p> <p>ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法に定める標準数を上回っている状況である。そのなかで、ケースワーカーでなくても行うことができる事務処理をケースワーカー業務から切り離し、庶務担当職員及び会計年度任用職員で対応するよう業務の分担を行うことにより、訪問率の向上を図った。</p> <p>今後も増員を図っていくとともに、ケースワーカーの業務軽減のための業務の切り離しを進め、会計年度任用職員等の活用を行っていく。また、デジタル技術の活用により共通業務のより一層の効率化を図ることで、必要な人員が配置されるまでの間の対応も十分に行えるようにしていく。</p>
<p>イ 女性の保護受給者への対応という点からも、女性ケースワーカーの増員について検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>昨年度までは女性ケースワーカーは1名のみであったが、今年度は2名となっており、今後も増員に努める。</p>
<p>② 適切な相談対応について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>ア 生活に困窮した人からの相談については、生活保護だけでなく、他の制度に基づく対応も含めて、適切に案内を行うことが必要である。相談業務に関する研修や訓練を重ねることで、支援を必要とする市民への適切な対応ができるよう、相談体制づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>三重県主催の面接相談員対象の研修への参加や、様々な制度についての課内研修を行い、支援を必要とする市民への適切な対応ができるよう、知識の修得、技術の向上に努めた。</p>
<p>イ 窓口での相談業務において適切な対応を実施するため、市民と関わる経験が豊富な職員を窓口配置することも検討すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>係長など上位職も含め複数の職員でフォローできる体制づくりをすることで、必要な人員が配置されるまでの間の対応を十分に行えるようにしていくとともに、適切な職員配置を要求していく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>来年度は係が一つ増えることに伴い、係長も増員になるため、さらにフォロー体制を強化し、必要な人員が配置されるまでの間の対応を十分に行えるようにしていくとともに、適切な職員配置を要求していく。</p>
<p>ウ デジタル技術を活用することで、生活相談等における必要なデータを容易に抽出できるようになると思われる。相談対応にかかる時間を確保するためにも、デジタル技術の活用に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月31日</p> <p>5月末にこれまで使用していたデジタルツールを全体会議にて再度確認し、さらに積極的にデジタル技術を活用し、業務の効率化を図り、適正な生活保護業務を実施するとともに、相談対応の時間を確保するよう努めた。</p>

<p>③ 民間団体との連携について【有効性の視点】 就労支援などを行っている団体とも連携を図り、将来的にはこれらの団体の活用によって自立が進むような業務展開についても検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 就労準備支援事業の委託先である団体との連携を中心に、自立促進につながる事業を検討していく。</p>
<p>④ 保護費の返還にかかる滞納整理について【有効性の視点】 保護費の返還にかかる滞納整理については、対象者への配慮は必要であるものの、対象者間で不公平感が出ないように、必要な場合は分納による返還を行うなどするとともに、収納推進課や債権管理推進本部との連携を図り、適切な実施に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 生活保護受給中の対象者には、継続して電話や訪問での催告を実施し、生活保護廃止後の対象者には、改めて預金調査を行い、現状の返還能力および生活状況を把握したうえで、納付指導を行い、必要に応じて滞納処分を実施するなど、適切な滞納整理を実施していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 生活保護受給中の対象者には、継続して電話や訪問での催告を実施し、生活保護廃止後の対象者には、定期的に預金調査を行い、現状の返還能力および生活状況を把握したうえで、納付指導を行い、必要に応じて滞納処分を実施するなど、適切な滞納整理を実施していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 高齢福祉課
 3 監査実施期間 令和6年11月21日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行い、特定の職員に負担が集中しないよう業務の平準化に取り組むこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和5年度は認知症施策等の新規事業の実施、新施設の開所等により、時間外勤務時間数が360時間を超える職員の数は7人であったが、令和6年度は3人となった。また課内の時間外勤務の月平均時間は令和5年度より19.1時間の減となった。令和6年度は業務増に伴い正職員が2名配置されたが、令和7年度も新規事業の実施により業務が増加するため、経験年数や適正、業務バランスを考え、係間での業務見直しを行い業務量の平準化を図った。</p> <p>今後もワーク・ライフ・バランスの確保と健康を阻害するリスクを低減するため、引き続き当局に対し人員配置の増員要求を行っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和5年度は認知症施策等の新規事業の実施、新施設の開所等により、時間外勤務時間数が360時間を超える職員の数は7人であったが、令和7年度は3月末で1人になる見込である。また課内の時間外勤務の1人当たりの月平均時間は令和7年12月末は15時間であり、令和5年同月末より23時間の減となっている。令和7年度も新規事業の実施により業務が増加したため、経験年数や適正、業務バランスを考え、係間での業務見直しを行い業務量の平準化を図ったが、認知症施策推進計画策定のため職員全員を時間外勤務360時間以内とするには至らず、過労死等労災認定基準を上回る勤務状況の職員が1人となっている。</p> <p>今後もワーク・ライフ・バランスの確保と健康を阻害するリスクを低減するため、特定の職員に負担が集中しないよう引き続き課内の業務量の平準化を図っていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 介護予防の啓発にかかるリスク LINE公式アカウント「フレイル対策ルーム 四日市」を開設しているものの、現時点で登録者数が少ない。一方で、高齢者のスマートフォン所持率が向上し、SNSの活用が拡大している現状を踏まえると、本アカウントは有効な情報発信ツールであると考えられる。今後、登録者数の増加を図るため、さらなる周知に努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 各種の介護予防教室や、高齢福祉課が所管するイベントなどで本アカウントの周知を行うなど、登録者数の増加に今後も尽力していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 各種の介護予防教室や、高齢福祉課が所管するイベントなどで本アカウントの周知を行い、年度当初から、登録者数が約1.5倍に増加した。今後も更なる周知に努め、登録者数の増加に今後も尽力していく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 監査において指摘のあった事務誤りについてはただちに補正するとともに、そのルールとリスクを課内全職員に共有して再発防止に努めた。特に財務会計に関する決裁は複数人でチェックを行うことを徹底し、チェックリストが形式的なものとならないよう注意を促すなどして、チェック体制の強化を改めて図った。</p>
<p>② 介護予防等拠点施設開設の効果について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 令和5年6月から介護予防・認知症支援の拠点施設として「ステップ四日市」を開設し、介護予防に関する情報発信・短期集中サービス・啓発イベントや、認知症に関する相談・本人の活動支援を行っている。その効果として、市民のニーズに応じた個別支援の実施により、認知症支援では、当事者と市の直接対話が図られ、ニーズの汲み上げが可能となっている。また介護予防では、理学療法士による短期集中予防サービス（チャレンジ教室）を当該施設で集約して行い、利用者が大幅に増加している。 市民の介護予防・認知症支援のため、より身近な拠点施設として利用されるよう、さらに充実した取り組みを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 介護予防短期集中予防サービスにおいては、引き続き多くの方に利用をいただいております。認知症支援については、当事者支援を行っている中で、令和6年度には四日市版認知症希望大使「認知症フレンドリー大使」を任命し、認知症の啓発活動に尽力いただくなど、活動を拡大しており、認知症フレンドリーなまちの実現に向け取り組みを続けていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 介護予防短期集中予防サービスにおいては、引き続き多くの方に利用をいただいております。令和7年度には、ステップ四日市でのサービスCの取り組みが評価され、厚生労働省主催の「健康寿命をのばそう！アワード」において、全国第2位にあたる優秀賞を受賞した。 認知症支援については、当事者支援を行っている中で、令和7年度には認知症当事者の「マツケンサンバを歌い踊りたい！」という希望に賛同した仲間と当事者が、日々の活動の中で練習をし、市民公開講座にて歌を披露するなど、活動を拡大しており、認知症フレンドリーなまちの実現に向け取り組みを続けていく。</p>

<p>③ 認知症発症予防の取り組みについて【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 生活習慣の改善が認知症の予防に寄与することから、認知症の発症予防に向けた取り組みにも注力すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 認知症は誰しもがなり得る病気である。生活習慣の改善を含め、認知症であっても認知症でなくても暮らしやすいまちづくり等に尽力していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 8月18日 介護予防拠点施設における介護予防教室において、認知症予防講座を組み入れ、実施した。</p>
<p>④ 高齢者や認知症の人の相互交流の推進について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 高齢者や認知症の人の交流の場を提供するため、「ふれあいいいききサロン」や「認知症カフェ」などの事業を推進している。このような住民主体の団体が行う活動について、空き施設の活用など工夫をしながら、関係部局と連携し、一層の推進を図ること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 令和7年度より、ふれあいいいききサロンの立上げ支援を行う生活支援コーディネーターに地域の社会資源等について協議する地域ケア会議や認知症関連の会議に出席してもらうこととし関係部局との連携を深め、住民主体の団体による活動の促進を図っていく。</p>
<p>⑤ 老人クラブへの加入促進について【有効性の視点】 老人クラブ補助金の支給により老人クラブの活動を支援しているが、より多くの人々が老人クラブへの加入を希望するような支援策や、老人クラブの運営を継続できるような支援策を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 四日市市老人クラブ連合会（以下四老連という）からも、近年の会員数の減少に関する危惧や補助金のあり方についての要望を受けている。特に四老連については、会員数に関わらず固定的な活動費用がかかることから、会員数に関わらず一定の活動ができるような補助体制を検討している。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月16日 四日市市老人クラブ連合会（以下四老連という）からも、近年の会員数の減少に関する危惧や補助金のあり方についての要望を受けており、令和8年度予算から四老連については、会員数に関わらず一定の活動ができるような補助体制に変更するとともに、行事により多くの会員が参加できるよう移動支援の補助も行う。また単位クラブも物価上昇に伴い単価を増額し、活動の促進を支援する。</p>
<p>⑥ 福祉有償運送の支援について【有効性の視点】 障害者や高齢者などの交通弱者を支援する移送サービスを提供する団体が安定して活動を継続できるよう、適切な支援体制の構築に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日 令和6年度には、新規に活動を始める団体の登録支援を行ったほか、令和7年度にも新たに1団体の登録支援を行う予定であり、適切に支援を行っていく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 介護保険課
 3 監査実施期間 令和6年11月21日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月31日</p> <p>時差勤務の導入や業務分担の見直し等を通じて時間外勤務の圧縮を行い、年間360時間を超えている職員は、令和5年度は14名であったのが、令和6年度は8名となり、年間720時間を超える職員は、令和5年度は4名であったのが、令和6年度は0人となった。令和6年度においては、過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発生したが、働き方改革の取り組みを進めた結果、令和7年7月31日時点においては発生していない。また、令和7年度中においても、基準を上回る勤務状況が発生する見込みはない。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 年休の取得が年5日未満の職員が見受けられた。業務分担の見直しや年休取得促進の取り組みに加え、休みやすく残業を恒常化させない職場に向けた意識改革を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>令和6年度において、業務分担の見直し等を行いつつ、年休取得を勧奨し、全職員が5日以上年休を取得した。引き続き年休を取得しやすい職場環境づくりに取り組んでいく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容の所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。所属長は改めて出納員の自覚を認識して決裁を行うとともに、ポスト職がその支援を行い、チェック・牽制体制の強化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 現金等の管理、支出事務、文書管理について事務処理誤りがあったため、当該誤った事務処理の内容及び事務処理上注意しなければならない点を課内周知を行い、認識を改めて確認した。特に、駐車場使用料の資金前渡の処理については、会計事務に対する認識誤りに起因するものであったため、監査によって事務処理誤りが判明した後、ただちに適正な運用に是正した。同じく、支払遅延についても日々の支出事務において生じうるものであるため、ポスト職において、支出命令書の決裁において意識すべきポイントとしてチェックを行っている。また、委託業務における令和6年度末の業務委託完了報告書の徴求についても全て確認を行った。</p>
<p>② 地域介護の充実について【住民福祉の向上の視点】 ア 地域の介護ニーズを満たすことができるよう、地域密着型サービスの事業所設置について、引き続き取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月25日 令和7年度において認知症対応型共同生活介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備する事業者の選定を行うことができた。また、建設費補助金及び施設開設準備経費補助金を、令和7年度当初予算に計上した。今後も補助金を活用し、事業者の後押しを行い地域密着型サービス事業所の設置に向け取り組んでいく。</p>
<p>イ 介護施設だけでなく、地域で高齢者を支える仕組みが必要である。高齢者の居場所となる拠点の必要性を理解し、可能な範囲で働きかけを行うとともに、地域人材を有償ボランティアとして活用することを検討するなど、第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画において、引き続き地域介護の充実に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 第9次四日市市介護保険事業計画・第10次四日市市高齢者福祉計画期間である令和6年度において、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、介護保険サービスを給付するとともに、住民ボランティアなどの地域の多様な主体と協働して、介護予防活動を推進するボランティアの養成や、住民主体型通所サービスやふれあいいきいきサロンなどの地域の「通いの場」をつくることを推進した。こうした取り組みを今後も継続し、地域ぐるみで高齢者を支え合う体制づくりを進める。</p>
<p>③ 債権管理の効率化について【有効性の視点】 債権管理において、効率的に収納額を増やすため、業務委託を含め、必要に応じて滞納整理の手法について検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 滞納は初期のうちに解消することが重要であることから、債権回収サービスを専門とする企業へ電話による納付勧奨を委託しているが、令和7年度において、電話を架けてもつながらない方を対象に、ショートメッセージ(SMS)の活用も手法に加えた。引き続き、より効率的な手法について検討を続け積極的に取り入れていく。</p>

<p>④ 要介護認定及び要支援認定にかかる日数について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>要介護認定及び要支援認定にかかる日数は、介護保険のサービスを利用する必要がある人にとって重要である。認定業務の公平性を担保しつつ、効率化を進めており、引き続き日数短縮に努めること。多くの自治体の課題となっていることから、県内他市と今後の方針について協議すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月25日</p> <p>介護認定にかかる日数の短縮に向けた調査研究として、先進的な取り組みについて職員2名を派遣し視察を実施するため、令和7年度当初予算に旅費を計上した。令和7年3月に国が公表したすべての保険者の認定審査期間から、日数の短縮を達成している保険者に対して調査を行う。</p> <p>また、毎年県主催で開催される介護認定審査会運営適正化研修会において、県内他市と課題や今後の方針について協議していく。</p>
<p>⑤ 介護保険料の金額設定について【経済性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>介護保険制度の対象人口が増加傾向にあることを踏まえ、介護保険料の金額設定については、介護保険給付費支払準備基金の残高推移を注視しながら、長期的な展望を持って検討を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月25日</p> <p>令和9年度から令和11年度を計画期間とする第10次四日市市介護保険事業計画・第11次四日市市高齢者福祉計画の期間における保険料の金額の設定を、同計画の策定と同時に実施する。その際には、介護保険給付費支払準備基金の残高及び今後の介護給付費の増加の見込みを勘案し、将来に渡って持続可能な制度となるよう検討する。これを実施するため、第10次四日市市介護保険事業計画・第11次四日市市高齢者福祉計画の策定支援を行う委託費について、令和8年度までの債務負担行為を設定し、令和7年度当初予算に計上した。同事業において、人口、被保険者数、要介護認定者数の将来推計と、介護給付費対象サービス見込量の分析を行い、これを踏まえた保険料の設定を行う。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 健康福祉部 障害福祉課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年11月19日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ特定の職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めるため、働きやすい職場環境づくりを行うとともに、管理職も含めた働き方改革の取り組みを進めること。また、既に導入しているRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）などのデジタル技術について、他市で効果のあった事例を調査し、それらを参考にし更なる活用を図るなど、業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>事務分担の見直しや会計年度任用職員の活用を含め係間の応援体制を図り、効率的な事務運営、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めているものの、依然として過労死等労災認定基準を上回る職員がいる。今後も、職員の業務内容の確認を行い、デジタル技術のさらなる活用を進め業務の平準化等を目指していくとともに、業務増による人員不足の解消を人事課へ強く要望していく。また、朝礼時に声掛けを行うなど、時間外勤務の縮減、より良い職場環境の整備により一層努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>事務分担の見直しや会計年度任用職員の活用を含め係間の応援体制を図り、効率的な事務運営、職員のワーク・ライフ・バランスの充実に努めているものの、依然として過労死等労災認定基準を上回る職員がいる。今後も、職員の業務内容の確認を行い、デジタル技術のさらなる活用を進め業務の平準化等を目指していくとともに、業務増による人員不足の解消を人事課へ強く要望していく。また、朝礼時に声掛けを行うなど、時間外勤務の縮減、より良い職場環境の整備により一層努めていく。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（4）公有財産の管理に関するリスク 公有財産の実査は定められたルールに基づいて確実に実施し、公有財産の適正管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>公有財産の適正管理について課内周知を行い、令和6年度における公有財産の実査結果を書面に記録し、文書として保存した。今後も適正管理に務めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 併せて、新たに異動してきた職員の視点によるチェックや、誤った事務処理内容とその改善等についての所属内での情報共有などの取り組みによって事務処理誤りの防止を図り、所属としての事務執行の適正性の確保に努めること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月31日 「適正事務の手引き」にある「所属長の確認事項について」に基づき、複数職員によるチェック体制の徹底を図り、適正な事務の執行に努めた。 また、定められたルールに基づいた事務執行のため、上位職による確認の徹底に努め、誤りのあった事例については課内ミーティング等を通じて共有することで職員一人一人の意識向上を図った。</p>
<p>② 指定管理者制度の適正な活用について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】 ア 障害福祉課では、障害者自立支援施設をはじめとした複数の公の施設について、指定管理者制度を活用した管理運営を行っているが、その中で、指定管理に係る事業収支において収入超過となっているものが複数見受けられる。 令和6年度の指定管理者との協定においては、指定管理料を精算できる旨の規定を追加したとのことであり、引き続き指定管理者への指導や確認を丁寧に行うとともに、適正な指定管理料の算定に努め、施設の適切な管理運営が行われるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月31日 令和6年度協定に定めた委託料の精算規定に則り、指定管理施設1施設において委託料を減額する旨の変更協定を締結し、委託料の精算を行った。引き続き、適切な管理運営が行われるようモニタリング及び指導を行う。</p>
<p>イ あさけワークス、たんぼぼ、共栄作業所の3施設については、現在は別々に指定管理業務委託を行っている。将来的には施設の再編成も検討しているとのことであり、その際にはスケールメリットの観点からも一括して指定管理業務委託ができないか、検討を行うこと。</p>	<p>【継続努力】 令和7年7月31日 引き続き、あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画を慎重に進めている。令和8年度に行う次期指定管理者の選定期間における再整備計画の進捗状況を踏まえ、より効果的な指定管理業務委託の方法を選択していく。</p> <p>【継続努力】 令和8年1月31日 引き続き、あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画を慎重に進めている。再整備計画の進捗状況を踏まえ、より効果的な指定管理業務委託の方法を選択していく。</p>

<p>③ 障害者就労支援事業について【有効性の視点】</p> <p>就労を希望する障害者を対象に、障害者の就労意識の醸成と職業能力の開発を図り、就労を促進することを目的として、四日市市役所業務の一部を活用した障害者就労支援事業を実施している。令和5年度の利用者は6人であったが、利用者の希望と、職場から抽出される業務のマッチングが難しく、利用の拡大のための取り組みを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>引き続き、庁内掲示板等を用いて職場から抽出される業務の集約に努めるとともに、委託先に対しては一度受けた業務は来年度も引き続き依頼を受けられるよう働きかけるように連携を図っていく。</p>
<p>④ 民間団体との連携について【有効性の視点】</p> <p>効果的に障害者施策を推進するためには、民間の障害者団体との連携も重要であることから、こうした民間団体の活動支援にも取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月30日</p> <p>引き続き、庁内掲示板等を用いて各所属から抽出される業務の集約に努めるとともに、委託先には一度依頼を受けた業務は継続して依頼を受けられるような働きかけを求めるなど連携を密に図っていく。</p> <p>また、アンケートの実施によって利用者の声を把握することができた。アンケート結果を活用し、さらなる支援の質の向上に活かしていく。</p>
<p>⑤ タクシー料金助成事業について【有効性の視点】</p> <p>重度障害者を対象としたタクシー料金の助成においては、現在は1乗車につき最大2枚まで利用券を使用できると定めている。利用者の意見も参考にしつつ、状況に応じて利用枚数の上限の調整を含む制度変更を柔軟に行えるよう、運用に幅を持たせた制度の実施ができるよう検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第5次障害者計画においても、重度の障害のある人の外出を支援し、社会参加の促進を図るとしており、障害施策推進協議会などの場で意見を聞く中で、他市の事例等も参考に、効果的かつ持続可能な制度運用について検討していきたい。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和6年度から令和10年度までを計画期間とする第5次障害者計画においても、重度の障害のある人の外出を支援し、社会参加の促進を図るとしており、障害施策推進協議会などの場で意見を聞く中で、他市の事例等も参考に、効果的かつ持続可能な制度運用について検討していきたい。</p>

<p>⑥ グループホームの活用について【有効性の視点】</p> <p>障害のある人が地域で生活し成長していくうえで、グループホームのような地域との共生を重視する考え方は非常に重要であり、引き続きこうした事業への取り組みに注力すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>グループホームは障害者が地域の中で主体的な生活をおくる居住の場として重要な役割を持つため、引き続き、利用者の希望に応じたサービス支給やグループホームの現況に係る情報収集など、グループホームの活用につながる取り組みを継続させていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月30日</p> <p>グループホームは障害者が地域の中で主体的な生活をおくる居住の場として重要な役割を持つため、利用者の希望に応じたサービス支給やグループホームの現況に係る情報収集などを行った。引き続き、グループホームの活用につなげるため、情報収集や相談支援事業所への共有を継続することを課内で共有した。</p>
<p>⑦ 重度障害者手当について【有効性の視点】</p> <p>重度障害者手当の金額が、以前は月額2,000円であったものが、令和3年度より月額1,000円に変更されている。これは制度として持続可能なものとするための変更とのことであるが、手当額の減額以外の方法で制度の継続ができないかについて検討を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和3年度の変更においては、重度障害者手当、タクシー料金助成、燃料費助成の3事業全体でとらえ、重度障害者手当では、減額のみでなく精神障害者保健福祉手帳1級を新たに対象に追加、他2事業についても持続可能な制度とするための変更を行った。今後も受給者や助成件数、障害手帳所持者数の推移など、制度を取り巻く状況を確認しつつ、よりよい方法について模索・検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月30日</p> <p>令和3年度の変更においては、重度障害者手当、タクシー料金助成、燃料費助成の3事業全体でとらえ、重度障害者手当では、減額のみでなく精神障害者保健福祉手帳1級を新たに対象に追加、他2事業についても持続可能な制度とするための変更を行った。今後も受給者や助成件数、障害手帳所持者数、ニーズの推移など、施策全体を取り巻く状況を確認しつつ、よりよい方法について検討を続けることを課内で共有した。</p>
<p>⑧ 市民に寄り添った対応について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>カスタマーハラスメントに対しては毅然とした対応で臨むことが必要であるが、相手の言動がエスカレートする事態を未然に防止することも重要である。そのためには、相手の気持ちに寄り添った対応をとることが大切であり、対応が困難なケースなどについては、所属内での会議などを通じて情報共有を図り、市民が温かみを感じる対応ができるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>朝礼や課内研修において、市民により良いサービスが提供できるように接遇研修を実施している。対応が困難なケースについては上司へ対応を取り次ぐなど、基本的な対応方針を課内で再確認した。引き続き、課内での情報共有や、必要に応じて、関係部局と相談を行っていく。</p>

<p>⑨ 他部局との連携について【有効性の視点】 療育手帳取得者への支援については、未就学児から成人以降まで幅広い年代で必要となってくるものである。こども未来部などの関係部局との連携も図り、切れ目のない支援が実施できるよう努めること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 療育手帳取得者など障害を持つ方が特別支援学校高等部等を卒業した後に、「障害児」のサービスから「障害者」のサービスに移行する機会が多いため、切れ目のない支援を行うべく、今後も関係部局や計画相談支援事業所などの関係機関との連携を図っていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月30日 療育手帳取得者など障害を持つ方が特別支援学校高等部等を卒業した後に、「障害児」のサービスから「障害者」のサービスに移行する機会が多いため、切れ目のない支援を行うべく、日々関係部局や計画相談支援事業所などの関係機関と連携を図っており、引き続き密に連携していくことを課内で共有した。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 保険年金課
 3 監査実施期間 令和6年11月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。係や職員による時間外勤務時間数のかたよりも見られることから、所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組み、過労死等認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度において年間360時間を超える時間外勤務を行った職員数は6人で令和5年度より3人減少し、厚生労働省の定めている過労死等労災基準を上回る時間外を行った職員は1人で令和5年度より2人減少した。時間外勤務が多かった保険料収納室については、滞納整理要領等を作成し手順をマニュアル化したり、既に導入しているAI-OCRやRPAをさらに取り入れるよう検討しながら業務の効率化を図り、時間外勤務時間数を削減することができた。さらに、窓口DXとして書かない窓口を推進するため、身分証等を読み取り申請書に転記するカードリーダーを設置し、業務の効率化を図るとともに、申請者の利便性も向上した。また、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働き方改革アクションプランとして月8日間は定時に退庁するよう声掛けを徹底した。所属長は引き続き、職員の時間外勤務の状況や、健康状態の把握に努め、働きやすい環境づくりを行う。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度は職員配置や業務の見直しを行い、現時点で年間360時間を超える時間外勤務を行った職員は2名であり、厚生労働省の定めている過労死等労災基準を上回る時間外を行った職員は0名に解消される見込である。1月までの課内の時間外勤務の合計時間数は、令和6年度と比較して1,300時間以上（1人当たり月5時間以上）削減され、職員の負担軽減につながった。また、ワーク・ライフ・バランスの充実のため、年間5日以上年次有給休暇の取得やノー残業デーを徹底し、さらにデジタル化や外部委託等を利用して業務の効率化を図るなど、引き続き働きやすい環境づくりに努めている。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>デジタル技術の活用による業務効率化等の推進にあたっては、安全性及び正確性を担保しつつ、先進事例に基づく検討内容を総務部デジタル戦略課に提案するなどし、必要に応じて全庁的な共有を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>業務の効率化を図り時間外勤務を削減し、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を守り、かつ市民の利便性を向上させるため、四日市市デジタル戦略本部の窓口DX推進部会やワーキンググループに引き続き参画し、電子申請や書かない窓口、行かない窓口等の拡大を目指していく。今後も、全庁的に情報共有を図り、実効性のある計画を進める。</p>
<p>(4) 保険料の現金取扱いのリスク</p> <p>現金出納簿について、取扱者と出納員の確認欄が設けられていないことから、出納員の代理印が不明確な箇所が見受けられた。必要項目の記載不備を防ぐため様式の見直しを検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度の4月1日から、必要項目の記載不備を防ぐため、現金取扱者と出納員の確認欄を新たに設けるなど、保険料の現金出納簿の様式見直しを実施した。</p>
<p>(5) 保険料の滞納のリスク</p> <p>今後も納付手段の多様化などさらなる納付者の利便性向上を図りつつ、滞納防止策の検討を継続すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日</p> <p>納付手段の多様化については、口座振替の勧奨に積極的に取り組むとともに、各種機会を捉えてのコンビニ・スマホでの納付勧奨を行っており、件数、金額ともに増加傾向にある。</p> <p>また、令和8年度中にはeLTAX（エルタックス）で保険料を納付できる環境を整える方針を国が打ち出しており、本市においても、準備を進めているところである。今後も、保険料を納付しやすい環境の整備に積極的に取り組み、収納率向上を図っていく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日</p> <p>納付手段の多様化については、口座振替の勧奨に積極的に取り組むとともに、各種機会を捉えてのコンビニ・スマホでの納付勧奨を行っており、件数、金額ともに増加傾向にあり、効果を上げている。</p> <p>eLTAX（エルタックス）で保険料を納付できる環境の整備については、国の方針と本市のシステム化を勘案し、令和9年度から実施する予定である。今後も、保険料を納付しやすい環境の整備に積極的に取り組み、収納率向上を図っていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月 28日</p> <p>指摘のあった事項については、全職員に周知し、起案者及び決裁ルート各自による複数のチェックを徹底した。また、四日市市会計規則や四日市市公印規則等の関係規則や適正事務の手引きを所属内で改めて確認し、職員の事務レベルの向上を図った。所属長は決裁権者及び出納員として責任を改めて認識し、引き続き適正に決裁を行い、再発防止に努める。</p>
<p>イ 糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導業務委託においては、委託期間は単年度であるにもかかわらず、保健指導を受ける対象者の事情により4回を上限とする面談が当年度中に終了しない場合に、翌年度に同一単価で実施可能とする契約内容となっている。その場合、翌年度は根拠となる契約条項がないまま業務委託を継続する状況となる。初回指導時期の期限設定等含め検討の余地があり、今後の契約方法等について改めて整理し見直しを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防事業の保健指導業務委託については、平成31年の事業開始時に財政課と協議のうえ予算計上し、支障なく契約、事業実施をしてきたものの、前年度と同一単価で当該年度に委託料を支払うことについては契約書に明記すべき内容であるため、令和7年度の契約において追記を行った。また、初回指導の時期については、医療機関に配布する実施マニュアルには12月末までと記載はあるが、申込者の個別の体調に関わることであるため、1月以降の受付については医療機関と協議を行う。</p>

<p>② 収納率向上の取り組みについて【有効性の視点・公平性の視点】</p> <p>保険料の徴収については、公平性の観点からも、安易に不納欠損処分をすることなく収納率の向上に努めること。特に、納期内納付が収納率の向上に極めて有効であるため、強く意識して取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>保険料の徴収については、電話・文書・SMSによる催告を行うとともに、催告に応じない滞納者には徹底した財産調査を行い、差押等の滞納処分を実施し、保険料負担の公平性確保に努めている。一方、財産調査の結果、財産がなかった場合や、納付相談を実施する中で失業や病気等で納付困難と判明したケースについては、執行停止も視野に入れて対応をしていく。</p> <p>納期内納付者数の向上については、口座振替の推進が効果的であり、新規加入者は、原則口座振替とするとともに、令和5年度から、専用端末で口座振替依頼書の記入や印鑑の押印なしで口座振替の受付を行うサービス（ペイジー口座振替受付サービス）を導入し、簡単に手続きができる環境も整備したところである。今後も積極的な口座振替勧奨を推進し、納期内納付者数の向上に努めていく。</p>
<p>③ ハラスメント対策について【有効性の視点】</p> <p>窓口業務が多い部署であり、内部のハラスメント対策はもちろん、カスタマーハラスメントに対しても引き続き対策を強化し、所属長など管理職をはじめとして職員の精神面のフォローもできる体制づくりを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>保険料の徴収については、滞納初期の段階から収納業務を委託することにより、電話・文書・SMSを行っている。これにより職員が納付相談や財産調査に注力できるような効率的な体制を構築し、初期滞納の解消に努め、保険料負担の公平性確保に努めている。</p> <p>一方、財産調査の結果、財産がなかった場合や、納付相談を実施する中で失業や病気等で納付困難と判明したケースについては、執行停止も視野に入れて対応をしている。</p> <p>納期内納付者数の向上については、書類の記入や印鑑の押印なしで口座振替の受付を行うサービス（ペイジー口座振替受付サービス）を活用する等、口座振替を推進するとともに、コンビニやスマホを始めとした多様な納付方法のさらなる充実を図り、納期内納付者数の向上に努めていく。</p>
<p>④ マイナ保険証の普及活動について【有効性の視点】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証との電子連携は、いまだ普及率が高いとは言い難い。マイナ保険証のメリットに関する情報発信など普及啓発活動を継続すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月 4日</p> <p>カスタマーハラスメントについては、窓口にはポスターを掲示し注意喚起を行っている。ハラスメント行為が起りそうな場合は、職場として状況を把握し次第、法令遵守推進員に巡回を要請し、対象者の見守りや声掛け等を行う。その結果、ハラスメント行為が抑制され、対応する職員の安全と精神的なフォローにもつながっている。このハラスメント対策の体制について、課内において再度確認を行った。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月15日</p> <p>マイナ保険証の普及啓発については、広報や市ホームページで重ねて情報発信を行い、窓口にはポスターを掲示し、被保険者へのあらゆる送付物への記述など、マイナ保険証の利用促進に努めた。今後も、引き続き普及啓発に取り組んでいく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 健康づくり課
 3 監査実施期間 令和6年11月18日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>報償費の支出について【合規性の視点】 健康相談事業を保健師・看護師等に委嘱し報償費を支出しているが、2人の支払い対象者について、それぞれに支払うべき金額を誤ってもう一方の対象者に支払っている事例が見受けられた。報償費については、源泉徴収等付随業務も多いため、内部統制を強化し、正確な事務処理を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年5月30日 処理担当者間のダブルチェックや決裁中の上司のチェック体制を強化し、再発防止を図った。今後もシステムを活用した機械的チェックの実施など、更に効果的なチェック体制の強化を模索していく。 また、処理担当者自身のスキルアップのため、課内でOJTの形での伝達や、課内研修を継続して実施し、事務処理上のミスを事前に防ぐ体制を強化した。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク</p> <p>① 働く世代を対象とした「企業対抗！四日市をARUKUンピック」は、ウォーキングアプリを活用した取り組みにより、令和5年度の参加者が前年度の2倍以上に増加している。今後もソフトを活用しながら、若い職員のアイデアも取り入れ、参加者の増加につながるような事業展開を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和7年4月1日 事業の企画および実施に関しては、担当職員のみならず係内の職員間で随時意見交換を行い、より良い内容となるよう努めている。 今後も年度ごとに職員が担当する業務のローテーションを行ったり、他市町の事例等の研究も進めながら、広い視点から事業の構築や展開につなげていく。</p>
<p>② ラジオ体操等個人で健康増進に取り組む人が、その実績を手軽に確認・共有でき、長期的に楽しく取り組める普及方法を検討すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年6月13日 ラジオ体操等の個人の健康づくり活動の継続支援として、日々の健康づくりの取り組みを記録してポイントを付与する「みえとこわか健康マイレージ事業」を三重県と協働で実施している。 健康マイレージ事業は記録用紙に記入して提出してもらった形式であったが、今後はスマートフォンのアプリも併用しながら、各自が参加しやすい方法を選択し、楽しみながら健康づくりに取り組む環境の整備に努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが散見された。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月30日 起案者及び上位職によるダブルチェックの徹底を意識付けるとともに、「支出事務の要点」や「会計事務の手引き」を活用し確実なチェックを行うよう課内会議にて周知し、チェック体制の強化を図った。 また、事務処理上不適切な事例については、個別指導や課内会議での周知を行い、再発防止に努めた。</p>
<p>② 不用額について【有効性の視点】 不用額が多額となった事業が一部見受けられることから、適切な予算編成を行うとともに効果的・効率的な予算執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日 令和7年度予算編成については、前年度実績や社会情勢による健診・接種需要等の要素を十分鑑み、財政課担当者と協議して精査した上で予算編成に努めた。</p>
<p>③ がん検診の受診率向上について【住民福祉の向上の視点】 各種がん検診を実施しており、市では特に乳がん検診の受診率向上を目指している。これまでも、受診期間の延長、休日集団検診、複数がん検診の同時受診、受診再勧奨などを行っているが、乳がん検診の受診率は低水準にとどまっている。要因分析を行い、さらに必要に応じて周知方法の見直しを図り、受診率向上に確実につなげること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月31日 乳がん検診対象に受診勧奨強化(勧奨および再勧奨)を実施し、令和6年度の乳がん検診の受診率については、受診率の向上もみられ、コロナ禍前の水準に戻っており、一定の効果が得られた。今後も引き続き、啓発方法の工夫などによりさらなる受診率向上のため、適切に対応していく。</p>
<p>④ コロナウイルスワクチンの副反応への対応について【住民福祉の向上の視点】 令和6年10月から個人判断での定期接種となっており、副反応情報等についても十分広報すること。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月18日 接種前の説明案内に、副反応の情報などを掲載し、周知を実施している。また、市のホームページ上には、ワクチンの種類別に効能や副反応を掲載するなどしている。今後も情報へのアクセスが容易にできるよう適切に対応していく。</p>
<p>⑤ 体育用器具の管理について【住民福祉の向上の視点】 三重北勢健康増進センターの体育用器具については、適切な点検及び更新を徹底し、安全に利用できる環境を整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月22日 体育用機器に対しては、安全の確保と故障の未然防止という両面から、日常点検はもとより、定期的に専門業者による保守点検を行っており、今後とも適切に対応していく。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 保健企画課
 3 監査実施期間 令和6年11月14日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>令和6年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は前年度と同じく2名であった。業務分担の再確認、ノー残業デーの周知徹底などを通じ、恒常化する時間外勤務を当たり前としない職場風土を醸成することで、より良い職場環境の整備により一層努めていく。また、紙資料の電子化の推進を図り、日常業務に要する事務の手間を削減することで、時間外勤務の削減に取り組んでいく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日</p> <p>業務分担の再確認、ノー残業デーの周知徹底、紙資料の電子化の推進などに取り組んだ結果、令和7年度の時間外勤務は、年間360時間を超える職員は発生しない見通しであり、令和6年度に比して削減する予定である。</p>
<p>(4) 組織・機構の見直しにおけるリスク 育休や病休の職員が生じている中で、兼務職員が配置されているものの、兼務によって十分に機能しているか懸念がある。機構改革の目的について早期に成果を上げられるよう、専門職を含めた専任職員の配置を強く要望し、健康危機発生時のみならず平時から体制の強化を進めること。体制の強化にあたっては、再任用職員や保健所勤務の経験がある職員を活用すること。また、限られた人員で業務を行う職員が、欠けることなく現状を乗り越えられるよう、ポスト職が適切に支援を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>専門職である統括保健師については、令和7年度より他課との兼務が解消され、主管課である当課に配置した。ただ、企画係長との兼務であり、その兼務を解消し、有事により機動的に動ける配置に努めていく。</p> <p>また、令和7年度から保健所勤務経験がある再任用職員を配置し、体制を強化している。</p> <p>さらに、限られた人員で現状の業務を適切に執行できるよう、ポスト職から課員に対して日常から声かけをすることにより、ポスト職へ相談をしやすい職場環境づくりに努めている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>専門職である統括保健師は、企画係長との兼務、各保健師との相談業務やその育成に努めている。また、保健所勤務経験のある再任用職員も病院検査で経験を活かしながら取り組んでいる。引き続き、ポスト職から課員に日常から声かけすることにより、職場環境づくりに努める。</p>

<p>(5) 医療の安全の確保におけるリスク 立入検査の質を維持するためには、安定した体制の構築が求められる。診療放射線技師については外部人材の協力により補っているが、持続的な体制の確立には至っていないため、その確保については、長期的展望をもって臨むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 令和5年度以降、三重大より2名の診療放射線技師の協力を得て、病院への立入検査を行っている。立入検査の質を維持するため、今後も中長期的な人材確保策を検討していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 令和7年度は、三重大より2名の診療放射線技師の協力を得て病院への立入検査を行った。 長期的な展望のもと、同大学とも協議を進めつつ、次年度も今年度と同様の体制で取り組む予定である。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性) 等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置 (具体的内容) ・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は他所属の協力を得て研修を開催するなど、職員が全庁的に共通する基本的なルールを理解できる体制づくりを行い、定められたルールに基づいた事務執行という行政職としての意識を職員に定着させること。また、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。決裁を行う際には、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を認識したうえで行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月18日 「支出事務の要点」や「会計事務の手引き」を活用し確実なチェックを行うよう課内周知を行い、起案者及び上位職によるダブルチェックの徹底を意識付けることで、内部牽制体制の強化を改めて図った。 また、事務処理上不適切な事例については、ただちに是正し、個別指導や課内会議での周知を行い、再発の防止に努めた。</p>
<p>② 評価指標の設定について【有効性の視点】 管理医療係だけでなく、企画係においても評価指標を設定し、業務に取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月 1日 企画係においては、災害発生を想定した保健活動訓練の年間実施件数を指標と設定した。保健活動訓練の実施により、災害時における早期の初動体制の確立と市全体の保健活動体制の構築を目指して、平時から取り組みを行う。</p>
<p>③ 専門職の人材確保と保健所の機能強化について【有効性の視点】 新興感染症の拡大等健康危機の発生に備え、「IHEAT」における限られた専門職の人材確保と、保健所の安定した機能発揮が求められる。引き続き、関係機関と連携して人材の確保にあたるとともに、健康危機の際に庁内の応援職員、外部専門人材、関係機関がいずれも円滑に役割を果たせるよう、効果的な研修に取り組むこと。また、研修で予定されているドライブスルー検査について、今後導入が決定した場合に円滑な運用が実現できるよう、課題の整理及び検討を行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和7年 7月31日 「IHEAT」の人材については、関係機関と連携し、年度末時点で22名となり、2月に県と協力し、研修会を実施した。今後も更なる人材確保に努めていく。 訓練を実施する中で出た、職員配置数の増員や会場の動線の修正などの課題については、今後も適宜修正しながら、新興感染症発生に備え、訓練を継続実施していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 1月31日 新興感染症の発生に備え、令和7年度は、医師会などの外部機関、あるいは、庁内関係機関との各種訓練を実施し、ひととおりの基礎の動きを把握した。(IHEAT訓練、感染対応訓練等) 今後は、各訓練を繰り返し実施し、マニュアル整備などを行い、機能強化を図っていく。</p>

<p>④ 在宅医療・介護連携の推進について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>高齢化が進展する中、地域で療養生活を送り、在宅で終末期を迎えたいというニーズがある。四日市市在宅医療・介護連携支援センター「つながり」による医療・介護関係者の連携支援や、関係者による退院時カンファレンスの開催、訪問看護ステーションや四日市市看護医療大学による医療・介護関係者向けの研修が実施されているが、希望する人が円滑に在宅で療養生活を送れるよう、医療・介護関係者のさらなる相互の理解促進と連携の強化に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>希望する人が円滑に在宅で療養生活を送れるよう、現行の取り組みに追加し、本人の医療やケアに対する意思を周囲と共有するACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発を実施した。</p> <p>医療・介護関係者のさらなる相互の理解促進と連携の強化に向け、今後も継続して取り組んでいく。</p>
---	---

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 保健予防課
 3 監査実施期間 令和6年11月12日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い増加していた時間外勤務の状況は改善されているが、平常時においても時間外勤務の縮減に引き続き取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 1日 朝礼や終業時の声かけや定型業務の自動化（RPA）に積極的に取り組み、デジタルツールを活用して業務効率化を図りながら、引き続き時間外勤務の縮減に努めた。</p>
<p>(3) 職員配置におけるリスク コロナ禍の経験を活かし、職員間での情報共有に努めるとともに、他所属の保健師との連携も図り、引き続き業務に必要な専門知識や情報が適切に継承されるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 5月23日 保健師全員が保健所兼務となっていることから、保健師全員を対象とした保健師等研修会（定期的開催）を活用し、感染症に関する情報共有や発生時の役割分担、対応手順および連携体制の確認を行うことで、対応力の維持・強化に努める。</p>
<p>(4) 勤務上における職員の身体的リスク 精神保健係では夜間の出勤などもあることから、身体的な負担のみならず、職員の心のケアも非常に重要である。所属内で必要な情報共有を行うとともに、所属長からの意識的な声かけも実施しているとのことであり、引き続き職員が心身ともに健やかな状態で業務に従事できるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日 職員が一人で悩みを抱えこむことがないように、所属長による積極的な声かけを行うとともに、個別相談事例の対応の振り返りを通じて、心のケアと安心して業務ができる環境づくりに努める。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日 指摘事項の内容について情報共有し、課員全員に改めて周知徹底を図った。また、チェックリストの活用を含めた職員間のダブルチェックを継続して行い、事務処理の誤りを防ぐよう努める。</p>

<p>② 新たな感染症発生時の対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症のような感染症が新たに発生した場合は、保健所の業務が再び逼迫することが想定される。新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、各業務のマニュアル作成や専門人材の育成、必要な体制の確認などに取り組み、新たな感染症の発生に対する備えを整えること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月26日</p> <p>令和6年3月（令和7年3月改定）に平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるために、発生時における業務量・人員数の想定、組織体制、人材確保と育成等について示した「健康危機対処計画」を策定するとともに、業務マニュアルの作成、保健所職員および保健所応援外部専門人材（IHEAT要員）に対して、実践的な訓練および研修を実施した。引き続き、新たな感染症の発生に備え、平時から対応力強化のため事前準備と継続的な訓練に努める。</p>
<p>イ 感染症の流行に備え、デジタル技術を活用した窓口負担の軽減など、平常時から緊急事態に備えた体制づくりを念頭に業務改善に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月29日</p> <p>感染症の流行に備え、平時から窓口業務の負担軽減を図るため、デジタル戦略課と連携し「書かない窓口システム」を令和6年12月に導入し、現在活用している。また、令和7年度は、窓口の発券機など導入予定であり、引き続き、市民サービスの向上および業務効率化に努める。</p>
<p>ウ 感染症の流行など危機的な状況においては、市役所を退職した職員にも協力を要請できる仕組みを整えるとともに、民間業者とも協調して緊急時に対応できる体制づくりに努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月26日</p> <p>感染症のまん延など健康危機が発生した際に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（IHEAT）を活用できるよう、IHEAT登録者を確保し円滑に支援を受けられるよう研修会を実施した。また、民間業者とは措置協定や連携協定を締結し、発生時に機動的な対応が可能となるよう体制強化を図った。引き続き、健康危機発生時に速やかに対応できるよう体制づくりに努める。</p>
<p>③ 自殺予防対策の効果的な実施について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>四日市市における自殺予防対策としては、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間における啓発活動、メンタルパートナー養成研修の実施などを行うとともに、医療や福祉、教育などの各機関とも連携を図っている。こころの相談事業とともに、引き続き効果的な取り組みの実施に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 4日</p> <p>自殺予防対策については、自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心に啓発活動を行っている。今後も関係機関との連携を強化しつつ、本市における自殺者の特徴や属性の分析を行い、効果的な啓発を行うことで早期発見・早期介入ができるよう努める。</p>
<p>④ 精神障害施策における民間団体との連携について【有効性の視点】</p> <p>相談事業を含め、精神障害者への対応については、保健所単独で行うには限界があると思われる。福祉関係の法人等と会議などを通じて意見交換を定期的に行うなど、民間団体との連携にも注力すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月18日</p> <p>個別支援の中で必要であれば適切な団体に連携を行うことに加え、四日市圏域の行政機関及び民間団体で構成される自立支援協議会において情報共有を行い、民間団体との連携強化に努めた。</p>
<p>⑤ 感染症対策に関する啓発について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>感染症対策の啓発については、小規模な診療所にも掲示物の掲載を依頼するなど、きめ細やかな取り組みを継続するとともに、講演会などについてもその効果を検証しながら展開していくこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 9月26日</p> <p>感染症対策の啓発については、掲示物の掲載だけでなく、流行状況に応じたホームページでの情報提供や、保健師が直接施設等を訪問し衛生教育を行うなど、こどもから高齢者の幅広い世代に感染症対策の啓発に努めている。引き続き、市民の目に留まるようポスター・リーフレットなどに工夫を行い、その媒体を活用しながらきめ細やかな取り組みを継続する。</p> <p>また、講演会等についても費用対効果を意識した事業の実施に努める。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 健康福祉部 衛生指導課
 3 監査実施期間 令和6年11月11日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>人事管理について【合規性の視点】 会計年度任用職員の年次有給休暇については、1日単位または時間単位で取得できているが、誤って15分単位で取得していた事例が見受けられた。年次有給休暇の適正な取得について、改めて会計年度任用職員に周知するとともに、所属長は人事課から提供される資料を参照して制度への理解を深めるなど、適正な人事管理の徹底を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和6年11月11日 年次有給休暇の適正な取得について、本監査終了後、会計年度任用職員、庶務担当職員及び係長以上職員へ、人事課からの提供資料及び特に注意を要する内容を抽出し周知を行った。制度への理解を深め、適正な人事管理の徹底を図った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和7年7月31日 令和5年度は動物関係・生活衛生関係及び薬物乱用関係業務で職員の時間外勤務が計画より多かったため、令和6年度から統合型GIS、AI-OCR、書かない窓口（パシッドスキャン）等のデジタル技術の活用による業務効率化の取組を開始した。令和6年度は育休による代替職員の欠員が埋まらず、時間外勤務の削減には至らなかったが、欠員については、令和7年度に新規採用職員が配属され、解消した。 所属長は、月ごとの職員の時間外勤務の状況、職員の健康状態の把握に努め、職員のワークライフバランスを図り、気持ちよく働き続ける職場づくりに努めている。</p>
	<p>【継続努力】 令和8年1月31日 令和7年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数は、令和5、6年度と比べ削減する見込みである。 所属長は、月ごとの職員の時間外勤務の状況、職員の健康状態の把握に努め、業務分担の見直し等を通じて時間外勤務の圧縮を行い、職員のワークライフバランスを図り、気持ちよく働き続ける職場づくりに努めている。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。事務の基本的な部分について、各職員がミスなく執行するという意識を持つとともに、決裁を行う際には、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を認識したうえで行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 6年11月11日 適正な事務事業推進のためのチェックリストを見直し、特に注意を要するところや、会計事務で注意が必要と思われる個所の内容を抽出し、本監査終了後、全職員に回覧をするとともに朝礼での周知を行った。 また、所属長を中心として、決裁ルートにあたる職員がチェックリストに基づき、発生しやすいミスについて情報共有を行うことができるよう、内部チェック体制を整備した。</p>
<p>② 専門職の人材確保と育成について【有効性の視点】 薬剤師や獣医師が担う専門的な業務が多いことから、適正な業務執行のためには、人材の確保や育成が求められる。専門職の確保が難しい現状において、一人でも多くの人材を確保できるよう、大学への働きかけを続けるとともに、職員が安心して長く働ける職場環境が整っているかを改めて検討すること。検討にあたっては、時流に即した待遇やデジタル技術の活用等による負担軽減など、他所属とも協議して進めること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月31日 獣医師の人材確保のため、獣医学教育課程を有する大学の就職説明会に積極的に参加している。食品衛生検査所と連携し、大学の就職説明会では職場見学やインターンシップを案内し、市の採用試験応募につながるよう継続的な人材確保に努めており、令和7年度の新規採用での獣医師配属につながった。 職員の人材育成については、国や県が実施する研修会に積極的に参加し、知識や技術の向上を図っている。今後も各職員のスキルアップを促し、緊急対応が求められる場合には、係単独ではなく、課全体で協力し対応できるよう、人材育成に努めている。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月31日 職員の人材育成について、薬剤師や獣医師のスキルアップを図るため、引続き国や県が開催する研修会に参加している。今後も研修会への参加により知識を深めるとともに、デジタル技術の活用や関係部局との連携により、職場環境の維持に努める。</p>
<p>③ 動物と共生できる社会の実現について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 猫の避妊去勢手術について、飼い主のいない猫を対象とした活動は労力を要するが、地域やボランティア団体等と協働し、状況が悪化しないよう引き続き取り組むこと。また、手術費用の補助については、物価高騰を踏まえた予算の確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月14日 県や地域、ボランティアの方と連携し、一斉TNRに引き続き取り組んでいる。飼い主のいない猫を対象とした手術費用の補助についての予算は、令和6年度、令和7年度は、令和5年度の予算に比べ増額で確保できた。補助金額等については、3年ごとに動物病院や市民へのアンケート等で補助額の妥当性を検討しており、人と動物の共生する社会の実現に努めている。</p>

<p>イ 災害時の犬や猫の避難について、アレルギーや衛生の観点から、飼い主と同じ避難所に入所することが難しいと考えられる。動物愛護センターの設置など、有事の際の円滑な受入れが可能な環境の整備を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>危機管理課等と連携し、令和6年4月に四日市市中央陸上競技場を人とペットが同じスペースで避難できる同伴避難所に指定し、同伴避難所開設マニュアル及びスターターキットを作成し、令和6年5月には避難訓練を行った。</p> <p>動物愛護管理センターの設置には、敷地や建物、人員確保などの課題も多く、同伴避難所としての機能を付加するかも含め、多角的な視点でセンターの担うべき役割や必要性を検討していく。</p>
<p>④ 薬物乱用防止の啓発について【有効性の視点】</p> <p>薬物乱用防止については、早期から啓発することが重要である。学校だけでなく地域団体に向けても対象とするなど範囲を広げ、啓発の方法について検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>令和7年度は、指定避難所用のペットの飼育スペース設営スターターキット見本を作成し、指定避難所での円滑なペットの受入れが可能となるよう周知に努めている。</p> <p>動物愛護管理センターの設置については、敷地や建物、人員確保を抽出し、多角的な視点でセンターの担うべき役割や必要性を検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 7年 3月19日</p> <p>令和6年度は、薬物乱用防止指導員、自治会長、教員及び一般市民を対象にした「薬物乱用防止講習会」を開催、橋北地区で「ダメ。ゼッタイ！」四日市大会を連合自治会と共同で開催し、広く市民に啓発した。令和7年度は下野地区での同大会の開催を予定している。</p>
<p>⑤ 委託料の積算について【経済性の視点】</p> <p>委託契約に際しては、内容に見合った金額であるか精査を行い、その記録を残すこと。特に前年度より増額となる際には、要因について分析を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 2月 3日</p> <p>委託契約の令和6年度の主な増額要因は、人件費の高騰によるものであった。令和7年度は、システム保守等の委託契約にあたり、金額の妥当性を精査できるよう問い合わせ記録を残すこととした。</p>

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 健康福祉部 食品衛生検査所 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和6年11月11日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 職員配置におけるリスク 衛生検査部門の移転・施設整備（新築）が、令和8年度供用開始に向けて進められている。今後、整備内容に変更が生じた場合等、臨床検査技師と工事担当等関係部局との調整業務が発生することも見込まれるため、その際には、事務職として適切に対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年6月16日 令和8年4月の供用開始に向け、令和7年度は建築工事のほか、検査機器の購入や機械警備業務委託等の発注などの業務があり、事務職が工事担当部局を通じ工事業者と備品納入業者や機械警備受託業者との調整を適切に行っている。また、水質汚濁防止法や下水道法上必要な届出もそれぞれ法令担当部局の指導のもと適切に行った。 今後も、新築移転にかかる事務手続きについては、事務職が中心となって関係部局等と情報共有しながら適切に行う。</p>
<p>臨床検査技師については、人材育成を行うとともに、人材確保のルートとして市立四日市病院と人事交流を行うことを含めて、人事当局に対し人材確保の必要性を求めていくこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年5月1日 食品衛生検査所と市立四日市病院では、行っている検査の目的や種類、手法等の違いから、求められるスキルが全く異なるため、市立四日市病院との人事交流は、コロナ禍における改正で給与水準に格差が生じたことも相まって、実現が難しい状況である。 一方で、検査に必要な知識の習得・定着や手技精度の向上には時間がかかるため、個人の状況を勘案しながら、将来を見据えた人材育成に努める。人事当局に対しては、長期的視野に立った人材確保の必要性を強く訴えた。 新施設に見合った質の高い検査を維持するため、今後も臨床検査技師の人材育成・人材確保に努める。</p>
<p>(4) 検査の正確性にかかるリスク 衛生部門の新施設について、専門的な知見を活かし、安全・適切な運営が可能な施設となるよう、建設に当たり十分意見を反映させること。</p>	<p>【措置済】 令和7年4月8日 新施設は、病原体等の封じ込めが可能な設備を有しており、漏出による市民への感染を防ぎ、検査職員の安全性確保も向上している。法改正や新たな感染症などの検査にも対応可能となる安全・適切な施設とするため、設計段階はもとより建設に当たっても工事担当部局と十分連携し、意見を反映させた。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【合規性の視点】</p> <p>ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。</p> <p>また所属長は、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識し、適正に決裁を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月11日</p> <p>誤りのあった事項については、所内で情報共有を行い、再発の防止に努めた。</p> <p>また、起案者及び上位職によるダブルチェックの徹底を改めて意識付けるため、「会計事務の手引き」や「支出事務の要点」を活用し確実なチェックを行うよう所内会議にて周知し、ケアレスミスを実に防ぐようチェック体制の強化を図った。</p> <p>所属長は、出納員研修に出席し、手引きを活用しながら、適正に決裁を行った。</p>
<p>イ 職種にかかわらず全ての職員が事務処理に関する基本事項を十分に理解し、疑問点は放置せず、適切な処理方法を確認しながら、丁寧で正確な事務処理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月17日</p> <p>事務処理に関する基本事項の理解が浅い職員には「会計事務の手引き」や文書取扱主任者会議の資料を活用し個別に指導を行ったほか、疑問点についてはその都度担当課に質問し、適切な処理方法を確認したうえで、所内で情報共有を図った。</p> <p>今後も、丁寧で正確な事務処理に努める。</p>
<p>② 組織運営について【有効性の視点】</p> <p>獣医師・臨床検査技師は、配属先が固定され、人間関係も固定化傾向の可能性ある。所属長は、職員とコミュニケーションを図り、職務遂行の公正さを保ちつつ業務が円滑に進むよう努めるとともに、内部統制について徹底した指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月11日</p> <p>良好な人間関係は配属先が固定される当所において最も重要である。所属長として常日頃から職員と率直なコミュニケーションを図りお互いの考えや感情を理解できるよう努め、良好な人間関係の構築と維持を図っている。また内部統制に関しては、所員がその重要性を理解し実践するために必要な指導・アドバイスをを行った。</p> <p>今後も当所は検査機関であることから主観的な意見や感情に左右されず、客観的かつ公正な判定を実施するよう職員に周知し業務が円滑に進むよう努める。</p>

令和6年度 出資団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
 シティプロモーション部 文化課（出資に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和7年1月8日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
事業報告書の記載誤りについて【合規性の視点】 令和5年度事業報告書において、一部数値の記載誤りが見受けられた。事業報告書は決算の根拠資料でもあり、正確な資料作成を徹底するとともに、内容を適切に確認できるよう体制強化に努めること。	【措置済】 令和7年3月27日 令和7年3月に開催された理事会及び評議員会で記載誤りを報告した。内容が未収金の事業報告書での扱いであったため、あらためて正確な取り扱いについて職員への指導を行った。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 会計経理及び財産管理等が適正に行われないリスク ① 財団における事務執行については、現在の法人形態となる前の4つの法人（財団法人四日市市文化振興財団、財団法人四日市国際交流協会、財団法人四日市市都市整備公社及び財団法人霞ヶ浦振興公社）から引き継がれた執行手法が依然として残っている事務が存在しているとのことである。体系的な統一も含め、財団の事務執行手法を整理するとともに、備品管理も含め、適切に事務執行が行われるよう取り組むこと。	【継続努力】 令和7年8月31日 4法人の統合以降、共通する事務については、会計ソフト等、統一化に取り組んでいるが、残る共通事項についても引き続き整理していく。 【措置済】 令和8年2月28日 会計ソフトについては統一化を完了し、現在は人事労務管理のシステム化を進めるなど財団全体の事務執行手法を整理し、適切な事務執行への意識をもって取り組んでいく。
② 決裁時においては、自らの役職の責任を改めて認識し、内容の精査を確実にを行うなど、適正な事務執行に努めること。	【措置済】 令和7年3月13日 グループリーダー以上が集まる財団内の定例会の場において、役職のある職員に対し、決裁時の確認についてあらためて指示した。

<p>(4) 事業継続性のリスク</p> <p>文化振興事業をはじめとして、市民のニーズや嗜好が多様化している現代において、若い世代の考えを取り入れていくことが事業の継続にとって重要であり、引き続き若手職員の登用及び職員の育成に努めること。併せて、他業種からも転職や退職後の人材の積極的な確保に努め、事業の継続実施が可能な体制づくりに取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和5年度から、新規採用を進めており、令和7年度までに計6名の新規職員を採用した。そのうち新卒者は1名で他5名は転職者である。また、退職後の職員も引き続き財団で再雇用しており、今後も財団の継続的な運営のため人材確保に取り組んでいく。</p>
<p>公益財団法人であるために、公益目的事業にかかる費用が収益を上回っている状況にあるが、事業の継続性という観点からは、収益事業による収益も重要である。収益の増加と費用の減少に留意しつつ、安定的に公益目的事業が展開できるような事業運営に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 8月 31日</p> <p>公益・収益事業について、事業ごとに予算、決算、執行を管理しており、まずは、それぞれの事業ごとの収支を考慮し、次に全体のバランスを見ながら事業展開している。令和7年度からレジャー施設の利用料金を見直したが、今後も安定的に財団運営できるよう努めていく。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 四日市市文化会館事業について【経済性の視点・有効性の視点】</p> <p>様々な広報活動を通じて文化振興事業の周知に努めるとともに、新たな利用者の掘り起こしにも注力し、文化会館友の会(楽人くらぶ)会員数の増加につながるよう、具体的な目標を立てて取り組みを進めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 31日</p> <p>より見やすいホームページを目指し、令和7年3月にホームページのリニューアルを行うことでアクセス数を増加させることができた。また、訴求力のある投稿を継続して行う等のSNS運用の強化に努め、フォロワー数を増加させた。こうした広報活動やより魅力のある事業を展開することで、令和6年度の友の会会員数が400人目標であったところ、令和7年3月末で722人の会員数とすることができた。なお、令和7年10月から休館となるため、令和7年度の目標は設定していないが、令和8年度からは再び目標設定をして取り組みを進めていく。</p>
<p>② 霞ヶ浦会館の活用について【有効性の視点】</p> <p>ア 市の大きな財源である競輪事業に密接に関係している霞ヶ浦会館については、施設環境が競輪選手の体調等に大きく影響することを十分認識し、施設の環境整備を確実に実施するとともに、市に対しても必要な補助等についての働きかけを行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月 25日</p> <p>霞ヶ浦会館が市の競輪事業に欠くことのできない施設であることは認識しており、施設環境の維持にはしっかり注意を払っている。今後の整備について、3年間の計画を策定するとともに、費用について市に補助を働きかけ、2分の1の補助を受けられることになった。</p>
<p>イ 会館に付属する喫茶店については、植栽を撤去するなど店舗の視認性の向上について検討し、一般客の利用の増加につながるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 10日</p> <p>会館については、競輪選手の宿舎となるため、植栽の奥を塀で区切り閉鎖できるようになっており、選手宿泊のない日程のみ喫茶店の営業を行っている。喫茶店の視認性が向上するよう看板を更新するとともに、営業日には掲出するのぼりの数を増やした。今後も工夫し、一般客が増加するよう努めていく。</p>

【シティプロモーション部文化課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(1) 出資団体の指導監督が適切に行われないリスク シティプロモーション部長が理事として財団の事業を把握しているとはいえ、財団の所管する事業は幅広く、関係する市の所属も多くあることから、より一層の情報共有を推進する仕組みづくりに努めること。	【 措置済 】 令和 7年 1月31日 今後も必要な事項があった場合は、各部間でも深く広く、しっかり情報共有するように部内で再度確認を行った。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部文化課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
四日市市文化会館の駐車場について【経済性の視点・有効性の視点】 文化会館の駐車場は、現在無料となっているが、同格都市の類似施設の駐車場で有料となっている事例も参考に、将来的な駐車場の有料化についての研究を行うこと。	【 措置済 】 令和 7年 8月31日 同格都市の類似施設の駐車場の調査を行い、文化フォーラム春日井や三重県総合文化センター等の駐車場が無料であったことから、直ちに文化会館の駐車場を有料化にすることは難しいと考える。

令和6年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 学校法人八郷学園 エンゼル幼稚園
 こども未来部保育幼稚園課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和6年11月26日

【学校法人八郷学園 エンゼル幼稚園】

特になし

【こども未来部 保育幼稚園課】

指 摘

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
事務の適正性について【合規性の視点】 園運営に係る経費等において、交付申請書及び実績報告書の取り扱いに一部不適切な運用がなされていた。確実にチェックできる体制を所属長研修などで整え、不備な点は早急に改善すること。	【措置済】 令和7年4月1日 園から受領した交付申請書および実績報告書について、複数の職員で内容の確認・取り扱いを行うことを令和7年度交付申請書の精査より改めて徹底して行っている。

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

- 2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 四日市市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱について【有効性の視点】 交付要綱第3条において補助対象が第1号から第5号まで規定されているが、第1号から第4号と第5号の内容は異なり、第5号は地域活動事業費と規定されている。運営費の補助金交付要綱であることから、規定の見直しについて検討を行うこと。	【継続努力】 令和7年8月31日 運営費（第1号と第2号）と活動事業費（第3号から第5号）は要綱上、一体的に規定されているが、園からの実績報告では費目ごとに分けて正確に区分し、適切に精査している。 園の申請事務の負担等を考慮し、現行の要綱の有効期限まで現在の運用を継続するとともに、次回の有効期限更新時に、運営費及び活動事業費の規定について見直しを検討する。
	【継続努力】 令和8年2月28日 規定の見直しについて検討を行ったが、長年にわたり定着している現行事務を分離、変更することは、園側の事務負担が大きく、申請誤り等のリスクが懸念される。 したがって、当面は実績報告時の費目別精査を徹底することで実質的な適正性を担保しつつ、改正の時期や手法については、園の事務環境の整備状況を注視しながら、引き続き慎重に検討を進めていく。

<p>② 実績報告について【合規性の視点】</p> <p>園運営に係る経費等の実績報告では、事業が完了したことを証するために、納品書や領収書などが添付されているが、日本スポーツ振興センター災害共済掛金に係る書類には人数の詳細がわかる書類のみとなっていたため、実績を確認する際には、支出の確認ができる書類にて確認を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度実績報告より、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の支出の確認ができる書類を添付するように運用の変更を行った。</p>
---	--

令和6年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
 2 監査対象 四日市市職員共済会
 総務部 人事課（財政援助に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和6年11月26日

【四日市市職員共済会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 職員の福利厚生について【有効性の視点】 共済会は市の補助事業により職員に健康で勤務し続ける環境を整える責務があることを重く受け止め、福利厚生事業の見直しの際には、あらゆる角度から慎重に検討すること。	【措置済】 令和7年3月18日 福利厚生事業の実施については、これまでも理事会や評議員会を通して、職員の幅広い意見を反映させるように取り組んできた。さらに、令和7年度からは、長年実施してきた会員利用券事業を抜本的に見直し、社会情勢の変化への対応、幅広いサービスを職員に提供し、職員の元気回復等の福利厚生事業の充実を目的に、複合型福利厚生代行サービスを導入した。
② 共済会事務局の見直しについて【有効性の視点】 共済会事務局は総務部人事課内にあり、補助金の交付先と交付元が異なる立場ながら同じ職員が担当している。今後の共済会事務局の運営方法について検討を行うこと。	【措置済】 令和6年11月27日 業務の性質上、担当を分けることが難しく同じ職員が担当する方が進捗等を含め効率的であると考えられる。一方でその状況だと内部統制等が弱いというデメリットがあるため、人事課内において共済会業務に携わらない職員を決裁のルートに入れ、チェック体制を強化した。
③ 繰越金の活用方法について【有効性の視点】 令和4年度から令和5年度にかけて増加している繰越金については、職員に還元できる方策を検討すること。	【措置済】 令和7年5月1日 これまでの会員利用券事業に代わるものとして、令和7年度より複合型福利厚生代行サービスを導入した。
④ 会員利用券の記載について【合規性の視点】 対象施設から提出された、使用済み会員利用券に記載漏れが見受けられるため、会員に記載方法を周知したうえで、利用券を受領する施設にも確認の徹底を依頼すること。 また、対象施設から提出された請求書の宛名が以前の会長名になっているものが見受けられるため、請求書が提出された際には十分に確認を行い、対象施設へ指導すること。	【措置済】 令和7年3月31日 会員利用券の記載方法、請求書の宛名については再度周知を行い内容を改めたところであるが、会員利用券事業については令和6年度をもって終了し、令和7年度より複合型福利厚生代行サービスを導入した。

【総務部 人事課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 市と共済会事務局の事務が混在し、チェック体制が整わないリスク</p> <p>共済会事務局は総務部人事課内にあり、決裁は共済会と人事課の同じ職員が行っている。業務上、立場が不明確になり内部統制が効きにくくなる可能性があるため、人事課の決裁には共済会担当以外の職員を含めるなど改めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 6年11月27日</p> <p>共済会業務に携わらない人事課の職員を決裁ルートに入れ、チェック体制等を強化した。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

令和6年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団（四日市市市民交流会館）
市民生活部 市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和7年1月10日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 適正な事務処理について【合規性の視点】</p> <p>基本協定書に定められている業務日誌や収支経理簿等の作成、管理業務完了届の提出及び保険証券の提示などについて、規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月31日</p> <p>令和7年1月4日 内部の控え資料をもとに業務日誌及び収支経理簿については作成した。</p> <p>令和7年1月20日 保険証券の提示として、写しを市民生活課へ提出した。</p> <p>令和7年3月31日 管理業務完了届は協定書等の規定に沿った形で提出した。</p>
<p>② 事業報告書の記載誤りについて【合規性の視点】</p> <p>指定管理者である団体の活動すべてをまとめた事業報告書に記載されている、当該指定管理の利用料金収入について、令和6年3月末時点で未収となっている金額が含まれておらず、他の資料と不一致となっていた。事業報告書は決算の根拠資料でもあり、記載を改めるとともに、正確な記載を行えるようチェック体制の強化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月27日</p> <p>令和7年3月に開催された理事会及び評議員会で記載誤りを報告した。内容が未収金の事業報告書での扱いであったため、あらためて取り扱いについて確認するとともにチェック体制を強化し、誤りのないようにしていく。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(3) 施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク</p> <p>収入した利用料金とつり銭について別々の現金出納簿で管理されており、つり銭の出納簿には毎日、確認印が押されているが、利用料金の出納簿には確認印が押されていなかった。現金出納簿を一本化して管理しやすくするなどし、毎日の業務終了後に責任者が確認を行うことが望ましい。</p>	<p>【措置済】 令和7年1月10日</p> <p>つり銭と現金の出納簿を一本化し、毎日業務終了後に責任者が確認を行うようにした。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>利用促進のための取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となった令和5年度は、コロナ禍よりは利用者数が増加したものの、利用料減免対象となる地域団体などの利用が多く、利用料金収入は実施計画を大幅に下回った。収支がマイナスであることや、利用率の低い会議室二室を貸館廃止としたことなどから、令和6年度からは指定管理料を支出しているとのことである。和室の一室を椅子式に変更して利用しやすくすることで利用者数の増加がみられるなど、努力の成果もうかがえるので、引き続き、利用促進の策を研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>引き続き、アンケートや利用者の声を聴き、ニーズの把握に努めるとともに、当館の施設案内パンフレットを多くの人の目に触れるよう配架し、利用者数、収入増加の研究をしていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>引き続き、利用者の声を聴くことで、実現可能なニーズの把握に努めるとともに、利用促進を図るため当館の利用案内パンフレットの配架場所、周知方法の拡大を検討していく。</p>

【市民生活部 市民生活課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク</p> <p>基本協定書に規定されている管理業務完了届や保険証券について、市への提出や提示が規定通り行われていない、仕様書に規定されている業務日誌及び収支経理簿が作成されていない等の状況が見受けられる。協定書等をあらためて点検し、確実な事務処理を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>基本協定書第34条、第43条に基づき、管理業務完了届及び保険証券の写しを指定管理者に求め、受領した。また、仕様書に記載のとおり、業務日誌及び収支経理簿を作成するよう指導し、指定管理者から提出された月次報告書確認の際に内容を確認した。基本協定書等に従い、指定管理者へ指導監督し、適切かつ確実な事務執行が行われるよう努めていく。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の観点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>指定管理のメリットやデメリットについて【経済性の観点・効率性の観点・有効性の観点】</p> <p>指定管理者制度導入後、現在に至るまで、応募団体が1者のみである現状を鑑み、指定管理であるから実施できたことや得られた効果、利用者サービス向上への寄与などのメリット、またデメリットも整理し、真に指定管理者制度の継続が最適であるのかあらためて検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>当該指定管理施設は本町プラザの貸館部分であり、指定管理者の事務所が同館内にあることから、貸館受付のフォローアップ体制が取りやすく、利用者にとっての満足度向上に向けた取り組みがなされやすい利点がある。また、平成18年度の指定管理者制度導入以降、同団体が指定管理者業務を請け負っており、利用者アンケートだけでなく、長年の請負実績等も踏まえ、直接利用者の声を聴くなど、サービス向上に寄与している。一方で、同団体の管理する他施設にパンフレットを配架するなど利用者の拡大に向けた取り組みを行ってはいるものの、新規利用者の獲得に苦慮している等の課題もある。引き続き、令和11年度からの指定管理者制度の更新について、継続の有無も含め、検討していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>指定管理施設と指定管理者の事務所が同じ建物にある強みを生かし、応援体制を整え、利用者サービス向上に寄与している。また、指定管理者は、利用者にとって「喜ばれる対応」を目標としており、良好に接客対応している。一方で、利用者数は向上しているものの、利用料の減免対象となる地域団体等の利用が増加していることに加えて、人件費の高騰などによって当事業の収支は赤字となっている。今後、当該施設のより適正な運営を図るうえで、指定管理者制度の継続についても引き続き検討していく。</p>

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団・市民生活部 市民生活課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 指定管理業務の一部再委託について【合規性の視点・有効性の視点】</p> <p>ア 基本協定書第17条第1項には、管理業務の全部又はその主たる部分の再委託の禁止がうたわれ、ただし書において、一部については市の事前承諾を得て再委託可能であると規定されている。当該指定管理においては、平日の16時30分以降と昼休み及び土日祝日の受付業務については、市民交流会館が設置されている本町プラザの総合管理委託事業者に委託しており、その業務内容は規定の範囲内とのことであるが、今後も、一部再委託を行うにあたっては、規定を遵守し、指定管理業務として安定した管理運営体制を堅持すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>平日12時から13時及び16時30分以降、土日祝日の受付業務については、基本協定書第17条に基づき、当該指定管理施設の総合管理業務を請け負う事業者の一部再委託を行っている。この一部再委託を行うにあたり、指定管理者である団体の職員と再委託先業者の従業員において、改めて日々の引継ぎ等の徹底を行った。引き続き、基本協定の規定を遵守し、安定した管理運営体制に努めていく。</p>
<p>イ 団体の職員から再委託先業者の従業員に業務を引き継ぐ際のリスクも想定して手順をマニュアル化するなど、再委託にはリスクもあることを十分認識しながら業務に支障のないように注意し、業務の最終的な責任は委託元である指定管理者、ひいては市にあることを常に意識して管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>指定管理者である団体の職員から再委託先業者の従業員への業務の引継ぎにおいては、備え付けの受付マニュアルや伝言ノート等を用いて業務を遂行している。業務の引継ぎに際しては、受付業務に支障のないよう迅速かつ正確に行うよう改めて注意喚起した。市においても再委託のリスクについて再認識したうえで、委託業務が確実に執行されるよう管理監督していく。</p>
<p>② 指定管理の重要な意思決定について【有効性の視点】</p> <p>令和6年度から、貸館対象会議室の減少による、指定管理対象施設の範囲の変更が行われている。財政経営部行財政改革課主導のもと、施設所管課も含め検討した結論とのことであるが、所管課や指定管理者にその意思決定文書等が保管されていないのは適切でない。所管及び管理運営施設の重要な意思決定については、主体的に検討し、その過程や結論を文書で保管して所管課及び指定管理者内でも十分に情報共有すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>貸館対象会議室の減少に伴う指定管理対象施設の範囲変更については、行政経営委員会における決定事項であり、所管する行財政改革課の文書となっている。しかしながら、本委員会には当該指定管理施設を所管する当課も参画しており、随時、指定管理者と情報を共有しながら検討を行ってきた。重要な検討事項や意思決定事項等については、市の関係所属と情報を密にするとともに指定管理者とも十分に情報共有を図っていく。</p>
<p>③ 避難所としての役割について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>本町プラザの2階以上は災害時の避難所に指定されており、その一部に市民交流会館の2階も含まれる。危機管理統括部危機管理課や、本町プラザの建物全体を所管する財政経営部管財課など関係部局等との情報共有に努め、災害時の円滑な対応が可能な連携体制を整備すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 1月10日</p> <p>指定管理者である公益財団法人四日市市文化まちづくり財団の危機管理マニュアルを誰でもいつでも閲覧できるよう配備するとともに、緊急時対応の連絡網を作成して対応している。また、本町プラザ内の各団体が参加する避難訓練に加え、同財団全体での避難訓練を実施し、安全管理意識の徹底が図られている。災害時等には、指定避難所として、指定管理所管の市民生活課をはじめ、危機管理課や管財課等と連携して情報共有に努め、有事の際の円滑な対応を行う。</p>

令和6年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団
 （四日市市文化会館・四日市市茶室・四日市市三浜文化会館）
 シティプロモーション部 文化課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和7年1月10日

【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
適正な事務処理について【合规性の視点】 保険証券の提示や四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間などについて、基本協定書の規定通りに行われていないものが散見された。あらためて協定書等の内容を確認し、規定に沿った適正な実施を徹底すること。	【措置済】 令和7年3月31日 基本協定書の内容を再確認し、規定通り実施するよう、会議等で周知徹底した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 施設間の連携について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 令和6年度から、当該3施設をまとめて一つの指定管理業務委託としている。もとより同一の指定管理者が管理業務を行ってほしいものの、協定の一本化の利点を活かし、より一層の連携強化を図ることで、効率化や利用者の利便性向上に資すること。	【措置済】 令和7年6月3日 練習の場、発表の場、伝統文化に触れる場としての各施設の特性を活かし、3施設が連携して一体的かつ効果的に事業を実施している。 また、令和7年10月から工事による休館に伴い、四日市市文化会館事務所を三浜文化会館へ移すことによって利用者に不便をかけない対応をとることができ、備品等の運搬を行い、事業だけでなく、管理面においても十分に連携と効率化を図っていくこととした。
② 芸術文化に触れる機会について【有効性の視点】 小中学生が質の高い芸術文化に触れる機会を設ける取り組みを継続して提案されている。こういった機会保障は当該指定管理業務における重要な業務であることからさらなる事業の充実を図ること。	【措置済】 令和7年3月27日 学びの過程でさまざまな芸術に触れ、豊かな感性や想像力を伸ばすことを目的に、小中学校へ芸術家を派遣する「学び舎音楽会」は、令和7年度で21年目の開催となり、今後も継続して実施していく。また、令和7年度は特別支援学校にも展開予定である。 上記の事業計画について、3月27日の評議員会にて承認を得た。

<p>③ 指定管理者制度の効果的な活かし方について【有効性の視点】</p> <p>ア キャッシュレス決済については、令和7年10月稼働予定の全庁的な新予約システムの機能の一部として導入される予定であるため、その活用を検討しているとのことである。実現後は、利用者サービス向上、現金事故のリスク減少に寄与すると思われるので、積極的に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 8月31日</p> <p>新予約システムの導入により、利用者の利便性の向上、事務作業の効率化を図る予定である。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 2月28日</p> <p>令和8年10月に予定している新予約システムにおける予約開始に合わせてキャッシュレス決済の導入を進め、さらなる利用者サービスの向上、事務作業の効率化を図っていく。</p>
<p>イ デジタル技術の活用など含め、民間の知識や技術を活かして、指定管理者制度ならではのより先進的な手法も取り入れて事業展開に取り組むこと。</p>	<p>【 検討中 】 令和 7年 8月31日</p> <p>より魅力ある事業展開ができるよう、デジタル技術など先進的な手法について検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 8年 2月28日</p> <p>デジタル技術の活用として業務用コミュニケーションツール（Slack）を導入し、職員間の情報共有を迅速かつ効率的に行う体制を整えた。さらに、事業に関わる外部関係者とも同ツールを用いて連絡調整や資料共有を行い、協働の円滑化と事業運営の高度化を図っている。</p>
<p>④ アートディレクターの活用について【有効性の視点】</p> <p>文化事業に精通したアートディレクターを市から配置されたことは大きな支援策と捉え、特定による指定管理者としてさらに幅広く効果的な事業展開を行えるよう努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 7月26日</p> <p>アートディレクターの配置により、幅広く優れた文化芸術事業を展開できている。新たな取り組みとして、7月26日にシニア世代が「認知症・介護」をテーマに演劇創作を行う事業を展開した。</p>

【シティプロモーション部 文化課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク</p> <p>指定管理者による保険証券の市への提示、四日市市三浜文化会館の警備保安業務の勤務時間について不備が見受けられ、市の指定管理者への指導監督が十分でないといえる。協定書等をあらためて点検し、規定に則った業務を行うよう指定管理者への指導監督を行うこと。また、市のモニタリングレポートの記載誤りも見られた。トップの強いリーダーシップにより適正なチェック体制の構築に取り組み、確実な履行確認や事務処理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 3月31日</p> <p>協定書等に記載している指定管理者が行うべき業務の適正なチェックを行うとともに、令和7年度の年度協定書を文化会館の管理グループリーダーと協議し、確実な履行確認や事務処理について、再確認を行った。</p>

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>修繕料の経費負担について【合規性の視点】</p> <p>修繕料の経費負担区分については、100万円以上の場合は市負担、100万円未満の場合は指定管理者負担とすることが基本協定書に規定されている。しかし、100万円を超え市が負担すべきWi-Fi改修工事費（1,628,000円）を、所定の手続きをとらず指定管理者に負担させた。今後は、規定に則った確実な事務処理についてあらためて所管課で徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>今後、類似案件があった場合は、協議書等を交わし、文書により、誰でも分かるように事務を進めるよう、朝礼で所管課全体で周知徹底を行い、指定管理者とは連絡調整会議のなかで、協議を行った。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 三浜文化会館の多目的ホールの冷暖房設備導入について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】</p> <p>多目的ホールへの冷暖房設備導入については、市の総合計画中間見直しの結果によるとのことである。昨今の夏の猛暑を考慮すると、早急に必要対応を行い利用環境の向上につなげること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>公共施設への空調整備の計画に則った整備を進めていく。併せて、必要に応じて多目的ホールへの冷暖房設備の一時的なリースも検討する。現状では、熱中症警戒アラートが出ているときは、多目的ホールの利用料金を全額還付する等の対応を指定管理者が柔軟に行っている。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 2月28日</p> <p>現在、冷暖房設備の導入についての検討を行っており、早期に当該設備を設置し、市民の利用環境の向上に努める。</p>
<p>② 徹底した内部事務管理を可能にする人員体制の確保について【有効性の視点】</p> <p>協定書や仕様書に沿った事務処理が行えていないものが散見され、内部事務管理の不備は、所管課の人員体制が十分でないことも原因の一つであるとの説明があった。総務部人事課への人員配置の要望を行うとともに、利用者が安心できる内部事務管理に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月 1日</p> <p>令和7年度の職員配置によって欠員が解消された。</p>

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>事業継続のための取り組みについて【有効性の視点】</p> <p>ア 令和5年度の四日市市文化会館及び四日市市茶室の指定管理業務においては、支出額の縮減に努めてはいるものの支出が収入を上回っている状況である。事業継続のためには、利用促進につながる事業に取り組む上で、特定により指定された団体にふさわしい特長を発展させること。併せて、市としても適正な指定管理料の算定に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 3月31日</p> <p>これまでの実績を十分に精査し、市の財政部局と入念に協議して、適正な指定管理料を算定した。また、公益財団法人が公益目的事業を行う際、収入が支出を超えない「収支相償」の原則があるものの、赤字幅が大きいのは不適切であるため、適正な収支バランスが実現できるよう、経費縮減、赤字幅の削減に努める。</p>
<p>イ 特に茶室については赤字の割合が比較的大きい。子どもの教育に、茶道をはじめとする日本文化を通じた精神修養が大いに資する好例を発信することで、活動を支援する企業や団体等の参画も掘り起こすなど、一層の利用促進に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日</p> <p>子どもたちが茶道等、日本古来の伝統文化に親しむことができるワークショップや体験講座の開催するほか、高校・大学の茶道部の利用等による連携、広間等を利用しての伝統文化体験や講座など幅広く開催するとともに文化会館等と併せて企業・団体等へ紹介し、カルチャーサポート企業としての支援を受けるよう取り組んでいく。</p> <p>【措置済】 令和 8年 2月28日</p> <p>令和8年度の事業計画案を子ども向けの伝統文化体験事業として、抹茶碗の作陶、製茶工場の見学、自分で作った抹茶碗での茶道体験と連続性をもたせた事業を実施することでさらに学校や地域団体との連携を深めるとともに、企業・団体へカルチャーサポート企業としての支援の拡大に取り組むように策定した。</p>

令和6年度 随時監査（工事監査）の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
 2 監査対象 西町菊水園線ほか1線北楠駅前交通安全施設整備工事（その2）
 都市整備部 道路建設課
 3 監査実施期間 令和7年1月22日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク 施工業者が「リスクアセスメントを含む作業手順書」の作成に積極的に取り組むよう、業者への指導を前向きに検討すること。なお、指導に当たっては、見本様式を提示するなど具体的に進めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月21日 参考事例を用いて施工業者に作成を指導し、提出された工事現場作業手順書には残工事に関する「作業の順序」「予想される事故・災害」「事故・災害防止の要点」が記載されていることを確認した。 なお、リスクアセスメントは事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者がその結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じるものであることから、今後の発注工事においては手順書の作成について助言していく。</p>
<p>品質管理や出来高管理の基準を満足できなかった場合（特に公的基準と社内基準が示されている場合）の処置を記載するよう、施工業者へ指導を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月21日 社内基準は公的基準を満たすための目標値であり、公的基準内であれば処置は行わないことを施工業者から確認した。また、施工計画書に社内基準を設ける意義が記載されていることを確認した。</p>
<p>工事履行報告書の簡素化により、報告書だけでは、進捗の遅れがあった工種等の特定が難しくなっている。県の統一した様式とのことであるが、工夫し、より安全な工事施工体制の構築に取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月21日 工事履行報告書とあわせて工種毎の進捗が確認できる資料の提出により計画に対する工種毎の実施状況を確認した。 なお、今後の発注工事において進捗に遅れが生じた際には、資料の提出を求め現場状況の把握に努める。</p>

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 竣工後の維持管理について【経済性の視点・効率性の視点】 駐輪場・通路シェルターの材料である鉄柱の目標耐用年数は60年であるが、それは適切な維持管理を行った上での年数である。目標耐用年数を全うできるように、良好な維持管理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和7年3月31日 駐輪施設等の管理は所管課の職員が現地へ出向いた際に施設の状況を確認し、必要に応じて修繕を実施している。 今後は建築技師に助言を求めるなど予防的な修繕も視野に入れ、良好な維持管理を行うよう道路管理課に引き継ぐ。</p>

<p>② 供用開始後の安全利用について【住民福祉の向上の視点】</p> <p>供用開始後、歩行者が車両通行・駐車スペースを横断して駅に進入する可能性もある。地域等と連携して、駅前の安全利用についての啓発に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 4月30日</p> <p>駐輪場や送迎スペースを安全に利用していただくための啓発チラシを作成し、北楠駅及び地区市民センターに掲示するとともに、地区のまちづくり検討委員会と連携し、駅周辺の16自治会へ回覧を配布した。</p>
--	--

令和6年度 随時監査（工事監査）の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
 2 監査対象 霞一丁目ほか300耗配水本管耐震化工事
 上下水道局技術部 水道建設課
 3 監査実施期間 令和7年1月22日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(5) 施工・監理が適切に行われないリスク 施工業者との施工計画に係る円滑・効率的な協議が可能となるよう、施工計画書にページを記載すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年1月23日 三重県公共工事共通仕様書の様式にて書類を作成、提出させているが、今後においては、施工計画書にページを記載するよう指導を行うこととした。</p>
<p>安全管理上不適切な状況が複数見受けられた（工事技術調査報告書）。施工業者が「リスクアセスメントを含む作業手順書」の作成に積極的に取り組むよう、業者への指導を前向きに検討すること。なお、指導に当たっては、見本様式を提示するなど具体的に進めること。</p>	<p>【措置済】 令和7年1月23日 今後においては、リスクアセスメントを含む作業手順書の作成に積極的に取り組むよう指導を行うこととした。</p>
<p>工事履行報告書の簡素化により、報告書だけでは、進捗の遅れがあった工種等の特定が難しくなっている。県の統一した様式とのことであるが、工夫し、より安全な工事施工体制の構築に取り組むこと。</p>	<p>【継続努力】 令和7年8月31日 三重県公共工事共通仕様書の様式にて書類を作成、提出させている。ご意見をいただいた件については、三重県公共工事共通仕様書を所管する三重県と協議していく。</p>
	<p>【措置済】 令和8年2月28日 三重県公共工事共通仕様書を所管する三重県と協議を行ったが、進展が見込まれないことから、今後においては、進捗の遅れが容易に確認できる実施工程表を添付させるよう指導を行うこととした。</p>
<p>(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク ミニバックホウの旋回範囲及び進行方向に作業員が立ち入らないよう徹底することや、ミニバックホウの旋回範囲内に工具や資材を置かないようにし、その範囲に立ち入る機会を減らすなど、速やかに安全管理上の改善策を講ずること。また、作業員の安全教育を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和7年1月23日 ミニバックホウの旋回範囲及び進行方向に作業員が立ち入らないことや、ミニバックホウの旋回範囲内に工具や資材を置かないよう受注者に対し徹底するよう指導を行った。また、作業員の安全教育を徹底するよう指導を行った。併せて、安全管理において課内でも事例を含め周知を図った。</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>施工業者の技術力向上について【有効性の視点】 水道施設施工業者の技術力向上を図るため、関係団体との協力も行いながら取り組みを推進すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 8月31日 上下水道局として、施工業者に対し、バルブ操作実技講習や配水管補修金具設置講習、水張り・洗管現場見学会を開催し技術向上を図っている。</p>
	<p>【措置済】 令和 8年 2月28日 施工業者に対し、バルブ操作実技講習及び配水管補修講習を令和7年10月28日に実施した。また、水張り・洗管現場見学会は令和8年3月2日に実施する。今後も施工業者の技術力向上を図るため、こうした取り組みを推進していく。</p>

令和6年度 行政監査結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 監査のテーマ	市単独補助金の交付を受けている団体のうち、四日市市に事務所が設置されている団体における、事務局の事務執行について
3 監査対象	シティプロモーション部 観光交流課
4 監査実施期間	令和6年6月5日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>① 実行委員会の長のあり方について【合規性の視点】</p> <p>実行委員会の長が市長となっており、補助金を支出する側と受け取る側の代表が同一となっており、以前に市議会からこうした状況の改善についての提言も受けているにもかかわらず対応がされていない。次に同様のイベントを開催する際には確実に対応すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>2020東海・北陸B-1グランプリin四日市実行委員会設立以後、令和2年の開催見合わせを経て令和5年の開催を迎える間において、市議会にて実行委員会の在り方等の提言があり、その検討が行われていた最中であったことから、今大会においては、設立時の実行委員会の形式を継続しての開催となった。</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、市議会からの提言を踏まえるとともに、補助金を支出する側と受け取る側の代表が同一とならない運営組織を作るよう課内と四日市観光協会で協議を行った。</p>
<p>② 実行委員会事務局における公金の適正な取り扱いについて【合規性の視点】</p> <p>経費の支出において、公金であれば認められていない立替払いをしている事例が見受けられた。実行委員会の経理が四日市市の公金に準じる扱いである旨を定めた規定を設けるなど、経理上の誤りが生じないよう職員に周知するとともに、再発防止を徹底すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、運営組織において市に準じた経理の規定を設けることなど、課内と四日市観光協会で協議を行った。</p> <p>また、その場合、市と運営組織との業務分担を明確にし、市は経理上の誤りが生じないチェック体制を徹底することを申し伝えた。</p>

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 実行委員会事務局における事務の適正執行について【法規性の視点】</p> <p>実行委員会から市に対して行う補助金請求について、請求書の日付と実際に請求書を発行した日付に乖離が生じていた。これは1人の職員に市の業務と実行委員会の業務の両方を担当させていたことが一因と考えられるが、適切な文書管理という点で問題であり、こうした事態が生じることのないよう、再発防止のための対策を講じること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、市議会の提言を踏まえ、運営組織との業務を分担し、事務の効率化・適正化に努めることを課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>
<p>② 実行委員会及び市の意思決定について【法規性の視点】</p> <p>平成30年の政策決定の場(サマーレビュー)において、東海・北陸B-1グランプリin四日市の開催について協議され、開催に向けた協力の意思決定がされた。また、平成31年2月定例会議において、事業費の予算が承認された。</p> <p>一連の意思決定や開催に関しては、レビューや議会資料としては作成しているほか、補助金要綱の制定についての決裁はとっているが、開催自体を決定する決裁等は作成されていない状況である。どのような経緯で決定されたかの記録をとり決裁を受けるなど、適切な文書管理に努め、説明責任が果たせるよう改善すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>レビューや政策会議等で政策決定がなされた場合には、どのような経緯で決定されたかの記録をとり決裁を受けるよう課内に周知徹底した。</p>
<p>③ 経済効果の適切な把握について【有効性の視点】</p> <p>株式会社三十三総研に大会の経済波及効果調査を業務委託しているが、作成された報告書には経済波及効果が三重県内の数値しか出されていない。市費を支出して行ったイベントであり、今後は四日市市としての経済効果について把握できるような事業評価の仕組みを構築すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、今大会同様に三重県における経済波及効果調査の実施とともに、イベント来場者へアンケート調査を実施するなどイベント開催時の本市における直接経済効果を把握し事業評価を行う仕組みを導入することなどを課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>
<p>④ 協賛金の協力依頼について【有効性の視点】</p> <p>イベントには多くの企業から協賛金を支出していただいたが、協賛金を募る際には、企業側から見て強制的な依頼と認識されることのないよう、充分配慮して協力を求めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>本市で例年開催されるイベントではない、大規模イベントへの協賛金の依頼については、例えば企業における協賛金の予算計上などで無理をお願いすることのないよう、できるだけ早い段階で開催の情報提供を行い、丁寧に協力を求めていくよう課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>
<p>⑤ 実行委員会の委員選定について【有効性の視点】</p> <p>実行委員会の委員を選定する際には、地域の団体や関係企業など主要な関係者が漏れることのないよう留意して行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、関係各所に広くヒアリングを行い、地域の団体や関係企業など主要な関係者が漏れることのないよう実行委員会の委員を選定することを課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>

<p>⑥ 実行委員会内における適切な監査の実施について【合規性の視点】</p> <p>実行委員会内で行う監査については、本会計のみならず、今回のイベントにおけるチケット会計などについても適切に監査を行い、実行委員会としてのガバナンスの確保に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、チケット会計についても本会計と同様に、運営組織において適切に監査を実施するよう課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>
<p>⑦ 適切な予算計上について【合規性の視点】</p> <p>実行委員会会計において、令和5年11月にイベントが終了した後の令和6年1月に補正予算が計上されている。大会終了後も経費の支出などがあり、必要な予算額の算定に時期を要したとのことであるが、予算は本来事業実施前に計上するものであり、補正予算を計上するにあたっては適切な時期に適正な金額を想定して計上できるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 2月28日</p> <p>次に同様のイベントを開催する際には、経理規定を設け、適切な時期に適正な金額を想定して予算計上できるよう課内で共有し、加えて四日市観光協会に申し伝えた。</p>

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 財政課
- 3 監査実施期間 令和5年6月2日、6月28日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>職員の時間外勤務が恒常化しており、厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、年間1,000時間を超える時間外勤務の状況を改善するとともに、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>財政課の時間外勤務時間数は、令和4年度実績の8,002時間（一人当たり月平均74.1時間）から、令和5年度実績は5,908時間（一人当たり月平均54.7時間）と縮減したものの、依然として労災認定基準を課員全員が上回っている状況にある。</p> <p>こうした状況の中、時間外勤務時間数削減のため、令和5年度からは、繁忙期にあっても、夜10時を超える時間外勤務は原則禁止とし、所属長に事前に承認を得るようにするなど、メリハリをもって業務を進める意識を課内で徹底した。今後も、引き続き業務効率化につながるAI技術や他市町の先進的な取り組みの事例研究を進め、さらなる職員の負担軽減と時間外勤務時間数削減に努める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>財政課の上半期時間外勤務時間数は、令和5年度実績の1,280時間（職員9名、一人当たり月平均23.7時間）から令和6年度実績は1,201時間（職員8名、一人当たり月平均25.0時間）と一人当たり月平均時間は増加し、労災基準認定基準を上回る職員が7名いる状況にある。</p> <p>繁忙期以外の時期においては、休みを取るよう課内で周知を行い、メリハリをもって業務を行えるよう努めた。</p> <p>今後、2月議会の当初予算資料の作成に向けて、繁忙期となるが、メリハリをもって業務を進める意識を課内で徹底し、職員の負担軽減と時間外勤務時間数削減に努める。</p>

【 継続努力 】 令和 8年 3月31日

財政課の令和6年度時間外勤務時間数は5,990時間（一人当たり月平均62.4時間）、令和7年度実績は6,381時間（一人当たり月平均66.5時間）と、依然として労災認定基準を課員全員が上回っている状況にある。

時間外削減に向けては、事務効率の向上を目指し、新たに両副市长・二役調整時の一部ペーパーレス導入や、推進計画事業の政策推進課との合同ヒアリング、予算調整資料のDX化（調整用共有フォルダの作成等）に取り組んだ。

令和8年度は、優先順位を踏まえて業務そのものを見直すとともに、業務スケジュールの見直しにより年度内の業務量の平準化を図ることに併せて、課員全員の応援による業務の平準化を進める。

これらにより、業務にメリハリを付けて進め、時間外勤務の縮減と職員の負担軽減に努める。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 財政経営部 市民税課
 3 監査実施期間 令和5年5月23日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。</p> <p>前年度以前よりは所属全体の平均時間外勤務数が減少しているため、所属長は、引き続き、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>令和5年度においては、令和3年度以降取り組んできた新たな税務システムやAI技術の導入により一層の業務効率化を図るとともに、可能な限りの業務の平準化に努め、時間外勤務の大幅な削減を実現した。</p> <p>具体的には、年間の時間外勤務時間数（特殊要因を除く）が、課全体で職員一人当たり12.4時間減（36.3%減）、時間外勤務が多かった市民税第1係で職員一人当たり20.0時間減（56.0%減）、市民税第2係で職員一人当たり14.9時間減（37.1%減）となった。また、年間360時間を超える職員は令和4年度の14名に対して令和5年度は4名に減少し、過労死等労災認定基準に該当する職員は令和4年度の14人に対して監査結果報告日以降は6名にまで解消した。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>令和3年度以降取り組んできた新たな税務システムや、RPAの充実により一層の業務効率化を図るとともに、可能な限りの業務の平準化に努めたが、令和6年度は、定額減税や調整給付が実施されたことや、固定資産税の評価替え年度に伴う審査申出件数の増加などへの対応を帰因とする時間外勤務時間数が、上半期は課全体で3,052時間となり、令和5年度と比較すると83時間増加した。その一方で、職員間における業務分担の見直しを図ったことにより、過労死等労災認定基準を上回った職員数が、令和5年度と比較すると7名から5名に減少した。</p> <p>現時点で育休取得者が4名、時短勤務者が2名、11月以降年度内に産育休の取得が見込まれる者が複数おり、労力的に非常に厳しい状況ではあるが、引き続き、事務作業の見直し、業務分担の見直しを行い、時間外勤務の削減に取り組むとともに、年休取得を推進し、職員のワークライフバランスの確保に努める。</p>

【 継続努力 】 令和 8年 3月31日

RPA（ロボットによる業務自動化）の導入をはじめとする業務のDXのほか、令和3年1月に導入した新システムの活用が定着し、業務の省力化・効率化を図った。しかし、令和7年度当初において育児休業者が6名いて係内に複数の休業者が存在する状況となり、他の職員の負担が増加した。その結果、令和6年度に比べ令和7年度は一人当たり月平均時間外勤務時間数が2.2時間の増となった。

また、令和7年度において8名の職員が依然、過労死等労災認定基準を上回っている。これは、市税の課税業務においては法定納期をはじめ、確定申告等の期限が法定されていることなどから、作業を前倒しできず膨大な処理を短期間に集中させる必要があり、業務の平準化が極めて困難なためである。

このような状況ではあるものの、引き続き業務の平準化、効率化を行い、職員のワークライフバランスの確保に努める。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 市立四日市病院 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年7月5日 |

【総務課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>年間360時間を超える職員の人数は、令和3年度は7人、令和4年度は11人であり、令和5年度は12人と増加しているが、課員1人当たりの月平均時間外勤務時間数は、令和3年度は51.3時間、令和4年度は47.9時間であり、令和5年度には50.7時間と横ばいである。一方で、過労死等認定基準を上回る職員は、令和3年度は4人、令和4年度は5人、令和5年度は6人と依然として時間外勤務が多い状況は変わらないため、引き続き業務の削減と効率化に取り組んでいく。</p> <p>そのため、各係の業務は専門性が高く、係を超えて業務の支援を行うことが難しいものの、切り出しが可能な業務については所管を換えるなど、業務の平準化に努めていく。また、病院特有の知識に加え、人事、調達、情報処理といった専門的なノウハウも必要なことから、人事異動や新規採用者の配属があった場合には、特に、職員間の業務負担にばらつきが生じやすくなるため、職員配置や業務分担には注意を払っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>令和6年10月までの7ヶ月間で、月平均30時間以上の時間外勤務を行った職員は、令和5年度同じく12人であり、1人当たりの月平均時間外勤務時間数も46.4時間と、若干の減少は見られるものの、概ね横ばいで推移しており、依然として時間外勤務が多い状況が続いている。また、過労死等認定基準を上回る職員も5人と、状況に変化も見られないため、引き続き業務の削減と効率化に取り組んでいく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 3月31日</p> <p>月平均30時間以上の時間外勤務を行った職員は、令和6年度で13人であり、1人当たりの月平均時間外勤務時間数45.5時間、令和7年度で12人であり、1人当たりの月平均時間外勤務時間数46.6時間と概ね横ばいで推移しており、依然として時間外勤務が多い状況が続いている。また、過労死等認定基準を上回る職員は令和6年度は5人、令和7年度は4人と減少している状況ではあるものの、引き続き業務の削減と効率化に取り組んでいく。</p>

【経営企画課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>令和5年度は新型コロナ補助金等の業務により専門知識と経験を有する職員の時間外勤務時間数が過労死等認定基準を上回ることとなった。当課の業務を実施していくには、専門知識と経験に加えて、医業の特殊性への理解も必要となるため、職員の時間外勤務を分析しつつ、一定期間の担当業務の専任を経て、他業務へのローテーションを行うことで、時間外勤務の縮減に努めていく。こうした取り組みは、働き方改革の推進と職員のワーク・ライフ・バランスの充実にも繋がるものであり、継続してこうした働きやすい環境づくりに努めていく。また、AI技術の活用等ができないかの検討も行いつつ、業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減にも取り組み、特に過労死認定基準を上回る状況の早期解消を図っていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>令和6年度の5月以降では、職員1人が5月に2カ月平均で80時間超の時間外勤務となったものの、その後は、過労死認定基準を下回る状況が続いている。今後も、一定期間の担当業務専任を経て行う他業務へのローテーションのほか、生成AIによる文章要約等、AI技術の活用も積極的に検討・導入しながら時間外勤務削減に努める。また、こうした取り組みを通じて、働き方改革の推進と職員のワーク・ライフ・バランスの充実に繋げ、働きやすい環境づくりにも努めていく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 3月31日</p> <p>病院経営悪化への対応として、新たに実施した経営改善プロジェクトや経営改善事務局会議の立ち上げ期の業務負荷の増加などにより、令和6年度の時間外勤務実績は月平均46.6時間となった。令和7年度は、職員旅費の振込化や議会提出資料の事務局調整用資料のペーパーレス化といった業務効率化を中心とする経営改善や業務ローテーションを推進した結果、月平均27.8時間へと大幅に改善することができた。これにより、年間360時間以内とする時間外勤務目標を達成した。今後も、一定期間の担当業務専任を経て行う他業務ローテーションの実施に加え、生成AIによる文章要約やRPAによる定例業務の自動化など、業務効率化ツールを積極的に活用することで時間外勤務のさらなる削減を図る。こうした取り組みを通じて、働き方改革を推進し、職員のワーク・ライフ・バランスが充実した働きやすい環境づくりに努めていく。</p>

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 都市整備部 市街地整備課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年8月9日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>中央通り再編事業の工事の本格化及び後退用地整備事業の推進に伴い、当課の業務量は著しく増加しており、令和5年度は2名の職員が過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った。令和6年度には係員1名の増加を行い、業務の平準化を図っている。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に1度のノー残業デーに加えてもう1日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたOA機器の導入や、狭あい道路GISデータの作成など課内のDX化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを通じて、時間外勤務の削減に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。</p> <p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>令和6年度上半期では、過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は1名に減少したものの、職員の時間外勤務の状況は著しい改善には至っていない。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に1度のノー残業デーに加えてもう1日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたOA機器の導入や、狭あい道路GISデータの作成など課内のDX化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを引き続き行っていくことで、時間外勤務の削減に繋げ、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。</p>

【 継続努力 】 令和 8年 3月31日

令和7年度では、職員の平均時間外勤務について5時間の削減を達成し、改善傾向にあるものの、1名の職員が過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っており、状況の著しい改善には至っていない。職場の環境づくりとして、振替休日、チャレンジ、アニバーサリー休暇取得の働きかけを行っている。また、電子決裁でのペーパーレス化、狭あい道路GISデータ格納環境の整備などを進め、基盤整備係の職員の平均時間外勤務について16時間の削減を達成するなど、課内のDX化による業務効率化を図った。以上の取り組みを引き続き行っていくことで、時間外勤務の削減に繋げ、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 都市整備部 公園緑政課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年8月9日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>令和4年度と比べて令和5年度の職員一人当たりの平均時間外勤務は、35.4時間から24.8時間となり大幅に改善した。一方で、1人が厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っており、3人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていることから、令和6年度において、業務分担の見直しを行った。</p> <p>また、令和6年度に現在紙で管理している都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めるとともに、タブレット端末を導入する予定であり、引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>鶴の森公園・諏訪公園の再整備事業や坂部が丘中央公園の再編事業が本格化し、令和6年度上半期の平均時間外勤務は増加傾向にあるものの、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化に努めている。</p> <p>また、現在、都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めており、令和7年度に向けては、公園占用等の申請の電子化に向けた予算要求を行った。引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 8年 3月31日</p> <p>鶴の森公園の再整備や坂部が丘中央公園の再編事業の本格化のほか、街路樹剪定を毎年剪定とした業務の増加などにより、令和7年度の平均時間外勤務は増加傾向にあるものの、一部の職員に業務が集中しないよう、業務分担の見直しを行った他、業務効率化に向けて一部の国有地の維持管理を国に返還できるよう国と協議を進める等、業務の平準化に努めており、過労死等労災認定基準を上回る勤務をした職員は0人であった。</p> <p>また、都市公園情報の電子化の取り組みにより、令和8年度から公園占用等の電子申請の受付開始を予定している。引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。</p>

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 | 監査対象 | 都市整備部 道路建設課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和5年8月7日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 4月30日</p> <p>過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、令和4年度に続き令和5年度も1名となった。</p> <p>令和4年度途中に若手職員1名が退職して以降、欠員状態が続いており、業務分担を行ううえで職員の確保は必要であり増員要求を行っているが、令和6年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和6年度も引き続き短期的に集中する業務量の分散化や導入したタブレット端末の活用などによる業務の効率化を図るとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。また、朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 6年10月31日</p> <p>係長以上の職員が担当職員の時間外勤務状況を注視し、時間外勤務が集中する職員が見受けられる際には、係会議やヒアリングを行い業務量の分散化に努めている。しかし、業務分担を行うには職員の確保が必要であり、引き続き増員要求を行う。</p> <p>また、計画的に業務を遂行するうえで短期的に時間外勤務が集中するのはやむを得ないが心身の健康を維持するにはワーク・ライフ・バランスの確保が重要であることから、引き続き朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 3月31日</p> <p>時間外勤務状況を注視し業務量の分散に努めたが、令和6年度は大規模工事が集中したことで、過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は5名に増加した。</p> <p>令和7年度は職員の増員には至らなかったが、随時業務進捗を確認し業務量の分散化に努めるとともに、ひと月に業務が集中しないよう計画的な業務遂行を管理・指導した。これにより、過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、希望する休暇取得のため7月に業務を集約した1名となり、当課の時間外勤務時間総数は前年度の約7割に減少し、ワーク・ライフ・バランス充実度15点以上の職員が前年度の7人から先述の1名を含む14人に増加した。</p> <p>今後も係長以上の職員で業務進捗の管理・指導を行うとともに、朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。</p>

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 楠小学校、神前小学校、常磐西小学校、日永小学校、泊山小学校、
 海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校
 （海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校は書面監査）
 羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校
 （楠中学校、山手中学校、南中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和5年10月18日、令和5年10月24日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【楠小学校、常磐西小学校、羽津北小学校、常磐小学校、羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校】</p> <p>教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 7月31日</p> <p>校務支援システムでの出退勤管理により、管理職が勤務時間を把握している。また、管理職が教職員の業務の負担を確認し、面談等をもとに業務の適正化を行ったり、職員会議や打ち合わせの際に教職員のワーク・ライフ・バランスの意義を継続的に説明したりすることにより、超過勤務の削減に努めている。クラウドを活用したアンケートや情報共有を行うなど、ICTの活用による業務改善を進めている。</p> <p>令和5年度（11月以降）について、過労死等労災認定基準を上回る学校は、監査対象全小学校で0人、中学校は6校中4校が0人となった。基準を上回る職員がいる学校は、毎月校長面談を行い、長時間労働の原因把握と具体的な負担軽減措置を実施して、状況の解消を図った。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 1月31日</p> <p>これまでの取り組みについては継続実施している。小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。さらに、令和6年度からは自動採点システムが導入され、特に中学校においては、テストの採点業務時間が大きく短縮され、教員の負担軽減につながっている。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 3月31日</p> <p>これまでの取り組みについては継続実施しており、令和7年度において、該当校の約90%の教職員は過労死等労災認定基準を下回った。令和7年度8月に文書連絡機能を導入したことにより、一層効率的に市教委と学校との間の文書のやりとりをすることができるようになったことも一因と考えられる。</p> <p>令和8年4月1日からは、「業務量管理・健康確保措置実施計画」をもとに、教員がより健康に働くことができる環境づくりを推進する。</p>

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 教育総務課
- 3 監査実施期間 令和5年11月15日

指 摘

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
<p>四日市市奨学会への奨学金返還金について【有効性の視点】</p> <p>令和4年度の四日市市奨学会への奨学金返還金は、返還予定額 44,986千円（現年度分18,015千円、過年度分26,971千円）に対して、累積滞納額27,761千円 収納率38.3%という状況であり、中には昭和時代の滞納分もある。</p> <p>令和4年度から四日市市奨学金条例に基づく新たな奨学金制度もできたことから、四日市市奨学会が貸与した奨学金の滞納も含め、統一した債権管理の考え方を整理すること。整理に当たっては、市の債権管理推進本部や、私債権について法的措置も行っている市営住宅課とも情報交換を行い、適切な債権管理を行う体制づくりを行うとともに、公平性に配慮した教育支援のあり方についても再検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 6年 7月31日</p> <p>初期滞納者を中心に架電し、そのうちの一部が滞納分の全額納付や、分割納付につながった。今後も返還通知の送付や滞納者への架電対応など、個々への丁寧な対応を続けるとともに、市の債権管理推進本部等からの情報も参考に適切な債権管理を行うための情報収集に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 7年 1月31日</p> <p>奨学金返還金の令和6年度返還分及び過年度分の返還期限は1月31日と設定しており、1月31日現在の収納率は現年度分78.9%、過年度分8.5%となっている。これから年度末に向けて重点的に未納者に対する督促、架電対応などを行っていく。また、引き続き適切な債権管理を行うための情報収集に努めていく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 8年 3月31日</p> <p>奨学金返還金の令和7年度返還分及び過年度分の返還期限は1月31日で、3月31日現在の収納率は現年度分83.2%、過年度分5.9%となっている。滞納者が増えないよう、初期対応に注力するとともに、未納者に対する督促及び個々の実情に合わせた架電対応も行っていく。また、今後も、適切な債権管理を行うための情報収集に努めていく。</p>